

## 児童を害する越境サイバー犯罪の捜査手法の研究

研究代表者

中央大学法学部 四方 光

共同研究者

中央大学法学部 中野目 善則

中央大学総合政策学部 堤 和通

中央大学法科大学院 滝沢 誠

中央大学国際情報学部 中村 真利子

中央大学法学部 川澄 真樹

中央大学法学部通信教育部 矢作由美子

目次

まえがき

目的・方法

結果・考察

I 問題の所在

II 児童への誘惑行為（グルーミング）の規制

III SNS 等による対策の義務付け

IV 諸外国における児童ポルノサイトの摘発

V おわりに

付録：ウェブサイト上のアンケート調査結果

執筆者一覧

文献

## まえがき

日工組社会安全財団より助成を得て、「児童を害する越境サイバー犯罪の捜査手法の研究」を行ってきた。対象国すべての実地調査ができたわけではないが、分担を決めて外国の状況の調査を実施した。

児童の保護は、個人の価値を保護する観点から重要なのは勿論だが、将来の世代の保護の観点から重要な意味がある。個人の価値を尊重することを基本とする社会の在り方が重要であることは、一部の国を別として、国際的に共通の認識とされてきているが、そのような中でも、現実には、性的搾取や人身売買が横行してきた経緯があり、近時は、サイバー空間を利用した密行性を高めた手法を利用してかかる犯罪が行われてきている状況にある。

本研究においては、かかる状況を踏まえて、児童の性的搾取や人身売買、引き込みともいえるグルーミングなどの、サイバー空間を利用した犯罪に効果的に対処するには、どのような捜査手法を用いる必要があり、どのような捜査手法が効果的なのかを、各国の実務と法制の比較研究を行って探求してきた。各国の経験を参照して我が国においても効果的な手法を見いだすとともに、国際的な連携をとって、かかる犯罪を撲滅するための、協力関係を築く上でも、本研究には重要な意義がある。

当初調査予定であった、ヨーロッパでの一部の調査はコロナの影響を受けて実施することができなかったが、重要な調査対象であるので今後の調査が期待される。

2013年3月までに実施した調査研究の成果内容は、詳しくは各報告を参照されたいが、次のようなものである。

四方光教授が、児童への誘惑行為（グルーミング）の規制に関して、条約関連規定、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアを含む調査研究を行い、我が国における状況を踏まえて対策を検討した。滝沢誠教授と中村真利子准教授は、児童への誘惑行為（グルーミング）の規制に関して、ドイツと韓国に関してさらに詳しい調査を行った。

四方光・滝沢誠・中野目善則の3名の各教授はドイツのNordrhein-Westfalenの警察（Polizei）を訪問して、ドイツにおける児童を害するサイバー犯罪捜査について、聞き取り調査を実施し、最新のドイツにおけるかかる犯罪を含めたサイバー犯罪を捜査するための捜査手法について調査した。その内容は、四方光教授の報告及び滝沢誠教授の報告にまとめられている。

アメリカについては、堤和通教授が、米国のFBI、内国歳入庁捜査局などが主導する法執行により閉鎖された、大手の広告サイトである“Backpage”に関連する調査研究を行い、サイバー犯罪と第三者責任の関係を検討した。

また、川澄真樹講師は、アメリカの児童ポルノサイトの“PlayPen”に関する捜査の調査研究を行った。

四方光教授と矢作由美子講師は、共同で、SNSを通じたいサイバー犯罪に関する青少年のWEB調査を通して、SNSに起因する被害の実態を明らかにしている。

このように、本報告は、各国の実務及び法制の調査と実態調査から成っている。

児童を被害者とする、サイバー犯罪への対処とその予防に、各国がどのような手法で対処しようとしてきているのかを検討することは、今後の我が国で取るべき方策を検討する上で重要な意味がある。コミュニケーションの手段の変化に伴う、サイバー空間を利用した、児童を被害者とする性的搾取、人身売買、児童ポルノ、グルーミングなどの新たな犯罪に迅速かつ効果的に対処する必要があると大きく、各報告は、こうした問題の解決、対処策を考察するに際して重要な示唆を提供するものであろう。

まだ、残された調査研究はあるが、ここに示したこれまでの研究は、目的に沿った成果を示すことができたということができるとは思料する次第である。

サイバー空間を利用した、児童を被害者とする犯罪は、その手法が変化するので、そのような犯罪の形態の変化に的確迅速に対処することができる捜査手法が不断に検討されなければならないが、本研究がその一助となればと思料する次第である。

## 目的・方法

本研究の目的は、外国の捜査手法や捜査を容易にする諸制度を研究することにより、容易に国境を越えるインターネット空間を舞台にして行われる児童を害する犯罪、取分け児童の性的搾取に当たる犯罪の効果的な捜査手法を明らかにすることである。

その目的達成のため、文献調査及び海外出張調査によって、捜査を容易にする刑事実体法の規定としてのグルーミング規制、SNS事業者等による捜査協力等の対策の義務付け、国境を越える児童ポルノの闇取引の中心的存在となっているダークウェブ等の児童ポルノサイトの摘発手法を中心に海外の諸対策を解明した。

## 結果・考察

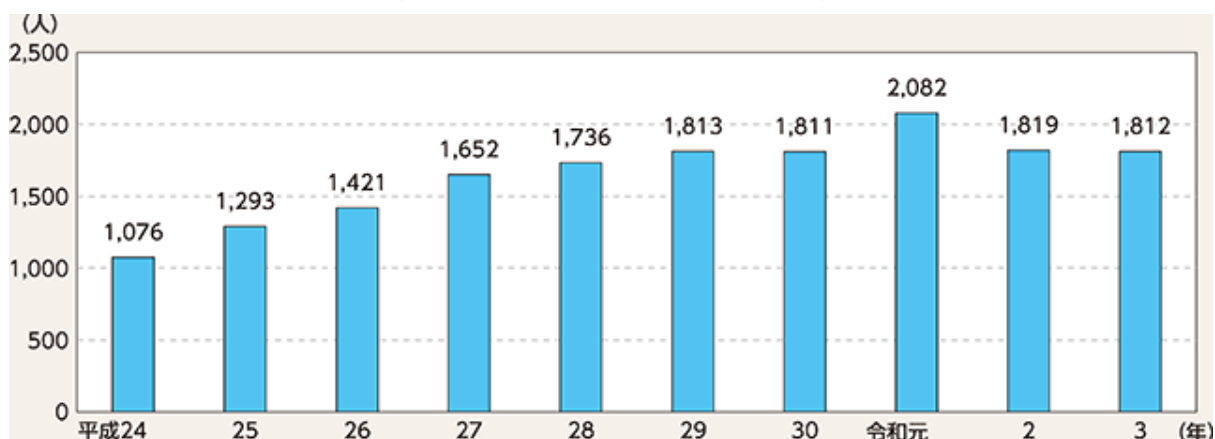
### I 問題の所在

#### 1 インターネット上の児童の性的被害の深刻性

サイバー犯罪は年々深刻さを増しており、ランサムウェア等によるサイバー攻撃が深刻になっているが、他方で、目立った報道こそされていないものの、インターネットを悪用した児童の性的被害の深刻さも増している。SNS に起因する事犯の被害児童数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から令和2年は若干減少しているものの、近年増勢を続けている。

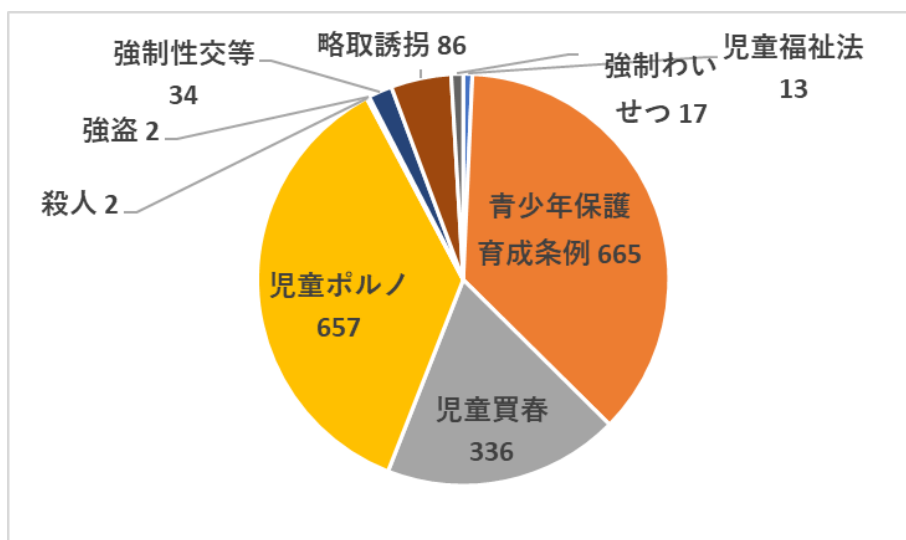
図1 SNS に起因する事犯の被害児童数の推移（平成24年～令和3年）

（令和4年度警察白書 図表2-27）



罪種別に見ると、青少年保護育成条例違反や児童ポルノ・児童買春が大半を占めている。

図2 SNS に起因する事犯の被害児童数（罪種別、令和3年）



警察庁「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」 p 20

「SNS に起因する事犯の被害児童数の推移」より作成

## 2 ある交流サイトにおけるインターネットの危険性に関する調査

悩み相談が行われている A 団体の掲示板の 18 歳から 23 歳までの利用者を対象に、2021 年 1 月 1 日から 2021 年 4 月末日にかけて、中高生時代のインターネットの利用についてウェブ上のアンケート調査を実施したところ、138 名（男性 24.4%、女性 65.2%、その他 9.4%）から回答を得た（詳しくは補論参照）。

その結果、

- Twitter のアカウントを複数所持している人は、中高生時代に、SNS 上で知りあった人と実際に出会っている人が出会っていない人より多い。
- ネット上に電話番号やメールアドレスの書き込めたことがある人は、インターネットの危険性について知らないが知っている人より多い。
- インターネット上に自分の写真の書き込みをするのは、女子の方が男子より多い。
- インターネット上で個人情報・プライバシーの流失のトラブルに巻き込まれた人は、女子の方が男子よりも多い。

極めて限定的な調査ではあるが、若者は見知らぬ他者から接近がしやすい態様でインターネットを利用していると言える。

## 3 インターネット上の児童の性的被害発生の典型的過程

インターネットを通じて児童を性的な行為に誘導する行為を、一般に「グルーミング」と呼んでいる。

典型的なグルーミングの手口では、最初は公開の場である SNS において共通の趣味等を話題にして対象児童と親しくなり、次に 1 対 1 で会話のできるダイレクトメール等の通信手段に移行した上でさらに児童と親しくなった上で、現実世界で会うことを誘い実際に会った時に性的行為を強要したり、当該通信手段上で裸の写真や性的行為の動画を送るよう要求する。

齋藤他 2022 年<sup>1</sup>は、児童被害の 1 つの事例として高校 1 年生の女子 F さんのケースを紹介しているが、これは典型的なグルーミングの手口をよく表している。

- ・ F さんには好きな芸能人がおり、その芸能人のファンの人と SNS で交流をしていた。そのうちの一人、社会人の男性と意気投合した。何度かやり取りをするうちに、F さんは、学校での悩みや母親がいない寂しさなども、その人に打ち明けられるようになった。
- ・ 男性は、実際に会って話をしようと、F さんを誘ってきた。「同じ社会人でも、こんなに興味が合う人はいないよ」と言われて、F さんも嬉しいと思い、会うことを承諾した。

---

<sup>1</sup> 齋藤梓・岡本かおり編著『性暴力被害の心理支援』（2022 年、金剛出版）223-224 頁

- ・ 待ち合わせ場所に行くと、男性は車で来ており、Fさんは少し驚いたが男性の車に乗った。オシャレなお店でランチをおごってもらったり、一日、楽しく過ごした後で、車で人気のない方向に連れていかれて、キスをされた。
- ・ 土地勘のない場所だったので車から降りて逃げることもできなかった。そのままホテルに連れていかれた。
- ・ Fさんはどうしていいかわからず、男性に腕を引かれるままにホテルに入り、そのまま性行為を強要された。写真も撮られた。
- ・ 写真を拡散されるかもしれない、男性とトラブルになったら、その芸能人のファンのコミュニティにいられなくなるかもしれないと思い、その後も言われるままに男性と会い、何度か行為に応じた。

公開の SNS 上において既に露骨な性的勧誘がなされる場合もあるが、上記のように高名なグルーミングの手口では、公開の場である SNS 等においては現実空間で会う要求や性的な要求をしないので、いわゆるネットパトロールでは発見が難しい。実際に性犯罪が行われて被害者から被害申告がなされた後、ダイレクトメール等の 1 対 1 の会話の状況を確認することによって、はじめてグルーミングがあったことが確認できるということになる。そのため、後述するようにいくつかの国では、実際の性犯罪被害が生ずる前に被疑者を検挙することができるよう、捜査官が児童になりすまして行う消極的おとり捜査によってグルーミングの証拠を確保し、犯罪者を検挙している。

## II 児童への誘惑行為（グルーミング）の規制

I に見た犯行態様の実際から、立法されたグルーミング規制が実務上有効なものと言えるかどうかは、①現実世界での行為までは要求されず、インターネット上の行為のみでもグルーミングと認定され得るか、②相手方が実在の児童ではなく、成人のおとり捜査官であってもグルーミングと認定され得るかの2つの観点によって判断されることとなる。

他方で、グルーミング規制は表現の内容規制そのものであるため、処罰範囲が不当に広がらないよう、後述するように立法例や判例では、現実世界での行為が伴うことや、表現そのものに性的搾取につながる内容が含まれることを求めることが少なくなく、規制の実効性との間で難しい調整がなされることとなる。<sup>2</sup>

### 1 条約における関連規定

#### ア 児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約第34条は、次のように規定して、締約国に対して児童の性的搾取から児童を保護する措置をとることを義務付けている。グルーミングそのものについては言及はないが、「勧誘」はグルーミングを含む概念とも言える。もっとも、本条は、具体的にどのような措置を採るべきかまでは明記していない。

第34条 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。

このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

なお、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択的議定書は、その前文において、「インターネットその他の発展しつつある技術による児童ポルノの入手がさらに容易になっていることを憂慮」する旨言及しているものの、グルーミングに関する規制は定めていない。

#### イ EU 児童の性的搾取・性的虐待防止条約

---

<sup>2</sup> 諸外国のグルーミング規制を概観した資料として、International Centre for Missing & Exploited Children, *Online Grooming of Children for Sexual Purposes: Model Legislation & Global Review*, 2017 がある。

2007年に採択され2010年に発効したEUの児童の性的搾取・性的虐待防止条約第23条は、次のように規定して、締約国に対して、面会につながる現実世界における何らかの行為がなされることを条件に、グルーミングを犯罪化するよう義務付けている。

#### 第23条(性的な目的での児童の勧誘)

各締約国は、第18条第1項a又は第20条第1項aの規定により定められた犯罪を犯す目的で、第18条第2項の規定により定められた年齢に達していない児童と面会するため、成人が情報通信技術を用いて故意の提案を行うことが、当該提案に続いて面会につながる現実世界における行為がなされる場合には、犯罪とされるために必要な立法上その他の措置をとる。

「第18条第1項a又は第20条第1項aの規定により定められた犯罪」とは、児童に性的行為をさせること(第18条第1項a)及び児童ポルノの作成(第20条第1項a)である。「第18条第2項の規定により定められた年齢」とは、締約国各国が児童と定める年齢をいう。本条約解説書(Explanatory Report)160項は、「面会につながる現実世界における行為」の例として、加害者が面会場所に到着したことを挙げている<sup>3</sup>。本条は、インターネット空間だけで完結するグルーミングの処罰までは求めている。

これを受けて2011年に定められた「児童の性的虐待、性的搾取及び児童ポルノと戦うためのEU指令」第6条第1項は、面会に向けた現実空間での行為を伴う場合のグルーミングの処罰を規定している。

#### 第6条 性的目的のための児童の勧誘

1 加盟国は、次の故意の行為が処罰されることを確保するため、必要な措置をとる。すなわち、第三条(4)及び第五条(6)に規定する犯罪を犯す目的で、情報通信技術を用いて、性的同意年齢に達していない児童と面会するための成人による提案が、それに続いて当該面会に至る現実世界における行為が行われた場合には、少なくとも1年以下の懲役に処されるようにする。

2 (略)

## 2 アメリカ

アメリカ連邦刑法でグルーミングを規制しているのは、2422条である。

---

<sup>3</sup> Explanatory Report to the Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse( <https://rm.coe.int/16800d3832> (最終閲覧 2023.1.5) )p23



## 連邦刑法 2422 条：強要及び誘惑

領土の管轄権内において、18 歳に達していない個人に対し、売春に従事し、又は罪に問われる可能性のある性行為をするよう、故意に説得し、誘導し、誘惑し、又は強要し、又はこれを試みたは、本法に基づいて罰金又は 10 年以上の禁固刑若しくは終身刑に処せられる。

「説得し、誘導し、誘惑し、又は強要」することを「試みた」場合でも犯罪が成立するのであるから、かなり緩やかな要件のように見える。しかし、米国の判例は、一般に未遂犯 (Attempt) が成立するためには、第一に既遂犯に必要とされる有責性すなわち意図と、第二に犯罪実行に向けた実質的な段階に至っていることが必要とされる (実質的踏み出しテスト substantial-step test) <sup>4</sup>。

そこで、グルーミング罪については、単なる SNS 上の会話が処罰範囲内としないようにするため、どのような段階でグルーミング罪の未遂犯が成立すると言えるのか、裁判所の判断は分かれている。グルーミング罪の本質は性行為の説得等であって性行為そのものではない点を重視する立場からは、SNS 上で性行接触を求める会話が開始されていれば成立するとする「助長行為基準 encouragement standard」が主張される。他方、現実の性行為に向けた行為であることを強調する立場からは、被疑者が現実世界で性行為に向けた具体的な活動を行うことを要求する<sup>5</sup>。

「試みた」という未遂犯規定に、相手方が実際には児童ではなく、おとり捜査を行っている成人の捜査官である場合が含まれるかについては、多くの裁判所は、被疑者が相手方が児童だと思っていればよく、不能犯にもならないと判断している<sup>6</sup>。

### 3 イギリス

イギリスでは、2003 年性犯罪法第 14 条が児童に対する性的虐待の準備行為の処罰を定めている。

#### 2003 年性犯罪法

##### 第 14 条 児童性犯罪の準備又は幫助

(1) 次のすべてを満たす者は、犯罪を犯したことになる。

---

<sup>4</sup> United States v. Farner, 251 F.3d 510,513 (5<sup>th</sup> Cir. 2001), United States v. Burks, 135 F.3d 582,583 (8<sup>th</sup> Cir. 1998)

<sup>5</sup> Pazuniak, Andriy, “A Better Way to Stop Online Predators: Encouraging a More Appealing Approach to § 2422(B),” *Seton Hall Law Review*, Vol. 40, 2010, pp694-698, Doherty, Max, ““Sexual Activity”: What Qualifies Under 18 U.S.C. § 2422?,” *Boston College Law Review*, Vol. 63, No. 9, 2022, ppII-130-143, 隅田陽介「インターネットを利用した児童に対する誘惑行為の未遂段階での規制」比較法雑誌 51 巻 4 号、2018 年、54-68 頁 参照。

<sup>6</sup> Boggess, Bridget M., “Attempted Enticement of a Minor: No Place for Pedophiles to Hide under 18 U.S.C. § 2422(B),” *Missouri Law Review*, Vol. 72, 2007, p909-930, 前注隅田 39-54 頁

- (a) いずれの場所においても、自ら行おうとしていること、他人に行わせようとしていること、または他人が行うと信じることを、故意に準備し又は幫助し、
- (b) これを行うことは、第9条から第13条に基づく犯罪に含まれる。

(中略)

(4) 本条に基づく犯罪の有罪者は、次の刑に処する。

- (a) 略式有罪判決による場合、6ヶ月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (b) 起訴されて有罪判決を受ける場合、14年以下の拘禁刑

対象となっている児童性犯罪は、児童に対する性交等（第9条）、児童に対する性交等への誘引（第10条）、児童に対して自らの性的行為を見せる行為（第11条）、児童に対して第三者の性的行為を見せる行為（第12条）、18歳未満の者による第9条から第12条の行為（第13条）である。

グルーミングがこれらの児童性犯罪の「準備」のためのものであるかの立証は、それなりに難しい。児童とのインターネット上の接触を構成要件の一部としているのは次の第15条であるが、現実世界での面会ないし面会に向けた現実世界での行動を要件としているので、グルーミングだけで犯罪となるものではない。

#### 第15条 性的グルーミング後の児童との面会

(1) 18歳以上の者Aは、次に掲げるすべてに該当する場合に犯罪を犯したことになる。

- (a) Aが他の人(B)と会い、又は連絡を取り [1回又は複数回]その後、
  - (i) Aが意図的にBと会い、
  - (ii) AがどこかでBに会うつもりで出かける、どこかでBに会うように準備する、又は
  - (iii) BがどこかでAと会う目的で出かける。
- (b) Aが、(a)(i)から(iii)に掲げる面会の最中又は後に、Bに対して又はBに関して、関連する犯罪のAによる犯行に含まれる何らかの行為を故意に行う。
- (c) Bが16歳未満である。
- (d) Aは、Bが16歳以上であると信じるのが合理的でない。

(2) 第(1)項において、

- (a) 「AがBと会い、又は連絡をとる」とは、AがどこかでBと会い、又はどこからか何らかの手段によりBと連絡をとったことを意味する。
- (b) 「関連する犯罪」とは、
  - (i) 本篇に基づく犯罪
  - (ii) (削除)
  - (iii) イングランド及びウェールズ国外で行われた行為であり(i)項の犯罪ではないが、イングランド及びウェールズにおいて行われた場合には(i)項の犯罪となる行為

(3) (削除)

(4) 本条に基づく犯罪の有罪者は、次の刑に処する。

- (a) 略式有罪判決による場合、6ヶ月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (b) 起訴されて有罪判決を受ける場合、10年以下の拘禁刑

面会ないしそれに向けた現実世界での行動に至ると性被害に至ってしまう危険性が高いことから、児童の性被害を未然に防止するため、2017年改正によって現実世界での面会や準備行動を要件としない第15条Aが追加された。

第15条A 子どもとの性的コミュニケーション

(1)18歳以上の人(A)は、次に掲げるすべてに該当する場合に犯罪を犯したことになる。

- (a)性的満足を得る目的で、Aが故意に他人(B)とコミュニケーションを行うこと。
- (b)当該コミュニケーションが性的であるか、またはBが(Aに対して、または他者に対して)性的なコミュニケーションを行うことを促すことを意図していること。
- (c)Bは16歳未満であり、AはBが16歳以上であると信じるのが合理的でない。

(2)本条の目的上、コミュニケーションは、次のいずれかの場合に該当すれば性的である。

- (a)その一部が性的行為に関するものである。
- (b)合理的な者が、あらゆる状況において、いかなる者の目的にかかわらず、コミュニケーションのいかなる部分も性的なものであると認めるものである。

なお、(a)項において「性的行為」とは、合理的な者が、あらゆる状況において、いかなる者の目的にかかわらず、性的であると認める行為をいう。

(3)本条に基づく犯罪の有罪判決を受けた者は、次の刑に処する。

- (a) 略式有罪判決の場合、12ヶ月以下の懲役若しくは罰金又はその両方
- (b) 起訴による有罪判決の場合、2年以下の懲役

#### 4 カナダ

カナダでは、2001年刑法改正法により、グルーミング罪が創設された。グルーミングの対象として18歳未満の者だけでなく「被告人が18歳未満であると信じた者」が明記され、これによって児童を装った覆面捜査官による消極的おとり捜査がなされ、多数の事件が検挙されている。

#### カナダ刑法

道徳を墮落させる傾向のある犯罪

子どもへの誘い

172.1 (1) すべての人は、電気通信手段により、次に掲げる者とコミュニケーションを行うと罪を

犯すこととなる。

(a) 第 153 条(1)、第 155 条、第 163.1 条、第 170 条、第 171 条若しくは第 279.011 条又は第 279.02 条(2)、第 279.03 条(2)、第 286.1 条(2)、第 286.2 条(2)若しくは第 286.3 条(2)に当該する者に関して、その犯罪の実行を容易にする目的をもって、18 歳未満の者又は被告人が 18 歳未満であると信じた者

(b) その者に関して第 151 条、第 152 条、第 160 条(3)若しくは第 173 条(2)又は第 271 条、第 272 条、第 273 条若しくは第 280 条に基づく犯罪の遂行を容易にする目的で、16 歳未満の者、又は被告人が 16 歳未満であると信じた者、又は

(c) その者に関して第 281 条に基づく犯罪の遂行を容易にする目的で、14 歳未満の者又は被告人が 14 歳未満であると信じた者。

#### 刑罰

(2) 第(1)項に基づく犯罪を犯した者は、

(a) 起訴により有罪とされた場合、14 年以下 1 年以上の懲役に処せられる、又は

(b) 略式有罪判決により有罪とされた場合、2 年以下 6 月以上の懲役に処せられる。

#### 年齢推定

(3) (1)(a)、(b)又は(c)に規定する者が、被告人に対し、18 歳、16 歳又は 14 歳未満であると表明されたという証拠は、これと相反する証拠がない場合には、被告人がその者がその年齢未満であると信じていたことの証拠となる。

#### 抗弁の制限

(4) 被告人が、(1)(a)、(b)又は(c)の各項に規定する者が少なくとも 18 歳、16 歳または 14 歳であると信じていたことは、被告人がその者の年齢を確認するための合理的な措置をとっていない限り、これらの項に基づく告発に対する抗弁とはならない。

本条のコミュニケーションの目的となる犯罪は、172.1(1)の(a)については監護者による性的搾取 (153 条(1))、近親相姦 (155 条)、児童ポルノ (163.1 条)、保護者による児童の提供 (170 条)、児童の性的行為のための場所の提供 (171 条)、児童の人身取引 (279.011 条)、児童の人身取引による犯罪収益の收受 (279.02 条(2))、児童の人身取引のための旅券の取上げ等 (279.03 条(2))、児童による性的役務の收受 (286.1 条(2))、児童による性的役務からの犯罪収益の收受 (286.2 条(2))、児童の性的役務への提供 (286.3 条(2))、(b)については 16 歳未満にたいするわいせつ行為 (151 条)、性的接触への誘引 (152 条)、児童猥姦 (160 条(3))、児童に対する公然わいせつ (173 条(2))、児童に対する性的暴行 (271 条)、武器使用等による児童に対する性的暴行 (272 条)、児童に対する重大な性的暴行 (273 条)、児童誘拐 (280 条) である。

これら現実世界での犯罪を容易にする目的は必要であるが、実行行為はコミュニケーションだけ

であるから、現実世界で会おうとすることは要しない<sup>7</sup>。また、性的なコミュニケーションの対象者は「18歳未満の者又は被告人が18歳未満であると信じた者」であればいいから、被告人が「被告人が18歳未満であると信じた者」であれば18歳以上の覆面捜査官であっても差し支えなく、カナダではグルーミングの摘発手段として消極的おとり捜査が行われている。

もっとも、被告人が対象者を「被告人が18歳未満であると信じた」ことが推定され、これを覆す立証を被告人に負わせている172.1条(3)項の規定について、近時カナダの最高裁判所は、推定無罪の原則に反して憲法違反である旨判示した<sup>8</sup>ので、同項は改正されるものと見られている<sup>9</sup>。この判例は、相手方が児童であるという被告人の認識（いわゆる知情性）の立証責任はあくまで訴追側にあるとするもので、実効性のあるグルーミング罪の規定の難しさを示す事例と言える。

## 5 オーストラリア

オーストラリアでも、グルーミングの対象者は「16歳未満の者又は送信者が16歳未満であると信じている者」とされており、被告人が「16歳未満であると信じている者」であればいいので、16歳以上の覆面捜査官に対してもグルーミング罪は成立する<sup>10</sup>。

1995年刑法

474.26 16歳未満の者を周旋するための通信サービスの使用

(1)人(送信者)は、次に掲げる場合にすべて該当するとき、犯罪を犯したことになる。

(a)送信者が通信サービスを使用して、他の者(受信者)に通信を送信する。

(b)送信者は、受信者に送信者との性的活動を行うように周旋する意図でこれを行う。

(c)受信者は、16歳未満の者又は送信者が16歳未満であると信じている者である。

(d)送信者が18歳以上である。

罰則:15年の懲役

---

<sup>7</sup> OST, Sezanne, *Child Pornography and Sexual Grooming: Legal and Societal Responses*, Cambridge University Press, 2009, pp211-220 は、グルーミング罪による表現の自由等の過剰規制の可能性を指摘している。

<sup>8</sup> R v Morrison 2019 SCC15 被告人は、児童を名乗る相手方は成人が児童に成りすまして会話をしていたものと信じていたとの抗弁をし、このような抗弁を条文上否定する172.1条(3)項は違憲だと主張した。

<sup>9</sup> Steph Brown, 2019, R v Morrison: Child Luring Provisions are Tested by the Supreme Court of Canada, *The Court Canada*, MARCH 26, 2019 (<https://www.thecourt.ca/r-v-morrison-child-luring-provisions-are-tested-by-the-supreme-court-of-canada/>)最終閲覧日 2023.3.12

<sup>10</sup> 覆面捜査官による消極的おとり捜査によって検挙された被告人が有罪とされた判例として、例えば、R v Kennings [2004]QCA 162 や R v Camphell [2004]QCA 342 がある。

(2)人(送信者)は、次に掲げる場合にすべて該当するとき、犯罪を犯したことになる。

(a)送信者が通信サービスを使用して、他の者(受信者)に通信を送信する。

(b)送信者は、受信者に他の者(参加者)との性的活動を行うように周旋する意図でこれを行う。

(c)受信者は、16歳未満の者又は送信者が16歳未満であると信じている者である。

(d)参加者が18歳以上であるか、送信者が18歳以上であると信じている者である。

罰則:15年の懲役

(3)人(送信者)は、次に掲げる場合にすべて該当するとき、犯罪を犯したことになる。

(a)送信者が通信サービスを使用して、他の人(受信者)に通信を送信する。

(b)送信者は、受信者に他の者との性的活動を行うように周旋する意図でこれを行う。

(c)受信者は、16歳未満の者又は送信者が16歳未満であると信じている者である。

(d) (b)に規定する他の者が、18歳未満の者又は送信者が18歳未満であると信じている者である。

(e)送信者は、(b)項の性的行為が次のいずれかの者の面前で行われることを意図している。

(i) 送信者

(ii)18歳以上の者又は送信者が18歳以上であると信じている別の者(参加者)。

罰則:15年の懲役

#### 474.27 16歳未満の者を「グルーミング」するための通信サービスの使用

(1)人(送信者)は、次に掲げる場合にすべて該当するとき、犯罪を犯したことになる。

(a)送信者が通信サービスを使用して、他の者(受信者)に通信を送信する。

(c)送信者は、受信者が送信者との性的活動を行うことを容易にすることを意図してこれを行う。

(d)受信者は、16歳未満の者又は送信者が16歳未満だと信じている者人である。

(e) 送信者が18歳以上である。

罰則:12年の懲役

(2)人(送信者)は、次に掲げる場合にすべて該当するとき、犯罪を犯したことになる。

(a)送信者が通信サービスを使用して、他の者(受信者)に通信を送信する。

(c)送信者は、受信者が他の者(参加者)と性的活動を行うことを容易にすることを意図してこれを行う。

(d)受信者は、16歳未満の者又は送信者が16歳未満だと信じている者人である。

(e)参加者が18歳以上の者又は送信者が18歳以上であると信じている者である。

罰則:12年の懲役

(3)人(送信者)は、次に掲げる場合にすべて該当するとき、犯罪を犯したことになる。

(a)送信者が通信サービスを使用して、他の者(受信者)に通信を送信する。

(c)送信者は、受信者が他の者と性的活動を行うことを容易にすることを意図してこれを行う。

(d)受信者は、16歳未満の者又は送信者が16歳未満だと信じている者である。

(e) (c)項の他の者は、18歳未満の者又は送信者が18歳未満であると信じている者である。

(f)送信者は、(c)の性的行為が次のいずれかの者の面前で行われることを意図している。

(i) 送信者

(ii)18歳以上の者又は送信者が18歳以上であると信じている別の者(参加者)

罰則:15年の懲役

## 6 ドイツ

ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）の刑事法制度とわが国の刑事法学の解釈運用との関係については、実体刑法はわが国の刑法典をめぐる立法及び解釈学に大きな影響を与えている。ドイツの立法政策においては、その時々を生起した社会現象に対しては、一般に解釈によるよりも、その社会現象が現行法の規定に対処できないことをスタートラインとして、その社会現象に対応できる構成要件を新たに創設し、法的にそれを規律し対処する傾向が強くと見て取れる。この傾向は、性犯罪及び子供（以下、本報告書のドイツの部分においては、「児童」も含む。）に対する犯罪についても当てはまる。すなわち、わが国の衆議院にあたる連邦議会（Bundestag）の選挙においては、社会問題に対する立法措置の是非が争点になったり、連邦議会の選挙後に新たな政権を組むに当たって、連立政権を組む他の政党との間で取決めが交わされ、この取決めにおいては、新たに生起した現行法の規定では対処できない社会現象に対する取組みが盛り込まれることが多く、その中には、性犯罪及び子供に対する犯罪をはじめとした実体刑法及び刑事手続法における立法措置を講じることが盛り込まれることが多い。現に、2021年末に新たに成立した社会民主党（SPD）、同盟90／緑の党（Bündnis 90/Die Grünen）及び自由民主党（F.D.P.）による中道左派の連立政権においても、児童虐待対策が盛り込まれている<sup>11</sup>。立法機関は、政権与党が示した公約に従って、それを実現する立法措置を積極的に講じる特徴が見受けられる。

この傾向は、EU法とドイツ法との関係でも同様であり、EU構成国に対する国内法化の文脈においても、ドイツは、国内法及びEU法の二重の影響を受け、EUの施策に合致する制度がドイツで設けられていなければ、その政策を実現する法制度をドイツの法制度に整合するように立法化することが求められており、特に、性犯罪及び子供に対する犯罪対策の文脈においては、性犯罪の被害を受けやすい被害者が子供であることもあり、以下で述べるように、その処罰範囲を拡張するとともに社会状況に応じた新たな捜査手法が導入されるようになってきている。周知のとおり、EUレベルにおいては、性犯罪及び子供に対する犯罪に対する措置を講じる必要性が強く指摘されてきているところであり、その意味で、ドイツにおいては、EUレベルと共に国内法レベルでも、性犯罪及

---

<sup>11</sup> Mehr Fortschritt Wagen Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit Koalitionsvertrag 2021 - 2025 zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschland (SPD), Bündnis90 / Die Grünen und den freien Demokraten (FDP), S. 86.

び子供に対する犯罪に対する立法措置を講じることが求められているといえよう。

ドイツの立法府は、刑法典 (Strafgesetzbuch) における性犯罪に対する処罰規定を拡充してきており、わが国と同様の構成要件を規定しているものもあれば、わが国が解釈で対応してきている構成要件を刑法典に規定することで対処している。現在のところ、2021年6月16日に成立した「子供に対する性的暴力に対する法律」(Gesetz zur Bekämpfung sexualisierter Gewalt gegen Kinder vom 16.6.2021, BGBl. I. S. 1810) が、これらの犯罪に対する主たるかつ本質的には最新の改正法であり、これにより刑法典の諸規定が改正されている。刑法典第13章では、性的自己決定権に対する犯罪行為に対する罪 (Straftaten gegen die sexuelle Selbstbestimmung) として、174条から184条iの31ヶ条にわたり種々の性犯罪処罰規定を設けており、その中には被害者を子供に特化した構成要件が定められている規定も含まれている。例えば、同法176条1項は、子供に対する性的虐待の一般規定であるところ、同条は、14歳以下の者・子供 (an einer Person unter vierzehn Jahren (Kind)) に対する強制性交は1年以上の自由刑に処すとしており、それ以外の被害者の置かれた状況等により、例えば、同法174条では養育や雇用関係にある18歳以下の者に対する (an einer Person unter achtzehn Jahren) 強制性交を規定している。なお、ドイツ法においては、「子供 (Kind)」は「14歳以下の者」を、「少年」は「14歳から18歳までの者」をいうとされている。

また、諸外国においては、ソーシャルネットワークサービス (SNS) 及び情報技術端末の普及により、いわゆるサイバークルーミング (Cybergrooming) が社会問題となっており、ドイツにおいても、子供に対する犯罪、とりわけ性犯罪との関係で、大きな社会問題の1つである。サイバークルーミングとは、子供に対する性的虐待を行うことを目的としてインターネットを通じて子供と接触する準備行為をいい、従前の刑法典においては、そのような準備行為としてのサイバークルーミングに対する処罰規定はなかった。そのため、既存の刑法典の諸規定で対処できるのは、行為者がインターネットを通じて被害者と接触し、行為者がその被害者に対して脅迫、強要、強制性交、詐欺、恐喝といった構成要件に該当する実行行為に着手し結果が発生しなければ、その行為者を処罰することはできず、未遂犯処罰規定がある場合を除いては、行為者がそれ以前のグルーミングを行っている段階で処罰することはできなかった。そこで、2019年には、サイバークルーミングを刑法犯として処罰することを内容とする法案が連邦議会に提出され、同法の成立により、刑法典に新たな規定が盛り込まれたが、さらに、2021年6月16日に成立した前記「子供に対する性的暴力に対する法律」により、再び、構成要件が改められ、刑法典176条a及び同法176条bに新たにサイバークルーミングの処罰を可能とする両規定が盛り込まれ、両規定は同年7月1日から施行されることになった。

同法176条aの表題は、「子供との身体的接触を伴わない子供に対する性的虐待 (Sexueller Missbrauch von Kindern ohne Körperkontakt mit dem Kind)」とされ、同条第1項においては、1. 子供の前で性行為を行う、または子供の前で第三者によって自身と性行為する行為、2. 同法176条1項1号〔14歳以下の者・子供 (an einer Person unter vierzehn Jahren (Kind)) に対する強制性交



及び 14 歳以下の者の前での性行為を行うこと〕または 2 号〔子供が第三者に対して性行為を行うまたは第三者に性行為を行わせることを決定すること〕に基づいて処罰される場合を除き、子供に性行為を行うことを決意させる場合、または、3. ポルノグラフィックコンテンツ（このコンテンツの内容は、刑法典 11 条 3 項により電磁的記録も含まれる。）またはそれに準じる語掛けを通じて子供に影響を与える者には、6 月以上 10 年以下の自由刑に処するとしている。また、同条 2 項は、前項に基づく行為を申し出ること、またはその申出を約束する者、または他の者にそのような行為を約束する者も同様に処罰されるとし、さらに、同条 3 項は、同条 1 項 1 号及び 2 号に規定する罪の未遂犯を処罰する旨が定められている。ここでは、子供の面前で性行為を行うといったことが子供に対する性的虐待であることを明らかにしていると同時に、サイバークルーミングとの関係では、ポルノグラフィックコンテンツまたはそれに準じる語掛けが構成要件となることが明確にされている。同条の保護法益は、子供の他者から不当な影響を受けない状態での全体的な発達とその性的自己決定権の保護である<sup>12</sup>。

また、同法 176 条 b の表題は、「子供に対する性的虐待の準備 (Vorbereitung des sexuellen Missbrauchs von Kindern)」とされ、同条第 1 項は、行為者が、1. 行為者とまたは行為者の面前もしくは第三者とまたは第三者の面前で、あるいは、行為者または第三者と性行為を行わせようとする目的で、または、2. 刑法典 184 条 b 第 1 項 1 文 3 号〔児童ポルノの製造等〕または 184 条 b 第 3 項〔児童ポルノの頒布・譲受・所持〕の行為を行うために、コンテンツ（刑法典 11 条 3 項）を通じて子供に影響を与える者は、3 月以上 5 年以下の自由刑に処するとしている。また、同条 2 項は、同条 1 項にいう行為をするために子供を提供することを申し出るまたはその提供を約束する者、またはそのような行為を他の第三者に申し出る者も同様に処罰されるとしている。さらに、同条 3 項は、同条 1 項に規定されている犯罪行為について未遂犯も処罰される旨を定めている。ここでも、児童ポルノを製造等するためにコンテンツを通じて子供と接触する行為を処罰対象としている。同条の保護法益も、また、子供の他者から不当な影響を受けない状態での全体的な発達とその性的自己決定権の保護である<sup>13</sup>。

前 2 条の表題がいみじくも示しているように、社会現象としてのサイバークルーミングは子供に対する虐待とされ、これは子供に対する性的虐待の準備行為であると位置づけられており、この準備段階から処罰を可能とすることで、子供に対して生じうる犯罪、とりわけ、強姦性交、児童ポルノの製造・所持・頒布といったさらなる性犯罪の被害発生を防止することができるものであり、これらの規定により、サイバークルーミングが刑法典上の犯罪であることが明らかとなり、サイバークルーミングの行為態様をカバーすることができる。それと同時に、その段階から捜査を行うことができ、上記のさらなる被害発生を防止することができるという副次的な利点がある。

---

<sup>12</sup> Heintschel-Heinegg, BeckOK StGB, 56. Aufl. § 176a Rn. 2.

<sup>13</sup> Heintschel-Heinegg, aaO, § 176b Rn. 2.

もっとも、前2条の規定に対しては、未遂犯の早期処罰を可能としているといった批判、行為者と被害者である子供の恋愛の自由や双方の合意がある場合の性的自己決定権を侵害しうるとする批判もありうるところではある。しかし、同法176条bにおいては、未遂犯の早期処罰を可能とする規定を明確に規定していること、従って不能犯が成立する可能性は否定されていること、また、構成要件要素として同条に規定する者との恋愛の自由や双方の合意がある場合の自己決定権の侵害は問題とならないことが同条に盛り込まれていることから、そのような批判は受け入れられることはないとされている。そして、裁判実務でこのような抗弁がなされたとしても、立法者は性的自己決定権をめぐる子供の保護に大きな価値を置き立法を行っていることから、そのような抗弁は立法者意思に反し、受け容れられる可能性は少ないとされている。

なお、前記サイバークルーミングに対する諸規定が創設される以前から、警察や民間被害者支援団体等においてはサイバークルーミングに対する広報活動が行われてきたところではあるが、これらの規定が刑法典に盛り込まれたことにより、立法者がこの社会問題に対して毅然とした態度を採ることを明らかにしていることもあって、従前に比べて、より積極的にサイバークルーミングに対する啓蒙活動が行われるようになってきている。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州（Nordrhein-Westfalen）警察においては、ホームページ上に子供及びその保護者等への注意喚起のために、サイバークルーミングの危険性をわかりやすく紹介する動画<sup>14</sup>が、また、同州に所在する警察署のFacebookにも同様の動画<sup>15</sup>がそれぞれ公開されている。また、警察官が潜在的な被害者となる子供が通学する学校を訪問し授業を行ったり、本庁舎、警察署等の施設にパンフレットを設置する等している。ちなみに、ノルトライン・ヴェストファーレン州においては、サイバークルーミングにつき、2011年には、33件が認知され、20件が解決されており、それ以降、認知件数は年々上昇し、2020年には534件であり、413件が解決されている（77.3%）。サイバークルーミングの処罰化と啓蒙活動により暗数が掘り起こされたと評価できよう。児童ポルノの頒布・取得・所持・実演・講演等（刑法典184条b）の件数は、2016年は1,025件であったが、次第に多くなり、2021年には11,328件であり、刑法犯全数のうち子供及び少年に対する犯罪の件数は3,151件（全体は11,328件）となっている。

サイバークルーミング及びインターネット上の児童ポルノと人工知能（AI）との関係については、児童ポルノにつき、ドイツでは、児童ポルノを検出するためのさまざまなAIベースのソフトウェアがあり、画像データを、例えば、日常的なコンテンツのみが含まれている可能性が非常に高く、児童ポルノや若者向けのポルノが含まれていない画像データと、児童ポルノや若者向けのポルノ画像が含まれている可能性が非常に高い画像データに分類している。そして、犯罪に関連する可能性のあるコンテンツを含む画像データは、上記ソフトウェアによって児童及び若者のポルノのカテゴリ

---

<sup>14</sup> <https://polizei.nrw/artikel/cyber-grooming>

<sup>15</sup> <https://m.facebook.com/Polizei.NRW.W/posts/4100063460078954/>

リーに組み込まれ、捜査期間に情報が提供され、捜査官は自らそれを評価し、必要に応じてさらに捜査を行うとされている。上記ソフトウェアが、捜査の端緒となることが多く、捜査官は、犯罪に関連する可能性が非常に高いデータに集中することができ、捜査の効率性に資するものとされているとのことである。

## 7 韓国<sup>16</sup>

韓国では、2020年に、児童・青少年の性保護に関する法律（原文「아동·청소년의 성보호에 관한 법률」。以下、「青少年性保護法」という。）が改正（同年6月2日公布、即日施行）され、既に児童・青少年（「児童・青少年」とは19歳未満の者をいい、韓国における未成年者の定義と一致する。以下、単に「児童」ということもある。）に対する強姦・強制わいせつについて予備・陰謀罪が新設されていたが（青少年性保護法7条の2）、これは児童・青少年に対する強姦・強制わいせつを犯す目的でない場合には適用されないという問題があった。さらに、「n番部屋事件」という児童の性搾取物を共有するグループチャットルームに関する事件をきっかけとして、デジタル性犯罪に対する強力な処罰の必要性が強く認識されたこともあって、2021年、青少年性保護法の改正（同年3月23日公布、同年9月24日施行）により、オンライングルーミング行為に対する処罰規定が設けられることとなった。グルーミングのうちオンラインにおける行為を特に処罰するものである。以下、韓国におけるオンライングルーミング規制の概要を紹介し、その課題について若干検討する。

### （1）グルーミングの概念と韓国における被害状況

欧州評議会の策定した国際条約である「性的搾取及び性的虐待からの児童の保護に関する条約（Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse）」23条（Solicitation of children for sexual purposes）は、締約国に対して、情報通信技術を利用したグルーミング行為を処罰化するよう求めている。その解説では、「グルーミング」とは、性的満足のために児童を利用するという願望に動機づけられた児童に対する性的虐待の準備行為であって、（しばしば別人になりすまして）児童と友人になり、親密な事柄について話すように仕向け、性行為に対する抵抗感を軽減させるために、徐々に、性的に露骨な素材に触れさせるという段階が紹介されている<sup>17</sup>。この過程で、児童に自身の恥ずかしい写真を送らせることもあり、これが、行為者が児童を脅迫してコントロールする手段ともなり得る<sup>18</sup>。

---

<sup>16</sup> 本報告書は、本助成に基づいて調査し、その研究成果として執筆した中村真利子・裴相均「韓国におけるオンライングルーミング規制に関する検討」国際情報学研究3号（2023年3月刊行予定）の一部を適宜修正し、加筆したものである。

<sup>17</sup> Explanatory Report to the Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse, at 23. <https://rm.coe.int/16800d3832>, last accessed Sep. 12, 2022.

<sup>18</sup> *Ibid.* グルーミングについて、①被害者を選ぶ（欲求や脆弱性の把握）、②被害者の信頼を獲得

탁틴내일 (Tak-Tin-Nae-II) という児童・青少年性暴力相談所と GSGT (Good Students Good Teachers) が 2017 年に実施した、中学生 609 人と小学生 489 人を対象とする「青少年オンライン利用実態及び性暴力被害経験アンケート調査」によると、「オンラインでの知らない人との出会い」に関する質問に対して、中学生のうち、「知らない人と会話をしたことがある」という回答は 84.7%、「実際に会ったことがある」という回答は 23.8%、「性的な会話をしたことがある」という回答は 4.3%であったという<sup>19</sup>。小学生も、「知らない人と会話をしたことがある」という回答は 69.1%、「性的な会話をしたことがある」という回答は 3.7%であったとのことである<sup>20</sup>。

また、ソウル市が 2020 年に上記の탁틴내일と共同で実施した、12 歳以上 19 歳未満の児童・青少年 1607 人を対象とする「インターネット性犯罪被害実態調査」によると、回答者の 13.7%が「見知らぬ人からメッセージや会話の申込みを受けた後、会話したことがある」、22.6%が「見知らぬ人からメッセージや会話の申込みを受けたことがあるが、返事をしたことはない」と答え、接触してきた者は、「個人情報を知りたい」(22.6%)、「自分〔児童〕を理解して共感し、会話を通じてお互いについて知りたい」(18.6%)、「簡単にお金を稼ぐことができる方法を教えてあげる」(9.6%)などと提案したことが分かったという<sup>21</sup>。さらに、インターネットで知り合った者から「被害を受けたことがある」と回答した 4.8%の児童・青少年のうち、47.9%は周囲に助けを求めなかったといい、その理由としては、「噂によって問題が生じるのが怖かった」(20%)、「このような状況にどのように対応すべきか分からなかった」(17.8%)、「援助を受けることのできる機関を知らなかった」(13.1%)などが挙げられたようである<sup>22</sup>。

これらのアンケートの対象人数は多くはないものの、それでも、相当数の児童が知らない人とオンラインでつながっており、周囲も把握しづらいことが分かる。特に、ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) の普及やその利用の低年齢化に伴い、児童にひそかに接触することがより

---

する、③欲求を満たす、④児童を孤立させる、⑤関係を性的なものにする、⑥コントロールを維持するという 6 段階に分けて紹介されることもある。이현숙, 「아동 청소년 대상 성범죄 특성, 그루밍(Grooming: 길들이기)」, 연예기획사대표에 의한 청소년 성폭력 사건 공동대책위원회主催『“연예기획사 대표에 의한 청소년 성폭력 사건”의 의미와 쟁점 토론회』(2017. 12. 6.) 27-30 面, 표 4 (citing Michael Welner (2010), "Child Sexual Abuse: 6 Stages of Grooming", OPRAH.COM. (<http://www.oprah.com/oprahshow/child-sexual-abuse-6-stages-of-grooming/all>)).

<sup>19</sup> 탁틴내일연구소, 「그루밍에 의한 성폭력 피해사례 분석(상담사례 및 온라인 그루밍 설문조사 결과를 중심으로)」, 탁틴내일主催『아동청소년 성범죄 속 그루밍(Grooming), 어떻게 볼 것인가?』(2017. 11. 7.) 46 面.

<sup>20</sup> *Id.* at 52 面.

<sup>21</sup> 탁틴내일, 「2020 年 청소년 대상 인터넷 이용 성범죄 피해 실태조사 결과보고서」(2020. 12.) 35 面, 그림 3-5, 40 面, 그림 3-7.

<sup>22</sup> *Id.* at 19 面.

容易となっていることから、知り合いによる場合も含めたグルーミング行為の規制は喫緊の課題であると思われる。

## (2) グルーミングの処罰規定

2021年の改正により新設された青少年性保護法 15条の2（児童・青少年に対する性搾取目的の会話等）は、以下のように規定している<sup>23</sup>。

- ① 19歳以上の者が、性的搾取を目的として情報通信網を通じて児童・青少年に次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
  - 1 性的欲望、羞恥心、若しくは嫌悪感を誘発するような会話を継続的若しくは反復的に行い、又はそのような会話に継続的若しくは反復的に参加させる行為
  - 2 第2条4号各目のいずれかに該当する行為をするよう誘引・勧誘する行為
- ② 19歳以上の者が、情報通信網を通じて16歳未満の児童・青少年に第1項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項と同様の刑で処罰する。

1項と2項で行為者の年齢は19歳以上（成人年齢）で共通しているが、その違いは、グルーミング行為の対象が16歳未満の児童・青少年かどうかであり、16歳以上の場合には行為者に性的搾取の目的が必要となる。16歳未満の児童・青少年については保護の必要性がより高いとみて、目的要件を課していないのである<sup>24</sup>。「性的搾取」という文言は、これを目的とする略取・誘引罪（刑法 288条2項）や人身売買罪（刑法 289条3項）でも用いられているところ、「性売買その他の性的行為をさせることによって得られる経済的側面での利益を搾取する目的」と注釈されている<sup>25</sup>。ただし、「性的搾取」を行う犯罪類型としては、相手方やその性搾取物を営利目的で利用する類型と、自身の性的目的のために相手方に接触する類型があるが、児童の保護においてはその規制対象は「経済

---

<sup>23</sup> 제 15 조의 2(아동·청소년에 대한 성착취 목적 대화 등)

① 19세 이상의 사람이 성적 착취를 목적으로 정보통신망을 통하여 아동·청소년에게 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 행위를 한 경우에는 3년 이하의 징역 또는 3천만원 이하의 벌금에 처한다.

1. 성적 욕망이나 수치심 또는 혐오감을 유발할 수 있는 대화를 지속적 또는 반복적으로 하거나 그러한 대화에 지속적 또는 반복적으로 참여시키는 행위

2. 제 2 조제 4 호 각 목의 어느 하나에 해당하는 행위를 하도록 유인·권유하는 행위

② 19세 이상의 사람이 정보통신망을 통하여 16세 미만인 아동·청소년에게 제 1 항 각 호의 어느 하나에 해당하는 행위를 한 경우 제 1 항과 동일한 형으로 처벌한다.

<sup>24</sup> 최준혁, 「청소년성보호법 개정을 통한 그루밍처벌에서의 쟁점」, 비교형사법연구 제 23 권 제 2 호(2021. 7.), 177 면, 186 면.

<sup>25</sup> 김성돈, 『형법각론[제 7 판]』, SKKUP, 2021, 182 면.

的」利益を目的とする行為に限定されないとされる。もっとも、青少年性保護法は「性的搾取」の意義に関する規定を置いておらず、統一的な見解はない<sup>26</sup>。

日本の「児童ポルノ」(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(以下、「児童ポルノ禁止法」という。なお、ここで「児童」とは18歳未満の者をいうが、本稿では日韓の対象年齢の差異を特に考慮しないこととする。)2条3項)に相当する「児童・青少年性搾取物」については、「児童・青少年又は児童・青少年として明白に認識できる者又は表現物が登場し、第4号各目<sup>27</sup>のいずれかに該当する行為をしたり、その他の性的行為をする内容を表現するものであって、フィルム・ビデオ物・ゲーム物又はコンピュータその他の通信媒体を通じた画像・映像等の形態になったもの」と定義されている(青少年性保護法2条5号)<sup>28</sup>。従来、「児童・青少年利用わいせつ物」という文言が用いられていたが、単なる「利用」ではなくそれ自体が「性的搾取」であることを明らかにするために「児童・青少年性搾取物」に改正された経緯等から、青少年性保護法上の「性的搾取」は、刑法上のそれよりも広範なものであるとの分析もある<sup>29</sup>。

なお、日本でも児童ポルノ禁止法の目的規定(児童ポルノ禁止法1条)等において「性的搾取」という文言を用いている。定義に関する規定はないが、児童ポルノ禁止法が、「児童はあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護される」旨定める児童の権利に関する条約の精神をふまえて制定されたことなどを考慮すると<sup>30</sup>、経済的な「性的搾取」に限定する趣旨は含まれないであろう。また、2003年に発出された、難民の性的搾取及び性的虐待に関する国連事務総長の告示では、「性的搾取」は、性的目的のために、他人の脆弱性、権力格差又は信頼を実際に濫用し、又は濫用しよう

---

<sup>26</sup> 行為者と相手方との間の目的・手段の関係のバランスが崩れ、単純な性的対象化のレベルを超えた時点で「性的搾取」といえるという一応の定義を示しつつ、今後さらに検討する必要があるとする論考もある。함현지, 「성범죄의 예비·음모행위로서의 ‘그루밍’에 관한 고찰」, 저스티스 통권 제 184 호(2021. 6.), 231 면, 257-258 면.

<sup>27</sup> 2号で言及されている「児童・青少年の性を買う行為」の定義において掲げられている行為と同様であるが、詳しくは後述する。

<sup>28</sup> 제 2 조(정의) 이 법에서 사용하는 용어의 뜻은 다음과 같다.

5. “아동·청소년성착취물”이란 아동·청소년 또는 아동·청소년으로 명백하게 인식될 수 있는 사람이나 표현물이 등장하여 제 4 호 각 목의 어느 하나에 해당하는 행위를 하거나 그 밖의 성적 행위를 하는 내용을 표현하는 것으로서 필름·비디오물·게임물 또는 컴퓨터나 그 밖의 통신매체를 통한 화상·영상 등의 형태로 된 것을 말한다.

<sup>29</sup> 전치홍, 「온라인 그루밍 처벌법의 문제점과 개선방안 -초과 주관적 구성요건을 중심으로-」, 전북대학교 법학연구소 법학연구 통권 제 67 집(2021. 12.) 99 면, 104 면.

<sup>30</sup> 森山真弓編著『よくわかる児童買春・児童ポルノ禁止法』(ぎょうせい、1999年)40頁、森山真弓・野田聖子編著『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』(ぎょうせい、2005年)71頁。

とする行為であって、このような行為から金銭的、社会的又は政治的に利益を得ようとする場合を含むが、このような場合に限られないと定義されている<sup>31</sup>。韓国においても、あらゆる「性的搾取」が想定されていると思われ、16歳以上の児童・青少年を対象とする場合にはこれが目的要件として課されているということになる。この目的の有無に関する議論については改めて後述する。

1号の会話に参加させる行為は、「継続的若しくは反復的」という要件が課されている。性暴力犯罪処罰法 13条（通信媒体を通じたわいせつ行為）でも、「自己又は他人の性的欲望を誘発又は満足させる目的で、電話、郵便、コンピュータその他の通信媒体を通じて性的羞恥心又は嫌悪感を引き起こす言葉、音、文章、絵、映像又は物を相手方に到達させた者」が処罰対象とされているが、この処罰規定は、わいせつ物の提供に至らない単純な性的会話には適用されないと思われるほか<sup>32</sup>、継続的・反復的であることは求められていない点で、この1号の行為とは異なる。「継続的若しくは反復的」であるかどうかは、具体的な事情に応じて判断されることになるとと思われるが<sup>33</sup>、グルーミング罪に関して、後述する「身分秘匿捜査」や「身分偽装捜査」が行われる場合でも、短期的にはその成否が判断しづらいというグルーミング罪の特徴に鑑みて、新たに「継続的若しくは反復的」な会話を行うというよりも、既に「継続的若しくは反復的」に行われた会話が捜査対象となるようである。

2号は、「児童・青少年の性を買う行為」の定義において掲げられている行為（青少年性保護法 2条 4号）をするよう誘引・勧誘する行為である。対象となる行為は、①性交行為、②口腔・肛門等の身体の一部又は道具を利用した類似性交行為、③身体の一部又は一部を接触・露出する行為であって、一般人の性的羞恥心又は嫌悪感を引き起こすもの、④自慰行為である（以下、「性交行為等」という。）<sup>34</sup>。前述の通り、既に 2010 年の全面改正によって青少年性買収誘引罪（青少年性保護法

---

<sup>31</sup> United Nations Secretariat, Secretary-General's Bulletin: Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse, Oct. 9, 2003, at Section 1.

<https://www.unhcr.org/protection/operations/405ac6614/secretary-generals-bulletin-special-measures-protection-sexual-exploitation.html>, last accessed Sep. 12, 2022.

<sup>32</sup> 함현지, *supra*, 245 면.

<sup>33</sup> この点、オンライングルーミングは長期間にわたって行われることもあるものの、1週間以内ないし1日以内の短期間で行われるような場合に、継続性の基準をどこに置くべきか明らかではなく、反復性についても、性的な要求の繰り返しで見ると、会話の繰り返しで見るとの基準が不明であるとの批判もある。정연주, 「아동성착취, 섹스팅, 온라인 그루밍: 개념 규정과 처벌법규에 대한 논의」, 여성연구 The Women's Studies 2022. Vol. 113 No. 2, 199 면, 222 면.

<sup>34</sup> 제 2 조(정의) 이 법에서 사용하는 용어의 뜻은 다음과 같다.

4. “아동·청소년의 성을 사는 행위”란 아동·청소년, 아동·청소년의 성(性)을 사는 행위를 알선한 자 또는 아동·청소년을 실질적으로 보호·감독하는 자 등에게 금품이나 그 밖의 재산상 이익, 직무·편의제공 등 대가를 제공하거나 약속하고 다음 각 목의 어느 하나에

13条2項)は置かれていたが、斡旋者や児童・青少年の実質的な保護・監督者への対価の提供・約束が前提とされている「児童・青少年の性を買う」以外の性的目的で児童・青少年に接触する場合には対象とならないという問題に対処することが可能となったのである。

最後に、「誘引・勧誘」についてであるが、前述の性的搾取目的略取・誘引罪(刑法288条2項)における「誘引」とは、「欺罔又は誘惑を手段として、人の自由な生活関係又は保護関係から離脱させて、自己又は第三者の事実上の支配下に置く行為」をいう<sup>35</sup>。韓国の刑法上、「勧誘」という文言はないが、日本の淫行勧誘罪(刑法182条)を参照すると、「勧誘」とは、「姦淫〔性交又は道徳的に非難されるべき性交〕の決意をさせる一切の行為」をいい、対価の提供による場合、身分的・社会的な影響力を利用する場合、偽計・困惑を用いる場合等が挙げられている<sup>36</sup>。前述の青少年性買収誘引罪(青少年性保護法13条2項)等においても構成要件とされているほか、グルーミング罪が性犯罪の準備行為の処罰としての性格を有することからすると、相手方において「決意」することまでは求められないと思われるから、一応、「一定の行為をさせようとする一切の行為」と定義することができるであろう。グルーミング罪において「一定の行為」とは性交行為等であるから、児童・青少年にこのような行為をさせようとする一切の行為をいうものと解される。

### (3) 検討すべき課題

#### ア 性的搾取の目的について

相手方が16歳以上の児童・青少年である場合、「性的搾取を目的として」という要件が課されているところ、目的犯における目的の認識の程度は、積極的な意欲や確定的認識であることを要せず、未必的な認識であっても足りると解されている<sup>37</sup>。ただし、この点については、完全に行為者の主観的要素に左右されることになるとして、オンライングルーミング行為を実効的に処罰できない可能性が指摘されている<sup>38</sup>。そこで、16歳以上は「有効な承諾ができる」と判断されたことに着目して、

---

해당하는 행위를 아동·청소년을 대상으로 하거나 아동·청소년으로 하여금 하게 하는 것을 말한다.

가. 성교 행위

나. 구강·항문 등 신체의 일부나 도구를 이용한 유사 성교 행위

다. 신체의 전부 또는 일부를 접촉·노출하는 행위로서 일반인의 성적 수치심이나 혐오감을 일으키는 행위

라. 자위 행위

<sup>35</sup> 대법원 1998. 5. 15. 선고 98도 690 판결.

<sup>36</sup> 西田典之ほか編『注釈刑法(第2巻)』(有斐閣、2016年)650頁〔和田俊憲〕、前田雅英ほか編『条解刑法〔第4版)』(弘文堂、2020年)545頁.

<sup>37</sup> 대법원 2004. 3. 26. 선고 2003도 7112 판결 참조.

<sup>38</sup> 김정연, 「온라인 그루밍 처벌규정의 도입 의의와 과제」, 刑事政策 제33권 제2호(통권 제66호: 2021. 7.), 121면, 141면.



このような能力がある、あるいはその関係性からこのような能力を発揮できる状況であったかなどもを考慮して目的の有無を判断すべきとの見解もある<sup>39</sup>。

また、「搾取」という文言からすると、児童・青少年に性交行為その他の性的行為をさせる意図ではなく、これは経済的な搾取といった支配従属関係を前提とするもので、そのような関係を認めるためには、少なくとも児童・青少年の性的行為を自身又は第三者が利用する意図が必要であるとも主張されている<sup>40</sup>。もし性的行為をさせる意図を意味するとすれば、そのほとんどが性交行為等に含まれることになり、特に2号の構成要件は、目的となる行為と誘引・勧誘行為の対象となる行為が同一となり、目的が何ら機能を果たさなくなってしまうというのである<sup>41</sup>。

さらに、偽計による姦淫の予備・陰謀罪（青少年性保護法7条の2）に関する議論として、あまりに早い段階で処罰を可能にすると、面倒を見てくれる良き隣人（であったかもしれない者）が全員潜在的な性犯罪者として扱われることになり、児童にとっても、その成長において必要不可欠な要素である外部世界との親密感の形成を困難にする結果をもたらし得るとして、予備・陰謀罪で求められる「基本犯罪を犯す目的」を縮小解釈すべき、つまり、未必的な認識では足りないとして解釈すべきとの批判も見受けられる<sup>42</sup>。この点、行為の外縁が不明確であるという予備・陰謀段階の特徴から、グルーミング罪における目的をより明確にするために、包括的な「性的搾取」の目的ではなく、例えば、「性行為をする目的」や「性的な欲求を満足させる目的」というように具体的に規定することも提案されている<sup>43</sup>。グルーミング罪も予備・陰謀罪と同様に、早い段階で対処することを可能にするような犯罪類型であるから、「性的搾取」の目的が未必的なもので足りるとしても、これがどのような段階で具体化するのか、その判断にあたって何を考慮すべきなのかについては、引き続き問われることになろう。

#### イ 他の犯罪類型との関係

前述の通り、既に青少年性買収誘引罪（青少年性保護法13条2項）も置かれていたが、新設された2号のオンライングルーミング行為とは、その目的の範囲が異なるほか、情報通信網を利用するかどうかという差異もある。ただし、「児童・青少年の性を買う行為」をするよう誘引・勧誘する行為という点で、両者は構成要件及び法定刑が重複することとなるとして、このような誘引・勧誘行為がほぼ情報通信網を通じて行われているという現状から、同じ法定刑で重ねて規律することを疑

---

<sup>39</sup> *Ibid.*

<sup>40</sup> 최준혁, *supra*, at 184-185 면.

<sup>41</sup> *Id.* at 185 면.

<sup>42</sup> 함현지, *supra*, at 254-257 면. ただし、「基本犯罪を犯す目的」について、グルーミング罪と同様、「性的搾取」の目的と解する縮小解釈も提案されているので、グルーミング罪に関して批判する趣旨ではないと思われる。

<sup>43</sup> 전치홍, *supra*, at 121-123 면. 成人の表現の自由との関係についても論じられている。

問視する見解もある<sup>44</sup>。また、青少年性買収誘引罪においては、「16歳未満の児童・青少年及び障害のある児童・青少年を対象」とするものである場合には、「その罪に定める刑の2分の1まで加重処罰する」旨定められていることから（青少年性保護法 13条3項）、その整合性も問われている<sup>45</sup>。もっとも、2号の誘引・勧誘の対象となる行為は、斡旋者や児童・青少年の実質的な保護・監督者への対価の提供・約束を前提とする「児童・青少年の性を買う行為」そのものではなく、「児童・青少年の性を買う行為」の定義において、児童・青少年を対象に行い、又は児童・青少年に行わせる行為として掲げられている行為（性交行為等）であるから、両者の構成要件は区別されるものと思われる<sup>46</sup>。

また、オンライングルーミング行為は、児童に対する性的虐待の準備行為であって、予備罪の処罰としての要素を有する。予備は特に重大な犯罪についてのみ処罰することとされているから、法益侵害の具体的な危険が発生したとみられる未遂の段階だけではなく、その前の抽象的な危険が発生したといえる段階から処罰対象とすることで、未成年者の自由権と保護者の監護権という保護法益をより強力に保護しようとしたものと考えられる<sup>47</sup>。もっとも、その性質上、未遂犯の処罰規定は置かれていない。性的搾取を目的として信頼関係を築くという、性的な要素が外部に現れていないグルーミングの初期段階を処罰できるようにすべきであるとの主張も見受けられるところではあるが<sup>48</sup>、これ以上処罰の開始時期を早めること（予備罪の未遂形態を処罰すること）は困難であろう<sup>49</sup>。予備罪においては、法益侵害に向けた一定の（通常は物的な）準備行為が求められることになるが<sup>50</sup>、グルーミングの初期段階は、児童が周囲と親密感を形成する通常の過程と区別することが困難であるからである<sup>51</sup>。

このようなグルーミング罪の性格から、SNS等のチャットの相手方が、行為者との認識とは異なり児童ではなかったような場合に関して、児童の性的自己決定権が侵害され、又は侵害される危険性があるとはいえないとの指摘もある<sup>52</sup>。ただし、例えば、行為者が児童とのチャットを始めた後で、これを不審に思った親が途中から代わりにチャットを継続した場合には、児童とのチャット時

---

<sup>44</sup> 김정연, *supra*, at 144 면.

<sup>45</sup> *Id.* at 144-145 면.

<sup>46</sup> 전치홍, *supra*, at 102 면, 주 8.

<sup>47</sup> 함현지, *supra*, at 248-249 면.

<sup>48</sup> 정연주, *supra*, at 221 면.

<sup>49</sup> 최준혁, *supra*, at 189 면.

<sup>50</sup> 井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』（有斐閣、2018年）427-428頁。

<sup>51</sup> 함현지, *supra*, at 258. このような段階もグルーミング罪の対象とすれば、目的のみをもって処罰する心情刑法となってしまうとも批判している。

<sup>52</sup> 최준혁, *supra*, at 189-190 면.

点で処罰し得る行為があれば足りるとの見解も示されている<sup>53</sup>。

さらに、オンライングルーミング等のデジタル性犯罪については、同じ 2021 年の改正で捜査特例も設けられ、身分を秘匿して捜査を行う「身分秘匿捜査」と身分を偽装して捜査を行う「身分偽装捜査」が導入された（青少年性保護法 25 条の 2）<sup>54</sup>。もっとも、その一環として行われる成人の捜査機関を対象とするオンライングルーミングについては、既遂犯は成立せず、行為者が連絡をとっている相手方を児童・青少年と信じていても、不能犯として処罰されない可能性があることも指摘されている<sup>55</sup>。このことから、未遂犯の形態のうち、少なくとも犯人がオンライングルーミング行為の相手方を児童・青少年と誤認した不能犯の場合については、処罰対象とし、又は処罰する旨の明文規定を置くべきであるとの見解も示されている<sup>56</sup>。改正の趣旨からすれば、当然、相手方が実際に児童・青少年でなくても犯罪が成立するとの主張もあるものの<sup>57</sup>、オンライングルーミング行為について身分秘匿捜査又は身分偽装捜査を実施した結果、仮に不能犯とされることになれば、その導入意義を失わせてしまうことにもなりかねないので、予めこの点について明らかにしておく必要があると思われる<sup>58</sup>。

ただし、実務上は、捜査機関に相手方と信頼関係を形成できるほど長期にわたって身分秘匿捜査又は身分偽装捜査を実施するほどの余力はないようで、不能犯の問題が生じるほど捜査機関が積極的に動くことは考えにくい。特に、身分偽装捜査は、裁判所の許可書に基づいて行われることが前提条件であって、最初から誰か対象者を物色して偽装捜査を実施するものでもないことから、そもそも不能犯の成否は問題にならない可能性もある。

#### ウ オフライングルーミング規制の必要性

今回の改正ではオンライングルーミングのみが規制対象となったが、このような行為はオフラインでも起こり得るし<sup>59</sup>、確かに、児童に対する性犯罪は親族等の身近な者によるものも多い<sup>60</sup>。この

---

<sup>53</sup> *Ibid.*

<sup>54</sup> 詳しくは「4 諸外国における児童ポルノサイトの摘発」のうち「(3) 韓国」の項目において後述する。

<sup>55</sup> 신상현, 「새로 도입된 신분비공개수사 및 신분위장수사 특례 규정에 대한 검토 - 아동·청소년의 성보호에 관한 법률 제 25 조의 2 부터 제 25 조의 9 를 중심으로-」, 형사소송 이론과 실무 제 13 권 제 2 호 (2021. 6.), 113 면, 137 면.

<sup>56</sup> *Id.* at 137-138 면.

<sup>57</sup> 정연주, *supra*, at 201 면.

<sup>58</sup> 中村真利子・裴相均「韓国におけるサイバー犯罪捜査の動向—児童に対するデジタル性犯罪の捜査に関する特例を中心に—」比較法雑誌 56 卷 2 号 127 頁、149 頁 (2022 年) 参照。

<sup>59</sup> 김정연, *supra*, at 145 면.

<sup>60</sup> 法務総合研究所『令和 3 年版 犯罪白書—詐欺事犯者の実態と処遇—』4-6-1-2 表「児童虐待に係る事件 検挙人員 (被害者と加害者の関係別、罪名別)」

点、既遂犯の処罰を原則とする刑法においては、処罰を過度に前倒しすることは認められないものの、児童・青少年に対する強姦・強制わいせつについて予備・陰謀罪（青少年性保護法7条の2）が処罰されるようになったことも考慮して、オフライングルーミングについても処罰規定を置くことは不可能ではないとの主張もある<sup>61</sup>。

しかし、前述のアンケート調査や実際にグルーミングが性犯罪に発展した事案でも示唆されているように、SNS等オンラインで行われるグルーミング行為については、周囲に知られることなくひそかに児童に接触することが容易である点や、性的な画像や映像の共有が伴いやすい点を考慮すると、オフライングルーミングと比べ、より対策が必要な領域といえる。一方で、オフラインでのグルーミングを同様に処罰することになると、街で児童に声をかける成人は皆、潜在的な性犯罪者として扱われることにもなりかねない。韓国では、児童保護区域で発生した交通事故により児童が死亡した事件をきっかけとして、2019年に道路交通法等が改正され、自動車の運転により児童を死傷させた場合において、これが児童保護区域内であったときは加重処罰する旨の規定が導入されたが、これが児童保護区域や児童の歩行者に対する大きな反感を生じさせることになったこともあり、児童とのいかなる接触も潜在的に処罰される行為であるということになれば、単なる「NO KIDS ZONE」を超えて、児童に対する嫌悪問題にも発展し得るとも懸念されている<sup>62</sup>。対策が急がれるオンライングルーミング行為については既に立法化されていることから、オフラインにおけるものに関しては、オンライングルーミング規制に関する事例の蓄積と議論もふまえて、児童福祉や心理学等、様々な観点から慎重に導入の是非を検討する必要があるだろう。

## 8 我が国における検討状況

グルーミングの問題は、我が国の政府でも認識されていて、法制審議会の刑事法（性犯罪関係）部会でも議題の一つとして議論がなされ、その結果を受けて2023年3月14日に国会に提出された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案によれば、いわゆるグルーミング罪は以下のように規定されている。

（十六歳未満の者に対する面会要求等）

第百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

---

(<https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/images/full/h4-6-1-2.jpg>)、2022年9月12日最終閲覧。

<sup>61</sup> 최준혁, *supra*, at 189 면 (citing Duttge/Hörnle/Renzikowski, NJW 2004, 1067).

<sup>62</sup> 함현지, *supra*, at 254 면, 주 76. この改正と関連して、児童を危険千万であって予測できない対象として描写したゲームが発売され、議論を引き起こしたことが紹介されている。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
  - 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
  - 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。

上記外国の立法状況と比較すると、加害者が被害者に対して面会や映像の要求をするだけで構成要件に該当することとされているので、この点は、現実世界で面会すること、あるいは現実世界での面会につながる行為を要件とする法制よりは、積極的な検挙を可能とする法案であると言え、本罪の成立は、児童に対する性犯罪対策として大きな前進と言える。

他方で、相手方が児童であることの認識（知情性）の立証は必要であると考えられ、また、児童には当たらない捜査官が消極的おとり捜査を行った場合にも検挙が可能であるような規定とはなっていないように見える。グルーミング罪は被告人が被害者と現実世界では面会しないで成立する罪であるだけに、知情性の立証は他の児童を対象とする性犯罪よりも困難となる可能性がある。また、捜査官が認知できる公開のサイトでは性的なやりとりを行わず、通信の秘密に守られた1対1の通信で性的な誘い掛けを行う典型的なグルーミングの手口に対して、おとり捜査ができない場合には、児童が実際に被害を受けてから当該児童の供述によって認知するような端緒しか得られない可能性がある。さらに、不同意性交罪等の一種の準備罪として規定されたことから、保護対象となる児童は16歳未満の児童とされ、16歳、17歳の児童は対象となっていない。これらの点は、将来における改善検討の論点となるであろう。

この点について、上述したカナダのグルーミング罪が「道徳を墮落させる傾向のある犯罪」と位置付けられていること、本報告書では紹介できなかったが、オーストリア刑法においてグルーミング罪を規定している208条が「16歳未満の者を道徳的に危殆化する行為」としてその保護法益が

「児童又は16歳未満の青少年の性的発達」とされていることは<sup>63</sup>、示唆に富む。

また、我が国の出会い系サイト規制法6条・33条が定める禁止誘引行為の処罰規定は、同法の目的が「インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資すること」とされていること（同法1条）からして、児童買春等の準備罪ではなく、インターネット異性紹介事業に係る風紀犯として規定されたものと考えられ、出会い系サイト上に書き込まれた文言自体が禁止誘引行為に該当するか否かが問議され、禁止誘引行為の実行者又は相手方が実際に児童であることや、被疑者が相手方が児童であることの認識を有していたことは要件となっていない<sup>64</sup>。

これらの規定を参考にすると、上記のグルーミング罪の立証に係る問題点を克服するため、不同意性交罪の準備罪としてのグルーミング罪とは別に、児童の健全育成のための風紀犯としてグルーミング罪を検討することも将来必要となるのではなかろうか。

---

<sup>63</sup> 深町晋也「オーストリア刑法における性犯罪規定」（樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』（2020年、成文堂））469-470頁参照

<sup>64</sup> 福田正信他著『逐条出会い系サイト規制法』（2009年、立花書房）24頁は、「客観的にみて禁止誘引行為をしたと評価できる者が、実際に児童を性交等の相手方とする等の意思があったか否かは、禁止誘引行為の犯罪の成立には無関係である。したがって、交際を想定していないいわゆる「サクラ行為」であっても禁止誘引行為に該当する」としている。

### Ⅲ SNS等による対策の義務付け

サイバー空間は、道路や公園等の現実の公共空間とは異なり、事業者等が利益を得る目的で人為的に創出したものであり、少なくとも道義的には、犯罪が発生し、犯罪被害が生じないように自らが創出したサイバー空間を管理する責務があるはずである。このような責務を法律上の義務として徹底する立法が諸外国でなされるようになってきており、今後我が国における児童の安全対策の参考となる。

#### 1 EUのデジタルサービス法

EUは、2022年に、インターネット上の違法情報等に対するプロバイダの対処義務等を定めたデジタルサービス法（Digital Services Act: DSA）を制定した。従来は、日本のプロバイダ責任制限法のように、EUでもプロバイダに過重な責任を課さないことが重視されてきたが、インターネット上の違法行為等の横行に対処するため、同法では、プロバイダに一定の措置義務を課す規定がいくつも設けられた。

主な規定としては、次のようなものがある。

#### EU デジタルサービス法

##### 第II章 仲介サービス・プロバイダの責任

##### 第8条 違法コンテンツに対する措置命令

1. 仲介サービス・プロバイダは、適用されるEU法又はEU法に従った国内法に基づいて、関連する国の司法当局又は行政当局から発出された、一つ以上の特定の違法コンテンツに対する措置命令を受けた場合には、当該命令を発した当局又は当該命令において特定された当局に対し、不当に遅滞することなく、当該命令の効果について、発効の有無及び時期を通知しなければならない。

（後略）

##### 第9条 情報提供の命令

1. 仲介サービス・プロバイダは、適用されるEU法又はEU法に従った国内法に基づいて、関連する国の司法当局又は行政当局から発出された、一人以上の特定の個々のサービス受領者に関する情報の提供命令を受けた場合には、当該命令を発した当局又は当該命令において特定された当局に対し、不当に遅滞することなく、当該命令の受領並びに効果の発効の有無及び発効の時期を通知しなければならない。

（後略）

これらの規定は、それ自体は関係当局の権限を創設するものではないが、他法によって命令が創設された場合には、プロバイダ側はそれに迅速に応答しなければならないことを明確にしたものである。

つづく第3章では、第1節において、すべての仲介サービス・プロバイダは、コンタクト・ポイントを指定するか(11-12条)、法的代理人を置くか(13条)しなければならないとして、本法に基づく作用が確実にプロバイダに届くようにしている。

その上で、ホスティングサービス・プロバイダやオンラインプラットフォーム・プロバイダには、過重的な義務として、ユーザーからの通報制度や犯罪の疑いを認知した場合における通報義務等を定めている。

### 第Ⅲ章 透明かつ安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務

#### 第2節 プラットフォームを含むホスティングサービス・プロバイダに対する追加条項

##### 第16条 通知・措置制度

1.ホスティングサービス・プロバイダは、個人または団体が違法コンテンツと考える特定の情報を、当該サービス上に存在することを通知できる制度を構築しなければならない。当該制度は、アクセスが容易でユーザにとって分かりやすく、電子的手段のみによる通報を可能にするものでなければならない。

(後略)

##### 第18条 犯罪の疑いの通報

1.ホスティングサービス・プロバイダは、人の生命若しくは安全に対する危険を伴う重大な犯罪が行われ、現に行われ、又は行われる可能性がある疑いを生じさせる情報を認識した場合には、当該疑い及び提供可能なすべての関連情報を、関係加盟国又は当該疑いの関係加盟国の法執行機関又は司法機関に対し、速やかに通知しなければならない。

#### 第3節 オンラインプラットフォーム・プロバイダに対する追加条項

##### 第21条 不正利用に対する制裁及び防止措置

1.オンラインプラットフォーム・プロバイダは、明白な違法コンテンツを頻繁に提供するサービス受領者に対しては、合理的な期間経過後に事前警告を行った後、サービスの提供を停止しなければならない。

(後略)

##### 第28条 オンライン上における児童の保護

1.未成年者がアクセスできるオンラインプラットフォーム・プロバイダは、当該サービスにおいて、未成年者の高レベルのプライバシー、安全、およびセキュリティを確保するために適切かつ相応の措置を講じなければならない。

(後略)

さらに、超巨大プラットフォーム・プロバイダに対しては、大規模な情報を組織的に管理するこ



とができるメカニズムの構築を求めている。

## 第5節 超巨大オンラインプラットフォーム・プロバイダ及び超巨大オンライン検索エンジン・プロバイダに対するシステミック・リスク管理のための追加的義務

### 第34条 リスク・アセスメント

1.超巨大オンラインプラットフォーム・プロバイダ及び超巨大オンライン検索エンジン・プロバイダは、アルゴリズムやそのサービス及び関連システムの設計及び機能に起因し、又はそのサービスの利用に起因する EU におけるシステミック・リスクを、誠実に特定、分析、及び評価しなければならない。

これらの者は、第33条第6項第2号に規定する本法の施行日までに、以後少なくとも年に1回、及び本条に基づき特定されたリスクに重大な影響を及ぼすおそれのある機能を採用する前に、リスク評価を実施しなければならない。このリスク評価は、その重大度と確率を考慮して、そのサービスに固有であり、そのシステミック・リスクに比例したものでなければならず、かつ、次に掲げるシステミック・リスクを対象とするものでなければならない。

(a) 自己のサービスを通じての違法なコンテンツの流布

(b) 基本的権利の行使に対する現実の又は予見可能なあらゆる悪影響、特に、基本権条約第1条に定める人間の尊厳、同第7条に定める私生活および家族生活の尊重、同第8条に定める個人情報の保護、同第11条に定めるメディアの多様性の自由を含む表現及び情報の自由、同第21条に定める差別の禁止、同第24条に定める児童の権利、並びに同第38条に定める高度の消費者の保護に対する悪影響

(c) 市民的言論(civil discourse)、電子的プロセス及び公共の安全に対する現実の又は予見可能なあらゆる悪影響

(d) 性に基づく暴力、公衆衛生及び児童の保護、個人の心身の健康への重大な悪影響に関連する現実の又は予見可能な悪影響

(中略)

### 第35条 リスクの軽減

1.超巨大オンラインプラットフォーム・プロバイダ及び超巨大オンライン検索エンジン・プロバイダは、第34条に従って特定されたシステミック・リスクに対応する、特に基本的権利を保護する手段の効果を考慮した、合理的、比例的かつ効果的な軽減措置を導入しなければならない。

(中略)

### 第41条 コンプライアンス機能

1. 超巨大オンラインプラットフォーム・プロバイダ及び超巨大オンライン検索エンジン・プロバイダは、執行機関から独立し、コンプライアンスの責任者を含む1人以上のコンプライアンス・オフィサーで構成されるコンプライアンス機能を確立しなければならない。このコンプライアンス機能

は、当該プロバイダにおける本規則の遵守状況を監査するため、十分な権限、地位、資源、及びこれらのプロバイダの執行機関へのアクセス権限を有するものでなければならない。

(後略)

## 2 アメリカ

2018年4月6日、大手の広告サイトである Backpage は米国の FBI、内国歳入庁捜査局などが主導する法執行の一環として閉鎖された。二日後に司法省が発表した報道資料は、司法長官の談話として、「あまりの長きにわたり、Backpage は人身性取引者が子ども、成人を問わずに頻繁に広告を出す、違法な商業的性行為のための支配的な市場として存在してきた」が、「我われは、このサイトを利用して行われてきた暴力、虐待と心痛を終わらせ、全土にわたる女性と子どもの安全を守るための大きな一歩を進めた。」<sup>65</sup>という発表をしている。Backpage をめぐっては、有力政治家が登場し、有数の法曹が裁判官を務める裁判所の判決を含め、Backpage を被告とする訴訟の行方を追ったドキュメンタリ『わたしはジェーン・ドゥ』<sup>66</sup>が制作されるなど、大きな関心呼んだ。

本項では、Backpage を被告(人)とする民事、刑事訴訟と、合衆国議会調査と、これを契機に制定された法律を概略し、子どもを被害者とする人身性取引の文脈で、サイバー犯罪規制の第三者責任の成否とその範囲に関する法律構成の在り方を論じる。

### (1) 人身性取引問題と CDA

Backpage をめぐるとの連の動きをみるには関連の法令に触れておく必要がある。そのうちの主要な法律は Communications Decency Act of 1996 (以下、CDA) である。Backpage 問題の中で取り上げられたのは CDA § 230 (47 U.S.C. § 230、以下 CDA 230 条) である。裁判例の紹介で後に詳述するように、CDA 230 条の(c)(1)は「プロバイダ」が、コンテンツの提供を他者から受けてその掲載等を行っている場合に、そのプロバイダはコンテンツの発行者、発話者として法的責任を問われないことを定める。

Backpage 問題では、同サイト掲載の成人向け広告に載ったコンテンツが、人身性取引の被害者を相手とする、商業的性行為を宣伝するものである場合に、Backpage は依然としてコンテンツの提供を受けた「プロバイダ」であるとして、コンテンツの発行者、発話者ではないとみなされて、CDA 230 条(c)(1)の適用を受けるのかという問いが提起された。

米国の人身取引禁止法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000, TVPA, Division A of the Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000) は、「実力の行使、若しくはその威迫、不正、又は強制」により人に商業的性行為を行わせること、又は「18 歳に満たない」人に商業的性

---

<sup>65</sup> <https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-leads-effort-seize-backpagecom-internet-leading-forum-prostitution-ads>

<sup>66</sup> *I am Jane Doe*. 50 Eggs Films, 2017. <https://www.iamjanedofilm.com/>

行為を行わせることを認識して、(1)「州際通商において、人を募集、勧誘、庇護、移送、提供、獲得、宣伝、扶養、保護、若しくは懇請すること」又は(2)「(1)に定める行為を行う企図に加担し、それにより経済的利益、若しくはその他の価値を取得すること」を禁止する<sup>67</sup>。

人身取引に関連しては、冷戦後に改組を迎える欧州安全保障協力機構がその初期の会議(1991 Moscow Meeting of The Conference on The Human Dimension of The CSCE)で女性に対するあらゆる暴力、取引と搾取の根絶を宣言し、その後、1995年の第4回世界女性会議で、人身取引の被害者になるリスクに女性をさらす根本原因への取組みと、人身取引の国内、地域、並びに国際のネットワークを解体する施策を各国政府に求め、1996年の児童の性的搾取に関するストックホルム大会(World Congress against Sexual Exploitation of Children)報告書で、児童の搾取が深刻さを増す主要要因に国際的な人身取引を挙げ<sup>68</sup>、国連総会では1995年次から三年次にわたって、女性を被害者とする国際的な人身取引が何重もの人権侵害に係わる喫緊の課題であるという認識を示している<sup>69</sup>。

2000年のTVPAは、貧困等の影響をより大きく受ける女性が誤魔化しの口約束で人身取引のネットワークに惹きつけられ、見知らぬ環境下に移され、身を守る術をもたずに、商業的な性的サーヴィスを余儀なくされているという合衆国議会の認識の下、女性を被害者とする現在の性的な人身取引が、米国建国の基礎にある独立宣言が述べる、個人の尊厳原理を侵害するとして、人身取引に関する公正で効果的な刑事法運用を確実にすることを立法目的として制定されたもので<sup>70</sup>、新たな犯罪類型の一つが§1591である。

人身取引に相当する児童搾取を含む売春の問題がインターネットの普及に結び付いていることが指摘された比較的早期のものとして、2009年の裁判例、*Dart*がある<sup>71</sup>。イリノイ州クック・カウンティのシェリフであるDartがCraigslistを相手取り、被告の広告サイトがパブリック・ニューサン

---

<sup>67</sup> 18 U.S.C. § 1591(a). 罰則は、(1)の手段による場合、並びに(2)のうち14歳未満の者を対象にする場合に罰金又は有期の拘禁刑若しくは無期拘禁刑又はその併科であり、(2)のうち対象者が14歳以上の場合には罰金若しくは20年以下の拘禁刑又はその併科である。18 U.S.C. § 1591 (b) .

<sup>68</sup> 横浜での第二回世界大会では、情報通信システムのグローバル化の負の側面として児童に対する商業的性搾取の問題の深化があることが指摘されている。General Rapporteur, Professor Vít Muntarhorn: Report of the Second World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, 17-20 December 2001.

<sup>69</sup> この認識が国連総会での議定書(「国連人身取引防止議定書」)の採択(2000年11月)に結実する。

<sup>70</sup> TVPA, § 102. Purposes and Findings.

<sup>71</sup> *Dart v. Craigslist, Inc.*, 665 F.Supp. 2d 961 (N.D.Ill. 2009). <https://www.eff.org/files/dart-v-craigslist.pdf>

スに当たるとして、警察活動費用の求償、填補賠償、懲罰的損害賠償と違法行為の差し止めを求めて提訴した事案である。

原告の主張は、広告サイトである Craigslist が、「エロチック」というカテゴリーでユーザーの投稿記事を掲載しているのは、売春等の違法行為の促進を意図した、州際通商上の設備利用を禁止する連邦法（合衆国法典 18 編の § 1952 (a) (3)) のほか、州法並びにシカゴ市条例に違反する点で、公衆の権利への不合理な干渉でありパブリック・ニューサンスに当たる、というものであった。原告によれば、被告広告サイトには、金員を対価とする性行為をあからさまに約束する広告や、分かり易い隠語を用いた広告が日常的に掲載され、NPO のポラリス・プロジェクトから、児童搾取を含む売春の最大の情報発信源として指摘されている。法執行機関は被告の広告サイトからおとり捜査を行っており、原告自身は 2007 年 1 月以降（本件判断は 2009 年 10 月 20 日）200 人を超える被疑者を逮捕している、という。

これに対し、被告は CDA 230 条 (c)(1) を引用し、自身の広告掲載サービスは同条項が定めるアクセス提供サービス (interactive computer service) であり、そのサービスの提供者に広告の投稿者と同様の責任を負わせることは同条項が禁止していることを理由に、訴え却下の申立てを行った。

CDA 230 条(c)(1)は、「アクセス提供サービスの提供者<sup>72</sup>は、これを他のコンテンツ提供者 (information content provider) が提供するコンテンツの発行者又は発話者として扱ってはならない。」と定める。

Craigslist の主張は、CDA 230 条(c)(1)は、「アクセス提供サービスを行う者が」「第三者のコンテンツを展示したことに対する責任を広く免責する (broadly immunize)」というものであったのに対し、District Court は、被告の立場が多数の理解であると見受けられるとしながら、第 7 巡回区では多数のこの見解が採用されていないとして、巡回区の先例 (*Chicago Lawyers' Committee for Civil Rights Under Law, Inc. v. Craigslist, Inc.*, 519 F.3d 666 (7<sup>th</sup> Cir. 2008)) を引用する。これは、投稿された差別的広告について Craigslist の責任が問われた事例で、Craigslist は広告を「作成、印刷、又は発行させた (cause)」原因であるとする原告の主張が退けられたが、その際、多数の見解のように広範囲の免責により民事責任を問わないことを原則にするのは、CDA 230 条(c)(2)<sup>73</sup>が、

---

<sup>72</sup> 条文上の用語は interactive computer service である。これは、230 条 (f) で「複数のユーザーからのコンピュータ・サーバへのアクセスを提供し、又はアクセスを可能にする情報サービス、システム、又はアクセス・ソフトウェアを意味するものであって、インターネットへのアクセスを提供するサービス又はシステム、並びに、図書館又は教育機関が管理するシステム若しくは提供するサービスを含む。」と定義される。本稿では、このうちの主要部分を成す前半部分の意を汲んで、アクセス提供サービスの訳語で表す。

<sup>73</sup> 230 条(c)は「善きサマリア人」保護という見出しの下、(c)(2)が民事責任の見出しで、問題があるマテリアルの削除等で任意かつ善意で講じた措置に責任を問うことができないことを定め

サービスの提供者がコンテンツのモニタリングを行った場合に善意無過失を要件として免責を付与することに一致しないこと、を指摘するものであった。善意無過失を要件とするのはモニタリングのインセンティブをサービス提供者に提供しようとするものであるはずであり、この狙いは、広範囲の免責の付与に合致しない、という理由付けがここで示された。ここから、*Dart*では、多数の見解には与せず、アクセス提供サービスが情報コンテンツの発行者又は発話者として責任を問われないのは、サービス提供者が問題となるコンテンツの広告が掲載される原因でない場合に限られると解するのが妥当であることが判示されている。

合衆国 District Court (イリノイ州東部北地区)は、このように、広範囲の免責を肯定する多数の見解を採用しなかったが、それでも、訴え却下の申し立てを認容している。District Courtは、原告の主張が第7巡回区の先例に理論的根拠を見出せることを認めながら、差別的広告を生起させた (causing) ことが真に被告の行ったことであればその責任を問われるとする、先例の判示を引用 (*Chicago Lawyers*, 519 F.3d at 671-2) したうえで、この事例においても、「Craigslisが提供するサービスで特定の内容を投稿する誘因となるものは何もない」(*Chicago Lawyers*, 519 F.3d at 671) と結論付けられていることを指摘し、アダルト・サービスのセクションを特別なものとする *Dart* の主張には同意できないとする。その理由付けでは、アダルト・サービスの文句は違法なコンテンツを必ずしも求めるものではなく、サブカテゴリーも同様で、例えば、エロチックなダンスを男性向けに広告している女性は、アダルト・サービスを申し出ているが、これは違法な売春ではないこと、また、違法なコンテンツ投稿を禁止するガイドライン違反が日常的であったとしても、原告が違反行為の誘因であるわけではなく、本件で違法コンテンツの投稿の原因又は誘因になっているとして被告が責任を負うとすれば 230条(c)(1)が無用のものとなること、ワードによる検索は、検索ワードが他のユーザーが作成した広告にあるのかをユーザーが探すことを可能にするものであり、「中立の」ツールであること、が指摘されている。*Dart*では、このように、アクセス提供サービスについてコンテンツの発行者又は発話者として扱うことが禁止されるのは、サービス提供者が問題となるコンテンツの広告が掲載される原因でない場合に限られると解するのが妥当であるとしたうえで、被告である Craigslis は、アダルト・サービスの広告で違法コンテンツの原因又は誘因となっていないとして、訴え却下の申し立てを認容している。

## (2) CDA 230条(c)(1)その1 : Roommates case

人身性取引の問題が広く認識されていく中で、Backpage の責任を問う訴訟が提起される。責任の成否は CDA 230条の解釈で左右され、責任の範囲を決める 230条の解釈には複数の法律構成が提示されてきているが、法律構成の議論の中で比較的多く引用される *Roommates*<sup>74</sup>を中心に、そ

---

る。230条(c)がアクセス・サービス提供者の責任の範囲を定めるもう一つの規定が本稿で取り上げる(c)(1)である。

<sup>74</sup> *Fair Housing Council of San Fernando Valley v. Roommates.com*, 521 F.3d 1157 (9th Cir. 2008).

れをめぐる Backpage 関連の裁判例を併せ概観する。

*M.A.*<sup>75</sup>では、原告である M.A.を被害者とする人身性取引の罪で有罪答弁を行った加害者が、当時 14 歳であった原告に性的サービスを提供させるためにポルノのポーズで恥部をさらした M.A.の写真を添えた売春の広告を投稿したウェブサイト合衆国法典 18 編 2255 条<sup>76</sup>並びに 1595 条<sup>77</sup>に基づき提訴した。投稿者である加害者は原告のこの児童ポルノの写真を売春の広告に掲示し、この広告で得た顧客から金員を受け取る連絡係として原告を移送し、原告の性的サービスによる金員を徴収している。

CDA 230 条(c)(1)を根拠とする訴えの却下の被告の申立てに対し、原告が挙げた複数の主張—— ウェブサイトに検索エンジンがあること、閲覧数の多いサイトにすることで投稿の価値を高めていること、ターゲットを絞り込んだ市場宛てサイトであるとしていること、広告のインパクトを増大させる方法を手数料を取って案内していること、手数料を取って特別な広告の配置を行っていること—— はすべて裁判所に退けられている。

検索エンジンに関連しては、広告主がスポンサーリンクとして表示される検索語句について入札するプログラムで入札語句を示唆するのは中立的な道具 (neutral tool) であり、広告主が採否を決める選択肢を提供するものに過ぎない旨の先例の判示 (*Jurin v. Google, Inc.*, 695 F. Supp. 2d 1117, 1123 (E.D. Cal. 2010)) や、広告主が選択する検索語句をリファインする手助けをするのは編集に当たる活動であって、スポンサーリンクのコンテンツの作成には当たらないとする判示 (*Rosetta Stone, Ltd. v. Google, Inc.*, 732 F. Supp.2d 628, 633 (E.D. Va. 2010)) が引用されている。

市場を絞り込んだウェブサイトの用意や投稿した広告のインパクトの増大等の、収入増大のための措置については、「ウェブサイトの構成や運営 (construct and operation) が投稿されるコンテンツに或る程度の影響を与える」ことで直ちにコンテンツの提供者になるわけではない、とする先例上の判示 (*Universal Comm'n Sys., Inc. v. Lycos, Inc.*, 478 F.3d at 419, 420-21 (1<sup>st</sup> Cir. 2007)) や、デート・サービスのウェブサイトがユーザーのプロフィールの作成を促進する質問票を提示しているだけでコンテンツの提供者になるわけではない、と結論付けた裁判例 (*Carafano v. Metrosplash.com, Inc.*, 339 F.3d 1119, 1124 (9th Cir. 2003)) を引用する。加えて、「第三者が公表されたコンテンツの重要部分を望んで提供しているのであれば、アクセス提供サービスを行う者は、コンテンツの編集あるいは選別の具体的なプロセスがどのようなものであれ、免責を得られる」

---

<sup>75</sup> *M.A. v. Village Voice Media*, 809 F.Supp.2d 1041 (E.D. Mo. 2011).

<https://www.eff.org/files/ma-v-village-voice.pdf>

<sup>76</sup> 18 歳未満の個人を故意に説得、勧誘、唆し又は強制して売春を行わせるための州際通商利用を禁止する 2422 条違反等で未成年時に権利侵害を受けた者の損害賠償請求を定める。

<sup>77</sup> 人身取引等の罰則規定を定める 77 章の違反行為の実行者、又は違反行為を知情のうえ企図に加担して故意に金銭上又は価値があるものを受領して利益を得た者に対する、違反行為の被害者の損害賠償請求を定める。



との先例の判示 (*Doe v. MySpace, Inc.*, 528 F.3d 413, 419 (5th Cir. 2008)) を引用する。そのうえで、原告の主張を容れると、ウェブサイトの構成が収益増大を目的とする場合の例外を許容することになる、と判示する。

*M.A.*では、さらに、被告は被告のウェブサイトを通じて未成年者の人身性取引がなされた事例を認識していること、また、投稿された広告と写真を前提にすれば、アダルト・カテゴリーの投稿をレビューしながら、広告の対象が売春であることは否定できないことを原告が主張するのに対し、この事実は免責を否定する根拠にならないことが判示されている。その理由づけとして、コンテンツの内容が不法であることをアクセス・サービスの提供者が認識しているからといって、サービス提供者がコンテンツの提供者になるわけではなく、CDA 230条の免責がある旨の先例 (*Universal Commc'n Sys., Inc. v. Lycos, Inc.*, 478 F.3d at 419, 478 (1st Cir. 2007); *Zeran v. America Online, Inc.*, 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997); *Gregerson v. Vilana Fin., Inc.*, 2008 WL 451060, \*9 (D. Minn. Feb. 15, 2008)) が引用される。

被告は自身が自身とともに人身取引の行為者が売春で収益を上げる企図に任意に加担していることを理由に、広告のコンテンツを形成しているとの原告に主張について、*M.A.*は、この主張は被告がそのウェブサイトが違法な目的で使用される可能性を認識しながら広告を止めずにその掲載から収益を上げていたことを論じる主張と変わりがないとともに、コンテンツの発展 (development) に関する先例である *Accusearch*<sup>78</sup> を取り上げる。*Accusearch* では、問われるのは、「被告について主張されている責任の源泉である具体的なコンテンツの発展に責任を負う (responsible for the development) か否か」 (*Accusearch*, at 1198) であり、その責任を負うのは、「コンテンツを伝える中立の経路を超えていなければならない」のであって、「コンテンツの侵害的な内容の発展をある程度具体的に促進して (in some way specifically encourages development of what is offensive about the content) いなければならない」 (*Accusearch*, at 1199) と判示されている。*M.A.* は *Accusearch* のこの判示を引用し、具体例としては *Roommates* を挙げる。この裁判例は *Accusearch* とともに後述するが、*M.A.* の判示によれば、この事例では問題とされる投稿の内容に対する積極的なコントロールを被告の *Roommates* が及ぼしていることから、被告が広告コンテンツを発展させていると位置づけられたものである。

最後に、違法活動を唆し促進するウェブサイトをインターネットの自由を名目に保護すべきであろうかとの問いかけに対しては、CDA 230条(c)はインターネットの成長と個人に対する危害の阻止とのバランスを取ろうとするものであり、「230条は、誤りを犯す場合には、壮健なコミュニケーションを支持する方に誤ることを (errs on the side of robust communication)」を定めるものであるという評価を示す先例の判示 (*Patent Wizard, Inc. v. Kinko's, Inc.*, 163 F. Supp.2d 1069, 1072 (D. S.D. 2001)) を引用したうえで、免責が及ぶ範囲を決める政策判断をどのように特徴づけるに

---

<sup>78</sup> *FTC v. Accusearch, Inc.*, 570 F.3d 1187 (10th Cir. 2009).

しても、「これは議会がすでに態度を表明していることがらであって、それを見直すのは、当法廷ではなく、議会である。」と判示する。

次に、*Roommates*を取り上げる。*Roommates*が運営するウェブサイト *roommates* は、貸し出した客間でルームシェアする相手を募集するリストを掲示し、ルームシェアできる部屋を探す者が応募できるものであったが、リストの検索と投稿を行うには登録してプロフィールを作成しなければならない。プロフィールには、氏名、住所、メールアドレスなどの基本情報のほか、自身の性別、性的指向、ルームシェアへの子どもの帯同の有無と、ルームシェアの相手の性別、性的指向、子どもの帯同の有無に関する要望を示す必要がある。この回答は登録者のプロフィールのページに表示される。

連邦の住宅供給差別禁止法（Fair Housing Act、以下 FHA）は人種、膚の色、宗教、性別、家族構成（familial status）又は出身国による差別を禁止する（42 U.S.C. § 3604 (c)）。カリフォルニア州法はこれに加えて、性的指向、婚姻状況、先祖、収入源、障がいに基づく差別を禁止する（Cal. Gov. Code § 12955）。*Roommates* はウェブサイトが FHA 並びにカリフォルニア州法に違反するとして、カリフォルニア州の二地域の住宅供給差別禁止審議会（Fair Housing Council、以下 FHC）より提訴された。合衆国 District Court は CDA 2 3 0 条(c)により *Roommates* にはイミュニティが付与されるとして訴えを却下したのに対し、FHC が控訴を申し立てたのがこの事例である。

第 9 巡回区 Court of Appeals は、免責を限定的に捉える第 7 巡回区の裁判例、*Chicago Lawyers' Committee* を引用しながら、2 3 0 条(c)の表題が「侵害情報（offensive material）のブロッキング並びにスクリーニングを行う『よきサマリア人』の保護」であることに言及し、同条項はアクセス提供サービスを行う者が問題とされる情報コンテンツの削除を行った場合の免責を定めるのであって、そのような情報コンテンツの作成に免責を与えたのではない、という理解から検討を始める<sup>79</sup>。

本稿が取り上げる CDA の規定はアクセス提供サービスを行う者の責任を定めるものであるが、その責任はコンテンツ提供者と対照させて— コンテンツ提供者が提供した情報について発行者又は発話者として扱うことはないとして— 規定する。条文上、アクセス提供サービスの提供（者）とコンテンツ提供（者）との関係は明確ではなく、*Roommates* は、アクセス・サービスの提供者がコンテンツ提供者として責任を負うのはどのような場合か、を詳細に検討した初期の裁判例である。コンテンツ提供者として責任を負うか否かは、コンテンツ提供者の定義規定（CDA 2 3 0 条

---

<sup>79</sup> 法廷意見は注 1 5 で、電話で問うのが不法な質問がオンラインでは合法になるようなマジックは存在しないのであって、CDA はインターネットに主なき無法地帯を生み出すことを意図していないのであって、今やインターネットは商業活動が行われる支配的な道具となっていて、数百万の人々の生活に深く入り込んでいるからこそ、議会が与える免責の範囲を超えてしまうことで、オンライン事業に不当なアドヴァンテージを我われが与えることがない周到さが求められる旨を判示する。



(f)(3)) が定める「インターネット又はその他のアクセス提供サービスを通して呈示される情報のすべて又は一部を創造又は発展させた者 (any person or entity that is responsible, in whole or in part, for the creation or development of information provided through the Internet or any other interactive computer service)」の解釈を介して決せられる。

*Roommates* はプロフィール作成でのウェブサイトの関与をめぐる事例であり、このウェブサイトでは、作成されたプロフィールにしたがってルームシェアの相手を検索するものであった。そこで、*Roommates* では、他の検索エンジンとの相違が論じられる。その点、法廷意見は、

「*Roommates* はそのシステムを不法とされる基準を使用するように設計し、検索の結果表示されるリストを制限し、そのような差別的なプロセスにユーザーが加担することを余儀なくさせている。(中略) これとは対照的に、一般的な検索エンジンは、不法な基準を使用した検索範囲の限定をしていない。違法な結果が達成されるように設計されてもいない。」(3461<sup>80</sup>)

と判示する。この相違が、一般のウェブサイトとは対照的に、*Roommates* がコンテンツを発展させている、という評価を基礎づける。受動的なコンテンツの経路とは対照的なものとなるには、註中立的な道具として、コンテンツを一般的に下支えしているのでは足りず、コンテンツが不法性を帯びるのに重要な寄与を行っている場合に限られる<sup>81</sup>。*Roommates* は住宅供給を決める理由とすることを禁じられている特徴に関してそのウェブサイトの登録手続きで得た情報に基づいて住宅へのアクセスを制限するように、「検索とメールのシステム設計と運営」<sup>82</sup>を行っていることが230条(c)の免責が及ばない理由である、というのが *Roommates* の結論である。

法廷意見はこの結論を先例に関連づける。まず、法廷意見は、この事例は、「有害なメッセージの一部を削除しながら他のメッセージを残していたために提訴されたのではなく、住居に関する違法とされる選好を引き出し実行に移すように設計されたウェブサイトを作った結果のために提訴された」ものであるとしている。これは、230条(c)の見出しから、情報の削除を行った場合の免責を同条項の関心であるとする、前述の法廷意見の理解を反映する整理の仕方といえる。

先例との関係では、主要論点であるコンテンツ提供の意義が検討されている。そのうち、*Batzel*<sup>83</sup>では、メールで配信されるニューズレターの編集者が、ある作品が盗品であることを指摘する自身宛てのメールを、ヘッドノートを付してニューズレターに掲載した場合に、ニューズレターの編集者が、情報提供者のメールをニューズレターに掲載したことで責任を問われることがある旨を判示したことを確認するほか、コンテンツ提供者に直接的に関係する論点として、*Carafano*<sup>84</sup>については、その判示を一部修正すべきことが説かれている。これは、俳優の物真似をする者がその俳優の

---

<sup>80</sup> *Roommates* の引用は以下の資料。 <https://www.eff.org/files/fairhousing-v-roommates.pdf>

<sup>81</sup> *Ibid*, 3462.

<sup>82</sup> *Ibid*, 3465.

<sup>83</sup> *Batzel v. Smith*, 333 F.3d 1018 (9th Cir. 2003).

<sup>84</sup> *Carafano v. Metrosplash.com, Inc.*, 339 F.3d 1119 (9th Cir. 2003).

自宅の住所などを記載して特別な関係を望んでいることを記したプロフィールをデイトング・サイトに掲載したところ、その俳優に脅迫電話があったのに対し、自身が承諾していないプロフィールを掲載したとして、俳優がデイトング・サイトを提訴した事案である。*Roommates*の法廷意見は、*Carafano*がデイトング・サイトの免責を肯定した結論は是認しながら、この結論に至る際に、プロフィールはユーザーが創造してはじめてコンテンツを備えるので、デイトング・サイトが責任を負うことはないという理由付けを示唆した部分は誤りであったとする<sup>85</sup>。*Roommates*によれば、*Carafano*でデイトング・サイトの免責が肯定されるのは、名誉棄損とされるコンテンツは専らユーザーが創造し発展させたからである。

*Roommates*の法廷意見は、*Carafano*で問われたデイトング・サイトとは対照的に、*Roommates*は「違法とされるコンテンツを引き出し積極的に利用して」おり、「登録者を差別的な住宅供給実務下に置くシステムを開発し実行する」<sup>86</sup>ことに直接携わっている。「差別的な選好を開示させ」、「シェアルームの相手を募集する者をFHA違反にみえる基準に従ってシェアルームを探している者に引き合わせるように設計されている」<sup>87</sup>。

*Roommates*に倣い、違法コンテンツへの重要な寄与を基準に、行う者が免責を否定されるか否かを判断する裁判例に、*Accusearch*<sup>88</sup>がある。*Accusearch*は、また、CDA 230条(c)(1)の責任は危害を生むコンテキストの用語法であり、非難、落ち度、罪責、責任非難と同義であるとし、「コンテンツが侵害的な性格を帯びるうえで中立的な活動 (neutral with respect with the offensiveness of the content)」にとどまっている場合にはコンテンツの発展に責任があるとはいえず、「コンテンツが侵害的な性格を帯びるように発展することを具体的に助長 (in some way specifically encourages development of what is offensive about the content) している」ことを要する旨を判示する。

### (3) CDA 230条(c)(1)その2 : Backpage 関連裁判例の法律構成

ここで、Backpage 関連のものに限定して複数の裁判例を確認し、CDA 230条(c)(1)の法律構成としてそのようなものが提示されてきているかをみてみよう。

*Jane Doe*<sup>89</sup>では、原告がBackpageの広告サイトの特徴について、他の大半のセクションとは異なり広告掲載が有料であること、投稿者の身元確認を要求せず、プリペイドカードや暗号資産を使った匿名での支払いを可能にし、広告掲示のエスコートを行う者の年齢確認を要求せず、投稿者の電話番号の確認を要求せず、実際使用するメールアドレスを要求しないこと、広告の写真に関連するメタデータ(日時、場所、並びに、写真を特定させるその他の情報)を掲載に先立ち削除していること、一定の言葉とフレーズは自動フィルタリングにかけて広告での使用を禁止しているものの、

<sup>85</sup> *Roommates*, at 3468. Ibid.

<sup>86</sup> Ibid, 3469.

<sup>87</sup> Ibid, 3470.

<sup>88</sup> *Accusearch*, supra note 14.

<sup>89</sup> *Jane Doe v. Backpage. Com, LLC*, 104 F. Supp. 3d 149 (D. Mass. 2015).

隠語の使用を許し、元の表現を容易に認識できる、禁止語句の短縮形はフィルタリングにかけていないこと、を挙げる。

このような主張を受けて、合衆国 District Court は、「被告のウェブサイトは、差別的な基準の使用を要求していなければ、免責が及んでいたであろう。」との *Roommates* の判示を「要求」の語を太字で強調して引用したうえで、Backpage の手法はどれ一つとして、またすべてを総合しても、違法な企図への積極的な加担に、また、積極的なコンテンツの創造に相当しないと結論付ける。法廷意見によれば、エスコートのセクションを置くのは違法ではなく、投稿記事からの抜粋を付したスポンサー付き広告は元々の広告の合法性次第でその合法性が決まる。また、写真のメタデータの削除はネット上のサービス提供者がとる標準的な手法であり、匿名のユーザーにサービスを提供し暗号資産などの匿名の資産からの支払いを受け取るのは違法とされていないことが指摘される。さらに、フィルタリングに積極的でなくフィルタリングが不完全であるからといってコンテンツの提供者になるわけではない、という。

Backpage のウェブサイトは、マサチューセッツ州の消費者保護法が禁止する不公正な偽計的取引に関し、CDA 230 条(c)の免責が及ばないと原告の主張があった。法廷意見は、この主張が前提に置く理論は、Backpage の厳格さを欠くウェブ・デザインと不完全なフィルタリングがなければ、人身取引が実行に移されることはなかっただろうし、その企図があった場合には、法執行によって広告の見分がより厳密になって被害が生まれる前に手を打てたであろうというもので、憶測の域を出ない、とする。

法廷意見によれば、この理論—— entire website theory と称する—— は 230 条(c)(1)に合致しない。法廷意見によれば、第 1 巡回区の先例、*Lycos ( Universal Commc'n Sys., Inc. v. Lycos, Inc., 478 F.3d 413 (1st Cir. 2007)* では、検索エンジンを提供するサービスに対してそのウェブサイトの「設計と運営」(construct and operation) (Ibid, at 422) を理由に責任を問うことを拒絶している。法廷意見の理由付けでは、「ウェブサイトのポリシーを変更して誤情報を削除することをしないという Lycos の決定は、特定の投稿を削除しないとの決定と同様に、誤情報についての編集上の決定 (editorial decision) である。230 条の免責にとって決定がどのようなかたちをとるのかは重要性がない。」(Id.) との Lycos の判示が引用される<sup>90</sup>。

また、法廷意見は、違法コンテンツの認識又はその黙示的な助長がある場合には免責が及ばないと示唆する点で原告の主張に問題があるとする。このうち、前者については、「サービス提供者がその者に提供があった情報についてその不法性を認識しているだけで、サービス提供者がその情報の発話者になるわけではないことは十分に確立している。」(*Lycos, 478 F.3d at 420*) とする。後

---

<sup>90</sup> 他に引用する裁判例では、「構造とデザイン」のアプローチは、*Roommates* とは異なり、ウェブサイトのデザインが「使用に必要な条件として違法なコンテンツの入力を要求」していない場合には適用されない、と判示されている。*Nemet Chevrolet, Ltd. v. Consumeraffairs.com, Inc., 591 F.3d 250, 257 (4th Cir. 2009)*).

者については、第 6 巡回区の先例、*Jones (Jones v. Dirty World Entm't Recordings LLC*, 755 F.3d 398, 414-415 (6th Cir. 2014)) を引用する<sup>91</sup>。*Jones* では、多くのウェブサイトが、特定のタイプのコンテンツの投稿を積極的に招待し奨励すること、こうしたコンテンツには他人からは歓迎されないものがあること、コンテンツはウェブサイトの管理者が採用し、レポートにまとめ、オンラインで再発行する可能性があることが指摘され、展開に関する奨励テストが採用された場合には、こうしたウェブサイトには 230 条の免責が及ばないことになる、とされている。加えて、*Jones* によれば、奨励テストは重要寄与のテストに比べて適用が困難であり、また、奨励テストの分かり難さは、抑制を受けない、壮健で開かれたインターネットという 230 条にみられる議会のヴィジョンを曇らせる。

原告の上訴申し立てを受けた第 1 巡回区 Court of Appeals の判決文<sup>92</sup>は、本件はハードケースであるとの文章で始まる。驚愕する状況下にある原告に救済を否定する、という意味でハードである、という。

主要な問いについて、Court of Appeals は、District Court と同様の判断を下している。ウェブサイトの「構成と管理・運営」に関する決定を 230 条 (c) がどのように位置づけるかを問うた *Lycos* の判示から、「ウェブサイトの政策を変更して誤情報を減少させることはしないという決定は、特定の投稿を削除しないという決定と同様に、誤情報に関する編集上の決定である」というのを引用したうえで、Backpage のウェブサイトの構造と管理・運営に関する本件原告の主張は、ウェブサイトのデザインと管理・運営の一部を争うものであり、「ウェブサイトは何を内容とするコンテンツをどのようなかたちで載せるのかという決定は」、230 条(c)が定める「伝統的な発行者の領域に入る編集上の選択である。」と判示する。これに関連して、人身取引を容易にするという動機がある点に他の事例との区別の根拠を求める主張に応え、Court of Appeals は、こうした動機は、「第三者のコンテンツに関して Backpage が行っている決定を根拠に責任を問うている事実を変えるものではない。」と判示する。

さらに、Court of Appeals は、TVPRA の民事救済に関連づけて、Backpage は発行者であると同時に人身性取引企図の加担者でもあるとの原告の主張について、このフレーズを解釈した公刊の裁判例がないことに触れたうえで、原告の主張する Backpage の加担は、「第三者のコンテンツの発行者又は発話者としての Backpage の活動」であり、したがって、230 条(c)により訴えは却下されると判示する。

次に、Backpage に対する刑事訴追の可否について判断を下した事例を一つ確認しておきたい。CDA は、「本セクションの規定は、本タイトルの § 223 若しくは § 231 又はタイトル 18 の 71 章 (猥褻に関する) 若しくは 110 章 (子どもの性的搾取に関する)、又は連邦のその他の刑事法の執行を

---

<sup>91</sup> 後述の *Jones III* の裁判例である。

<sup>92</sup> *Jane Doe v. Backpage. Com, LLC*, 817 F.3d 12 (1<sup>st</sup> Cir. 2016)

妨げるものと解してはならない。」(e)(1)) ことを定め、加えて、(e)(3)で、「本セクションに合致しない州法又は地方の法に基づく訴えを提起してはならない。」ことを定める。そこで、刑事法執行への影響は州の裁判例、*Ferrer*<sup>93</sup>に示される。検察側の主張によれば、被告人は人身取引を認めるウェブサイトを立てることを共謀し、売春の広告に利用されることを認識したうえで、広告の投稿による売春を源泉とする財政的なサポートを得ることを意図してウェブサイトを立ち上げてその企図を実現し、広告掲載の対価として受け取る支払いを通して、財政的なサポートを売春から得ている、という。州 Superior Court は、人身取引を促進させる言論が表現の自由の保障が及ばないのは明白であり、問われるのは、被告人が第三者に言論のフォーラムを提供するもので CDA の適用の対象であるのか、それとも、フォーラムの提供という一線を越えて、言論の作り手になっているために提供が及ばないのか、であるとする。

被告人は Backpage の他に、BigCity.com というデータ・サイトを立ち上げ、運営しており、政府側が被告人によるコンテンツの発展に相当するものとして主張した第一点は、この二つのサイトに関連する。政府によれば、被告人は Backpage に投稿があった広告は第三者をコンテンツ提供者とするものであるが、この広告を発展させて EvilEmpire と BigCity に載せている、という。被告人は Backpage の投稿から、タイトルの言葉、電話番号と年齢を抜き出し、画像を処理し、「男性募集 (Interested in Men)」、「女性募集」又は「皆さん募集」のいずれかを付記して、デート・プロフィールを作成している。加えて、Backpage の画像と情報を用いて別のサイト (female escort) に電話帳を用意している。

州政府は、州の裁判例、*Bollaert (People v. Bollaert [2016] 248 Cal. App. 4th 699)* に依拠した。*Bollaert* では、リベンジポルノのサイトと、リベンジポルノの被害者が手数料を支払ってサイトの情報を削除してもらうのに使用できるサイトを立ち上げていた被告人について、強要と個人情報の不法利用の罪で有罪判決が下されている。被告人は、他人の写真の投稿を求める者にその他人の姓名、年齢、居所、フェイスブックのリンクを入力することを求め、ひとつ一つの投稿に目を通し、どれを載せるのかを決め、再投稿をさせないように写真に透かしを付していた。被告人は裸体が写っていない写真は「ごみ」だとしてそれを載せようとはしなかった。*Bollaert* では、自身が CDA 230 条(c)の適用対象であるとする被告人の主張が、陪審により、また、州第4地区の上訴裁判所により斥けられている。

*Bollaert* では、被告人が裸体の写真と他の私的な情報を引き出す目的でリベンジポルノのサイトをデザインしていること、並びに、その情報を自身のサイトに載せ、広告収入と削除依頼に応じる際の手数料の獲得という目的に使用している点で、公訴事実の証明があるとされた。CDA 230 条(c)の適用対象になるか否かについては、州裁判所は *Roommates* を引用し、被告人がコンテンツ提

---

<sup>93</sup> *People v. Ferrer*, Superior Court of the State of California County of Sacramento, decided November 16, 2016 (Tentative ruling on Request for Judicial Notice and Demurrer).

供者であるという証明がある本件では免責の対象から外れると結論付けている。すでにみたように、*Roommates* では、サイト利用の際にユーザーに要求している (require) ことに照らして、免責の成否が決められた。*Bollaert* において、州裁判所は被告人のサイトが他人のプライバシー侵害となるコンテンツの提供を要求しているとして、免責を否定したが、その際に、*Roommates* については、不法なコンテンツを懇請することを意図した (designed to solicit) サイトであったこと、また、*Roommates* の被告の行為は中立のものではなく、「コンテンツが違法性を帯びるのに大きく寄与しているために (materially contributed to the illegality of the content)」、被告がコンテンツ提供者になったものである、という理解を示している。

州裁判所は、*Bollaert* が引用する *Roommates* に関し、*Roommates* では、被告が住宅供給の基準にすることを禁止されている事項についてユーザーが答えることを要求しているのに対し、本件では、ユーザーが最初に投稿する際に Backpage はこれに類するコンテンツの懇請を意図していないと判示する。州政府は本件の場合にはユーザーの投稿に手を加える操作 (manipulation) があると主張したが、その点につき、州裁判所は、被告人の行為の大半は投稿の内容を抽出したにすぎず、その限度では、編集にとどまるものであり、また、被告が BigCity のプロフィールに追記した「男性募集」等の項目は投稿のプロフィールに合致していて、コンテンツが違法性を帯びる (the offensive nature of the material) のに重要な寄与 (material contribution) をするものではないと判示する。

州政府は後述の *J.S.*<sup>94</sup> に依拠するものでもあった。この事例では、Backpage の広告がフィーチャーし人身取引の被害者となった少女が Backpage を提訴したのに対し、Backpage が訴えの却下を主張したが、ワシントン州 Supreme Court はこの主張を斥けている。州裁判所は、*J.S.* における判断について、コンテンツに関するユーザーに対する Backpage の要求が売春規制の法執行を回避させるものになっていることを原告が主張している点を指摘し、救済の根拠となる事実が存在しないことが合理的疑いを容れない程度に示されていないことを結論付けているとしたうえで、本件では、当初の投稿を精々再発行 (republication) したにすぎず、依然として免責の対象になると判示している。

最後に、被告が Backpage の他に二つのサイトを立ち上げているのは、広告の掲載を増やして売春を促進することを目的としている、という州政府の主張について、州裁判所は、違法なコンテンツ又は訴訟原因となるコンテンツを招喚 (invite) しコメントを付した場合に責任を問われるとする奨励理論 (encouragement theory) は、CDA の「発展させる」の意味を過度に膨らませ、発行者のイミュニティを認める CDA の意義を消失させるとして裁判例で退けられていることを指摘する。

広告サイトを通じた人身性取引が社会問題となる中で、被告の Backpage が CDA の適用による訴え却下の申立てを斥け、Backpage に法的責任を問う可能性を示したのが先述の *J.S.* である。

---

<sup>94</sup> *J.S. v. Vill. Voice Media Holdings, LLC*, 184 Wn.2d 95 (2015).

この事例では、訴え却下の申立てを斥けた州の事実審の判断を上訴裁判所が確認している。州法上、訴え却下の申立てがあった場合には、原告の主張事実と主張事実から導き出される合理的な推論が真実であるという前提に立ったうえで、原告の主張内容では救済を遮断する克服できない事由がある場合に却下の申立てが認容される。この基準は、申立て却下の裁判は原告の救済を正当とする事実が存在しないことについて合理的疑いを容れないようにみえるか否かとも表現される。

この事例で原告が主張した事実は、未成年の人身取引を含め、違法な取引がウェブサイト上で行われることを許容し奨励する（allow and encourage）情報を要求する自身のウェブサイトを意図的に発展させ（①）、売春が法執行を免れるのを許容することになるコンテンツの要件を認識の上発展させ（②）、コンテンツの要件が見せかけのもので、売春と Backpage に対する法執行を免れさせるねらいがあり（③）、コンテンツの要件は未成年者の性取引を含む違法な性取引に対する法執行を免れさせるように Backpage が発展させた方法にほかならず（④）、コンテンツの要件は、児童の人身取引を含む、売春による性取引のためにウェブサイトを継続して使用できるように、広告の内容とコンテキストをコントロールすることを意図したものであり（⑤）、自身のウェブサイト上の広告のコンテンツとコンテキストを創造するのに相当大きな役割を果たしている（⑥）、というものであった。

ワシントン州 Supreme Court は、訴え却下の申立てを斥ける判断を確認するに当たり、その法廷意見は詳細を論じていない。法廷意見は先述のように原告の主張を挙げて、Backpage が「コンテンツが違法性を帯びるのに重要な寄与を行っている場合には」、その「ウェブサイトは不法なコンテンツの発展に助力を提供しているために、CDA の条項の例外に該当する」のであるから、Backpage が性取引を誘因する投稿ルールを定めているか否かを判断することが重要であると結論的に判示している。

これに対して、補足意見と反対意見が付され、両者は CDA の規定の解釈について見解を異にすると同時に、前者は、Backpage の投稿ルールに見出される特徴に目を向けるのに対し、後者は、訴え却下の申立てに対する審査の性格を強調する。

補足意見と反対意見にみられる解釈の相違は、とりわけ、反対意見に対する補足意見の批判で示される。補足意見によれば、反対意見は CDA の該当規定について、Backpage と同様に、第三者提供のコンテンツの発行に広範なイミュニティを付与するとの解釈を採用するものであるが、この解釈は CDA の文理に合致しておらず、近時、第 9 巡回区では、この点を踏まえ、反対意見が引用する判示から退いている、という。これに対し、法廷意見は、広範なイミュニティの付与という表現が多く、多くの裁判例で示されてきていて<sup>95</sup>、Backpage がこれを引用することを確認しながら、用語法の相違は重要性ではなく、問われるのは、被告が問題のコンテンツの提供者として行動しているか否か、であるという。

---

<sup>95</sup> 反対意見は注 5 で、第 2 巡回区を除く 10 の巡回区の裁判例を引用する。

従前の裁判例の判示や用語例から離れた、実質的なリーズニングでは、補足意見は Backpage の投稿ルールの特徴を指摘する。原告主張の事実のうち、③と④の特徴を重視する。補足意見は、ここで、原告主張の事実を前提にした場合には、投稿ルールがコンテンツの誘因になるか否かを問うべきである、とする法廷意見のリーズニングを詳述する。補足意見によれば、本件の問いは、Backpage の投稿ルールが売春を誘因しているとの原告の主張が Backpage を第三者が提供するコンテンツの発行者又は話者として扱うものか否かである。この誘因理論 (inducement theory) は、Backpage が周旋者を手引きし売春の案内・招待に工夫を凝らして (guide[s] pimps to craft prostitution) 中立で合法的なものにみえるようにしていることを主張しているのであり、売春の周旋行為自体を行っているとの主張ではなく、売春を促進 (promotion) しているとの原告の主張は訴訟原因を構成できる、と論じる。補足意見は、誘因理論は被告を発行者として扱うものではなく、コンテンツのモニタリング、選別、削除といった、発行者の役割に結び付いた行為を伴うものでもない、と説「原告が引用する裁判例はいずれも法律問題の主張の根拠にならない。」と結論付ける。その中で、補足意見が言及した法律構成に関連するのが、ケンタッキー州の事例、*Jones (Jones v. Dirty World Entm't Recordings, LLC, 840 F. Supp. 2d 1008 (E.D. Ky. 2012) (Jones I); Jones v. Dirty World Entm't Recordings, LLC, 965 F. Supp. 2d 818 (E.D. Ky. 2013) (Jones II); Jones v. Dirty World Entm't Recordings, LLC, 755 F.3d 398 (6<sup>th</sup> Cir. 2014)(Jones III)*である。ゴシップサイトといわれるものの一つで、一般人を対象にまくし立て、事実の裏付けの有無にかかわらず、誹謗中傷やさらし上げになる投稿で一杯のサイトである The Dirty を被告として、投稿記事の対象となった原告が提訴した事案である。この訴えについて、州裁判所は被告の訴え却下の申立てを斥けた<sup>96</sup>。被告が CDA 230 条を引用したのに対し、合衆国 District Court は、被告はそのウェブサイトの名称と「汚い軍隊 (the Dirty Army)」—— 自身のキャラクターが殺されるのに抵抗しようとする者に戦う「戦闘心理」(war mentality) —— を形成するようにサイト閲覧者を唆すことで、問題の投稿を奨励 (invite and encourage) しているとし、さらに、原告に関する投稿に被告がコメントを付しているのは第三者の投稿を「結果的に確認し採用する (effectively ratified and adopted)」ものであると特徴づける。しかし、この判断は上訴を受けた第 6 巡回区 Court of Appeals で破棄されることになった<sup>97</sup>。*J.S.* の反対意見は、「*Roommates* とは異なり、本件ウェブサイトは違法なコンテンツ又は訴訟原因になるコンテンツの投稿をその使用条件としてユーザーに要求していない」<sup>98</sup>との *Jones III* の判示を引用し、*Jones III* の破棄判断が District Court の奨励理論を拒絶し、*Roommates* の重要な寄与テストを採用したものであったことを示す。

#### (4) 上院常設小委員会報告

---

<sup>96</sup> *Jones I; Jones II.*

<sup>97</sup> *Jones III.*

<sup>98</sup> *Jones III, at 416.*



合衆国議会では、上院常設小委員会「ホームランド・セキュリティ国務委員会」が2015年に調査を開始し、その後、Backpage側からの任意の情報提供の拒否を受けた民事の議会侮辱の訴えを経て、2017年1月に報告書がまとめられた<sup>99</sup>。

報告書の結論は、その表題「Backpageが認識のうえ行っているオンライン上の人身性取引の促進」に示されている。報告書では、Backpageが2010年末までの実績で、成人向けセクシヨンの8割から9割を編集しているという認識の下、具体的な手法としては、自動フィルタリングによる、ロリータ、十代、無垢、女子生徒等の一定の字句の削除—— 字句を削除し他の編集がなければそのまま掲載——、フィルタリングと同様の字句を手作業で削除、サイト上のプログラムで削除相当とされる広告についてはエラー・メッセージ—— 「申し訳ありません。『十代』は禁止用語です。」など—— で回答し、回答に対応があった広告は掲載する、といったものが挙げられる。

ウェブサイトの運用は、一連の社会研修のプレゼンテーションに示される。広告に、「違法活動を明示する用語や隠語がある場合には、広告またはその字句を削除する。」とされ、同時に、Q&Aで、「字句の一部を削除し残りを残すことはできるのか？」への回答は「できます。」となっている。違法な取引がオファーされていることを明示する字句やイメージがある場合には、それを取り除き、編集後の広告を載せる、というのがウェブサイトの運用であることが示されている。

このような削除手法とその趣旨が広く共有されたことを示すものとして、モデレーション部トップ (Padilla) の「広告中の言葉がまずいと、州司法長官に潰されてしまう。」との文面のメールがあること、編集チーム宛てに、「皆さんは、広告を無しにするのを止めて、編集に努めてください。(中略) 文章や画像に問題がある場合にはそれを編集で削除して、それからその広告を掲載に通す権限が皆さんにはあります。」というメールが発出されていることが挙げられる。編集チームメンバーからは、編集の目的が広告の削除による減収の回避にあり、その手法が問題の語句の削除と、そのうえでの広告の掲載であることが示され、報告書は系統だった編集の目的が明確で共有されていると述べる。CEOのFerrerは、「語句を削除すれば、それでユーザーは広告を手直しできる。」と述べ、禁止語句をユーザーが知ることで、語句の選択を改めキレイな広告作成の助けになることを認識していたとされる。

報告書は、表題が示すように、「Backpageは、成人向け広告を系統的に編集し、それにより、犯罪の証拠を故意に隠ぺいしてきて(おり)」、「Backpageの執行役員は、児童の性取引を含む違法活動を自社のウェブサイトが促進していることを認識していた。」と結論付ける。

この委員会報告と、その後の法改正に前後し、Backpage (Backpage.com LLC) と執行役員に対

---

<sup>99</sup> Staff Report, Backpage Com's Knowing Facilitation of Online Sex Trafficking, United States Senate Permanent Subcommittee on Investigations, Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, 2017.01.10.

する刑事訴追で有罪判決が下されている。司法省の発表<sup>100</sup>によれば、2018年4月6日に Backpage (backpage.com) と関連のウェブサイトの閉鎖と Backpage 幹部に対する公訴提起があった後、同月12日に、CEO の Ferrer と Backpage が有罪答弁を行った。

答弁合意の基礎となる事実として、Ferrer はウェブサイトの「エスコート」と「成人」の広告の大部分が49の州とネヴァダ州の広くで違法とされる売春の広告であること、他の幹部を共謀して、ウェブサイトの顧客が州法違反の売春犯罪を実行することを促進できる方法を認識のうえ見つけようとしたことを承認している。具体的には、モデレーションの過程で売春を特に明示する用語と画像を削除し、その修正を施して元の広告を掲載していること、これが一部となって、「エスコート」と「成人」で広告があるサービスの本当の内容を隠し、公式に認めることをしないという Backpage 全社にわたる文化と政策が形成されていることを認めるものであった。

#### (5) FOSTA-SESTA の立法

Backpage 問題で広く関心を呼んだウェブ上の人身性取引の問題を受けて、合衆国議会では、下院で FOSTA (Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act) と称する法案が、上院で SESTA (Stop Enabling Sex Traffickers Act) と称する法案が提出され、その後、SESTA が FOSTA に包含されることとなった。FOSTA-SESTA パッケージと称されることになった法案は、2018年2月27日に下院で388対25の賛成多数で、3月21日に上院で97対2の賛成多数で可決し、4月11日に大統領署名を経て法律として成立した<sup>101</sup>。

FOSTA-SESTA パッケージは CDA 230 条の法改正として定められ、略称は FOSTA (Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017) である。FOSTA 2 条は、「議会の認識」として、「CDA 230 条は売春を違法に促進するウェブサイト並びに性取引の被害者との違法な性行為の広告を促進するウェブサイトを法的に保護するものではなく」(2 条 (1))、「売春を促進するウェブサイトは浅慮により性取引被害者の売買を許してきており、児童並びに、実力、不正と強制の被害者の取引を阻止するために何もしてきて (おらず)」(2)、「230 条はそのようなウェブサイトを保護しないことを確実にできるように、230 条を明確にするのがだとうである。」(3) と定める。

3 条は「売春の促進と浅慮による性取引の無視」の表題で、合衆国法典 18 編 2421 条に続き、2421 条 A を追加することを定める。2421 条 A は、新たな犯罪類型として、「州際若しくは国際通商の施設若しくは手段を用いて、又は、州際通商若しくは国際通商に影響を与えて、他人の売春の促進又は助長を意図して、アクセス提供サービスを所有、管理若しくは運営し、又は、その意図で所有、管理若しくは運営することを共謀若しくは企図する」(2421 条 A(a)) こと

---

<sup>100</sup> <https://www.justice.gov/opa/pr/backpage-s-co-founder-and-ceo-well-several-backpage-related-corporate-entities-enter-guilty>

<sup>101</sup> Public Law 115-164, 115<sup>th</sup> Congress.

を定め、18編が定める罰金若しくは10年以下の収容刑又は併科を法定刑とする。さらに、加重類型として、2421条A(a)が定めるように所有、管理又は運営する者が、5人以上の売春の促進又は助長を行った場合と、その活動が1591条(a)が禁止する性取引に寄与する事実を浅慮により無視した場合には、罰金若しくは25年以下の収容刑又はその併科とする。

4条は、「性取引に関連する連邦並びに州の刑事法、民事法の執行能力の確保」との表題で、CDA 230条(e)に続いて、230条(c)(2)(A)が性取引規制法の執行の制約や限定を課すものではないことを定める規定を追加することを定める。すでに述べたように、230条(c)(2)(A)は、本稿で取り上げた230条(c)(1)とともに、「善きサマリア人」の責任を定めるもので、問題があるマテリアルを任意かつ善意で行った削除等の措置で民事責任を問われることはない、とする。FOSTAの4条は、この規定が請求の原因となる事実が合衆国法典18編1591条違反を構成する場合の損害賠償請求の訴え、1591条違反の事実を内容とする州法犯罪の刑事訴追、並びに、18編2421条A違反の事実を内容とする州法上の刑事訴追に対して、CDA 230条(c)(2)(A)が制約や限定を加えるものではないことを定める。

すでに述べたように、連邦の性取引犯罪は合衆国法典18編1591条に規定があるが、FOSTA 5条は、そのうちの定義規定である(e)について、「企図への加担」とは「(a)(1)違反を認識のうえ援助、支援又は助長することを意味する」を追加することを定める。すでに紹介したように、1591条は「実力の行使、若しくはその威迫、不正、又は強制」により人に商業的性行為を行わせること、又は「18歳に満たない」人に商業的性行為を行わせることを認識して、(1)「州際通商において、人を募集、勧誘、庇護、移送、提供、獲得、宣伝、扶養、保護、若しくは懇請すること」又は(2)「(1)に定める行為を行う企図に加担し、それにより経済的利益、若しくはその他の価値を取得すること」を禁止する。FOSTA 5条はこのうちの企図への加担の意義を明確にするものである。

## IV 諸外国における児童ポルノサイトの摘発

### 1 アメリカ

ここでは、アメリカ合衆国における児童ポルノサイトの摘発事例として、PlayPen の事例を中心に紹介する<sup>102</sup>。この PlayPen の摘発では、後述するネットワーク捜査手法（network investigative technique, NIT）といわれる捜査手法<sup>103</sup>が用いられた点が注目される。以下では、本事例についての FBI・司法省による公式発表<sup>104</sup>及び裁判所（第 1 巡回区 Court of Appeals）が行った事実認定<sup>105</sup>に基づいてその内容を紹介し、この摘発事例の効果・影響、評価につき紹介する。

#### （1）PlayPen（児童ポルノサイト）の概要

本事例は、2014 年 8 月に匿名で通信を可能とする Tor（オニオンルーター）ネットワーク上に PlayPen というサイトが開設されたことに端を発する<sup>106</sup>。PlayPen は 2014 年 8 月から 2015 年 2 月までで、15 万人以上がサイトにアクセスしており、サイトの訪問者は 9 千以上のトピックについて、9 万 5 千件以上の投稿を行っており、それらはすべて児童ポルノに関するものであった<sup>107</sup>。また、PlayPen では、コンテンツの投稿・閲覧に加えて、利用者同士でやり取りができるフォーラムがあり、そこでは、児童に対するグルーミング方法や法執行機関の摘発から逃れる方法等のやり取りがなされていた<sup>108</sup>。

PlayPen は、Tor ネットワーク上に存在するサイトであるが、これは類似のネットワークと共にダークウェブとしても知られており、そこへアクセスするためには、Tor ソフトウェアを用いなければならない<sup>109</sup>。そして、ユーザーは、この Tor ソフトウェアをダウンロードすることにより、その IP アドレスを秘匿することが可能となる<sup>110</sup>。PlayPen にアクセスするためには、①Tor ソフトウェアのダウンロード、②PlayPen へのアドレスの入手、③Tor ネットワーク上での PlayPen の発見、④PlayPen のメインページでのユーザーネームとパスワードの入力が求められ

---

<sup>102</sup> PlayPen の事例については、比較法雑誌に近時刊行予定の拙稿の該当部分参照。また、中野目善則・四方光編著『サイバー犯罪対策』（成文堂、2021 年）275 頁〔中野目善則〕を参照。

<sup>103</sup> NIT については、比較法雑誌にて近時刊行予定の拙稿を参照のこと。また、NIT についての先行研究として、中野目・四方光同上 275 頁〔中野目善則〕を参照。

<sup>104</sup> FBI, ‘Playpen’ Creator Sentenced to 30 Years Dark Web ‘Hidden Service’ Case Spawned Hundreds of Child Porn Investigations available at <https://www.fbi.gov/news/stories/playpen-creator-sentenced-to-30-years> (last visited September 26, 2022); また、同サイトで挙げられている Department of Justice, *Florida Man Sentenced to Prison for Engaging in a Child Exploitation Enterprise* available at <https://www.justice.gov/opa/pr/florida-man-sentenced-prison-engaging-child-exploitation-enterprise> (last visited September 26, 2022) も参照。

<sup>105</sup> United States v. Levin, 874 F.3d 316 (1st Cir. 2017).

<sup>106</sup> See, FBI, *supra* note 58; Department of Justice, *supra* note 58.

<sup>107</sup> United States v. Levin, 874 F.3d 316, 319(1st Cir. 2017).

<sup>108</sup> *Id.*

<sup>109</sup> *Id.*

<sup>110</sup> *Id.*

ることになる<sup>111</sup>。

なお、サイトのメインページには、部分的に着衣状態（*partially clothed*）の思春期前の女兒が脚を開いている2つの画像が表示されており、ログインを行って、サイト内の内容を閲覧せずとも、PlayPen というサイトが児童ポルノサイトであることが明らかであった<sup>112</sup>。

## （2）捜査の経緯

PlayPen に対する FBI の捜査は迅速に開始されており、これは、FBI が以前からダークウェブが関係する多くの捜査を行ってきた経験から PlayPen の存在自体を即座に認知することができたことによるが、Tor ネットワークの秘匿性の高さにより、その捜査は難航した<sup>113</sup>。しかし、2014年12月に PlayPen の開設者が PlayPen の IP アドレス（合衆国内のものであった）を誤って公開したことについて外国の法執行機関から FBI に情報提供がなされ、FBI はウェブサイトの複製の押収、E メールアカウントに対する捜索令状の執行、資金の追跡を行い、開設者と管理者を逮捕した<sup>114</sup>。

その後、2015年1月、FBI は合衆国司法省の児童に対する搾取及びわいせつ対策部局（*Child Exploitation and Obscenity Section*）と共に PlayPen の数千人のメンバーを追跡する作戦として、“*Operation Pacifier*” を立ち上げた<sup>115</sup>。2015年2月には、FBI は令状により PlayPen をその管理下に置き、PlayPen の利用者の特定と摘発を目的として、政府施設外で2週間にわたり PlayPen の運営を継続した<sup>116</sup>。そして、2015年2月20日、政府は令状発付官（マジストレイト）から NIT 令状を得て、NIT を用いた捜査を開始した<sup>117</sup>。

## （3）NIT による捜査内容

NIT 令状は、FBI が PlayPen のサーバに NIT をインストールし、PlayPen にログインする者の端末から一定の情報を取得することを認めるもので、以下の情報を取得すること認めていた<sup>118</sup>。すなわち、①端末の実際の IP アドレス及び NIT が IP アドレスを特定した日付と時間、②他の端末と区別するために NIT により生成される数列、文字列等の識別子、③型式（例：Windows）、バージョン（例：Windows7）、アーキテクチャ（例：x86）といった端末の OS、④ NIT が既に当該端末に送り込まれたかについての情報、⑤端末のホスト名、⑥端末の OS のユーザー名、⑦端末の MAC アドレスを取得することが認められていた<sup>119</sup>。

NIT をサーバにインストールすると、PlayPen にログインした者がウェブサイト上のコンテン

---

<sup>111</sup> *Id.*

<sup>112</sup> *Id.*, at 319-320.

<sup>113</sup> FBI, *supra* note 58.

<sup>114</sup> *Id.*

<sup>115</sup> *Id.*

<sup>116</sup> 874 F.3d 316, 320.

<sup>117</sup> *Id.*

<sup>118</sup> *Id.*

<sup>119</sup> *Id.*

ツをダウンロードした際、同時に NIT を構成するコンピュータへの指示 (computer instructions) もダウンロードすることとなる<sup>120</sup>。それにより、NIT はその端末に上述した 7 つの情報を FBI の管理するコンピュータに送信する<sup>121</sup>。これにより、FBI は数百の IP アドレスを特定することができたとされている<sup>122</sup>。尚、この NIT は対象者の端末の機能には何ら影響を及ぼすものではなかった<sup>123</sup>。

#### (4) 効果・影響

以上のような NIT を用いた捜査の効果については、FBI によると、2017 年 5 月時点で、少なくとも 350 人の合衆国に拠点を置く個人が逮捕され、25 人の児童ポルノ製造者が訴追されている他、55 人のアメリカ人の児童の身元の特定と救出に成功していると報告される<sup>124</sup>。また、この“Operation Pacifier”の効果はアメリカ合衆国内にとどまらず、世界的な影響があった。この点につき、例えば、EUROPOL は主にヨーロッパに所在する犯罪者を特定するために送られてきたデータの照合、分析等を行っていた他、コロンビア、クロアチア、チェコ、フランス、アイルランド、イタリア、スロバキア、スペイン、スイス、イギリス等の法執行機関にも情報の提供が行われた<sup>125</sup>。そして、EUROPOL の発表によれば、同じく 2017 年 5 月時点で、ヨーロッパでは 368 件の逮捕または有罪判決につながり、合衆国外で、少なくとも 259 人の性的虐待児童の身元の特定と救出につながったとされている<sup>126</sup>。また、FBI によれば、イスラエル、トルコ、ペルー、マレーシア、チリ、ウクライナも逮捕を報告しているとしている<sup>127</sup>。

#### (5) 評価

FBI の職員によれば、PlayPen の摘発事例はその範囲と射程において前例のない大規模かつ Tor を利用したサイトの利用者に対する摘発活動において FBI の最も成功した例とされており、児童虐待を訴追するための国際協力の新たな道筋を開いたものであるとも評価される<sup>128</sup>。また、EUROPOL も“Operation Pacifier”は、児童に対するオンライン上の性的搾取の摘発場面において、最も規模が大きく、かつ最も挑戦的なものの一つであると評価している<sup>129</sup>。そして、EUROPOL は、“Operation Pacifier”は FBI と司法省が開始した作戦であるとしながらも、

---

<sup>120</sup> *Id.*

<sup>121</sup> *Id.*

<sup>122</sup> *Id.*

<sup>123</sup> *Id.*

<sup>124</sup> FBI, *supra* note 58; Department of Justice *supra* note 58.

<sup>125</sup> EUROPOL, *Major online child sexual abuse operation leads to 368 arrests in Europe Yet another example of the need for international action to tackle online child sexual abuse* available at <https://www.europol.europa.eu/media-press/newsroom/news/major-online-child-sexual-abuse-operation-leads-to-368-arrests-in-europe> (last visited September 26, 2022).

<sup>126</sup> *Id.*

<sup>127</sup> FBI, *supra* note 58.

<sup>128</sup> *Id.*

<sup>129</sup> EUROPOL, *supra* note 79.

EUROPOL を含む他の多くの捜査機関の支援があったことも述べている<sup>130</sup>。

#### (6) 関連する事案

以上、PlayPen の摘発事例を紹介してきたが、アメリカ合衆国においては、他にも、ダークウェブ上の 3 つの児童ポルノサイトの利用者に対する捜査がなされた “Operation Torpedo” という作戦が存在する<sup>131</sup>。この作戦の一端について、裁判所（合衆国 District Court）の事実認定を基に簡単に紹介する<sup>132</sup>と、とあるウェブサイトが Tor を用いて、児童ポルノ及び児童に対する性的虐待が関係するコンテンツの広告と頒布を行っている疑いが生じたため、2012 年に FBI は NIT を用いた捜査を行う令状を取得した<sup>133</sup>。そして、この令状の疎明段階では、NIT による捜査では、ウェブサイトの利用者が特定のウェブサイト部分にアクセスするごとにその利用者の端末に NIT が通信を行い、ウェブサイトにアクセスしている端末、その端末の位置、その端末のユーザー、そして、その端末についての他の情報を特定するのに資するデータを政府が管理する端末に送信するように指示を送る旨の説明がなされていた<sup>134</sup>。このように、アメリカ合衆国では、ダークウェブ上の児童ポルノサイトの摘発では NIT という捜査手法が用いられることがある点が大きな特色であるといえる。

#### (7) おわりに

以上、本報告では、アメリカ合衆国における児童ポルノサイトの摘発事例として、NIT をも用いた PlayPen の摘発事例を中心に紹介してきたが、FBI によれば、PlayPen と類似するサイトはダークウェブ上で尚も存在しているといわれており<sup>135</sup>、アメリカ合衆国では、今後もそのようなダークウェブ上の児童ポルノサイトに対する NIT を用いた摘発が行われていくことになると考えられる。そして、その際には、他国の捜査機関によるフォロー・支援等も不可欠となり、広く国際協力が求められる。他方で、NIT を用いた捜査は、一般的に、不合理な搜索・押収を禁じる合衆国憲法第 4 修正との関係が問題になり得ると考えられる他、仮に關係するサーバが外国に所在した場合等に主権の問題が理論上は観念し得るため、この点についての議論がなされる余地があるものと思われる。

## 2 ドイツ

### (1) ドイツの犯罪捜査

ドイツの刑事訴訟法 (Strafprozessordnung) については、第二次世界大戦前のわが国の刑事訴訟法がフランス法、ドイツ法の影響を強く受けたものであったこともあり、わが国の刑事訴訟法の解釈

---

<sup>130</sup> *Id.*

<sup>131</sup> Rachel Bercovitz, *Law Enforcement Hacking: Defining Jurisdiction*, 121 Colum. L. Rev. 1251, 1266 (2021).

<sup>132</sup> *United States v. Reibert*, 2015 WL 366716 (D. Neb. Jan. 27, 2015); *see, Id.*

<sup>133</sup> *United States v. Reibert*, 2015 WL 366716, at 3-4 (D. Neb. Jan. 27, 2015).

<sup>134</sup> *Id.*, at 4.

<sup>135</sup> *See, FBI, supra note 58.*

に大きな影響を与えてきた。しかし、第二次世界大戦後、わが国の法制度が、英米、とりわけアメリカ合衆国憲法の影響を強く受けた刑事訴訟法が制定されたことにより、わが国の刑事訴訟法の解釈運用は、アメリカ法の影響を強く受けるようになり、現在のわが国の刑事訴訟法学においては、ドイツ法の影響力はわが国の刑事訴訟法の解釈にとってそれほど大きくはない。とはいえ、少なくともわが国における立法過程においては、以下で述べるように、ドイツの刑事訴訟法を参考にした法解釈の重要性が必ずしも全面的に排斥されたものということとはできないものと考えられている。

ドイツの刑事訴訟法において特徴的な点は、犯罪捜査につき、かなり多くの捜査手法がわが国の刑事訴訟法 197 条 1 項但し書にいう「強制の処分」にあたり、その種類が多岐にわたる点が挙げられる。ドイツの刑事訴訟法に定められている強制の処分 (Zwangsmassnahme) のうち、わが国の刑事訴訟法と同様のものには、(仮) 逮捕 (vorläufige Festnahme, 刑事訴訟法 127 条以下)、勾留 (Untersuchungshaft, 同法 112 条以下)、搜索 (Durchsuchung, 同法 102 条以下)、差押え (Beschlagnahme, 同法 94 条等)、検証 (Richterrlicher Augenschein, 同法 86 条)、身体検査 (körperliche Untersuchung, 同法 81 条・81 条 a・81 条 c)、通信傍受 (Telekommunikationsüberwachung, 同法 100 条 a) がある。次に、わが国では任意捜査として認められているものについても、ドイツの刑事訴訟法は、情報検索捜査 (Rasterfahndung, 同法 98 条 a)、DNA 分析 (Molekulargentechnischer Untersuchung, 同法 81 条 e・81 条 g・81 条 h)、長期間の観察 (Langfristige Observation, 同法 163 条 f) 等につき強制の処分としており、さらに、わが国の刑事訴訟法に盛り込まれていない強制の処分として、押収物の通覧 (Durchsicht von Papieren und elektronischen Speichermedien, 同法 110 条)、オンライン搜索 (Online-Durchsuchung, 同法 100 条 b)、室内会話の傍受 (Akustische Wohnraumüberwachung, 同法 100 条 c)、室内以外の会話の傍受 (Akustische Überwachung außerhalb von Wohnung, 同法 100 条 f)、通信データの保全 (Erhebung von Verkehrsdaten, 同法 100 条 g)、携帯端末に対する技術的捜査措置 (Technische Ermittlungsmaßnahmen bei Mobilfunkendgeräten, 同法 100 条 i)、秘密捜査官の投入 (Einsatz Verdecktes Ermittlers, 同法 110 条 a) 等がある。このように多くの捜査手法が強制の処分として法定されている理由は、基本権を侵害する捜査手法の実施には法律の留保が求められ、その実施にあたっては、捜査機関とは独立した裁判官の審査により、その濫用を防止しようとするものであるといえる。

刑事訴訟法の規定及び理論上は、検察に犯罪捜査を行う権限があり、その指示を受けて警察が捜査を行うかたちとなっているが、実際に多くの犯罪の捜査においては、警察が捜査の端緒に基づき捜査を行っている。インターネット上の子供の性的搾取に対する捜査にあたっては、犯罪捜査にあたって具体的にどのような捜査手法により事案の真相が解明されるのかを予め明確に述べておくことは困難ではあるが、警察・検察は、個々の事例の具体的事実関係に即した証拠保全にとって必要かつ相当な捜査手法を用いて、また、場合によっては、様々な捜査手法を駆使することで、証拠を保全し、事案の真相を解明している。



## (2) 子供を害するサイバー犯罪の捜査

ドイツの捜査手続においては、捜査の端緒が捜査機関にもたらされると捜査が開始されるが、特に子供に対する犯罪捜査においては、その他の当局から警察に提供された情報に基づいて、検察及び警察が捜査を開始することがよくあるといわれている。わが国の警察庁に相当する連邦刑事庁（Bundeskriminalamt）は、現在、アメリカ合衆国の民間組織である「行方不明及び搾取された子供のためのナショナルセンター（National Center for Missing and Exploited Children, NCMEC）」から、児童ポルノ画像を含む記録媒体に関する情報のほとんどの提供を受けている。同センターは、インターネット・プロバイダーやサービス・プロバイダーと連携して、児童ポルノ等の画像・映像を探している。そして、同センターは、特定の IP アドレスに基づいてドイツに関連する疑わしい活動履歴を、中央官庁である連邦刑事庁に情報を提供をしている。連邦刑事庁は、2021 年、ドイツにて犯罪行為が行われたとされる 76,000 件以上の情報提供を受けた。

犯罪捜査にあたっては、わが国と同様に、捜査機関がその事例の具体的事実関係に即して最も適切な捜査手法を採ることになるが、インターネット上の子供に対する性的搾取に係る事案の捜査においては、わが国では用いられていない捜査との関係で、例えば、捜査官がニックネームを用いて、サイバークルーミングに用いられる SNS やいわゆるダーク・ウェブ（Darkweb）にアクセスする等して、被疑者に接触し、SNS 等を通じてやり取りを重ねたり、通信傍受を行ったり、データのやり取りを調べたり（同法 100 条 g）、屋外での写真撮影や一定の監視目的での機器の使用（同法 100 条 h）、場合によっては秘密捜査官を投入することによって、被疑者を特定し、その逮捕や起訴につなげることがあるとされている。また、ポットネットに係る捜査、特にテーク・ダウン（Takedown）との関係では、ノルトライン・ヴェストファーレン州警察は、その実施にあたっては、連邦刑事庁と連絡を取りながら、実施しているとのことである。実施にあたっては、警察、IT 企業、民間団体の協力が不可欠である。

インターネット上の情報・証拠が容易に破棄されるという性質との関係で有用な捜査手法の 1 つに、わが国ではほとんど紹介されていないオンライン検索がある。このオンライン検索は、捜査機関が、被疑者の知らぬ間に、パソコン、携帯電話、スマートフォンといったインターネットに接続している情報技術機器にソフトウェアをインストールし、そこに蔵置されている情報を複写し、捜査機関はその情報を取得する捜査手法である<sup>136</sup>。オンライン検索は、対象者の知らぬ間に情報技術機器にソフトウェアをインストールし、そこに蔵置されている情報を複写することを捜査機関に許容していることから、プライバシー権、情報自己決定権や情報技術システムにおける不可侵性と機密性を保障する権利（いわゆる IT 権）を侵害する基本権侵害の程度が著しく高い捜査手法である

---

<sup>136</sup> オンライン検索については、滝沢誠「ドイツにおけるサイバー犯罪対策」中野目善則＝四方光編『サイバー犯罪対策』（成文堂、2021）297 頁以下、同「ドイツにおけるオンライン検索」大澤裕ほか編『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2021）179 頁以下参照。

ことは否めず、現にドイツにおいても、この捜査手法に対する世論は厳しいものがあり、その合憲性につき、連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) に様々な憲法異議が申し立てられてはいるが、2008年2月27日の判決でその合憲性が示されて以降<sup>137</sup>、現在までその合憲性は維持されている。

今日の社会では、パソコン、携帯電話、スマートフォンといった情報端末が広く普及しており、被疑者がそれらを用いて犯罪を行うことは一般的といえる現状に照らすと、オンライン検索は、被疑者等による証拠隠滅がなされる前に情報・証拠を保全することができる有用な捜査方法であることは、捜査関係者の間では認識されているといえよう。ところが、捜査実務上は、オンライン検索の実施件数が通信傍受に比べて著しく少なく、2020年度には、10件の手続で実施され、初回の令状発付件数が12件、延長の件数が11件であり、主として犯罪・テロ結社に係る罪、脅迫や薬物犯罪に対する捜査で活用されているにすぎない<sup>138</sup>。その理由は、オンライン検索によらなくとも、それ以外の既存の捜査手法（その中には通信傍受も含まれ、かなりの程度の証拠は通信傍受により保全されるとされている。ちなみに、2020年度には、5,222件の手続で行われ、初回の令状発付件数は14,601件、延長の件数が3,130件である<sup>139</sup>）を駆使すれば、情報・証拠を保全し事案の真相を解明することができる事件が多いこと、オンライン検索の実施にあたっては、侵害しうる基本権の重大性に鑑み、民事事件を担当する裁判官による極めて厳格な令状審査があり、捜査機関の側としては令状が発付されずらく実際には利用しづらい捜査手法であること、技術的にもその実施にあたり、対象者の知らない間にその使用する情報端末にソフトウェアをインストールし、そこに蔵置されている情報を複製する技術的な問題点があることが指摘されている。そして、このオンライン検索と室内会話の傍受については、いずれもドイツにおいては最も基本権侵害の程度が著しく高い捜査手法であるところ、それぞれの要件を満たした場合に、同時に双方を併用して実施することは理論上は否定されてはいないと考えられるが<sup>140</sup>、学説においては併用して実施することに対する批判は厳しいものがある<sup>141</sup>。とはいえ、現在まで、この点に関する裁判所の判断は示されていない。

---

<sup>137</sup> BverfGE 120, 274.

<sup>138</sup>

[https://www.bundesjustizamt.de/SharedDocs/Downloads/DE/Justizstatistiken/Uebersicht\\_Online\\_Durchsuchung\\_2020.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=7](https://www.bundesjustizamt.de/SharedDocs/Downloads/DE/Justizstatistiken/Uebersicht_Online_Durchsuchung_2020.pdf?__blob=publicationFile&v=7)

<sup>139</sup>

[https://www.bundesjustizamt.de/SharedDocs/Downloads/DE/Justizstatistiken/Uebersicht\\_TKUE\\_2020.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=6](https://www.bundesjustizamt.de/SharedDocs/Downloads/DE/Justizstatistiken/Uebersicht_TKUE_2020.pdf?__blob=publicationFile&v=6)

<sup>140</sup> HK-StPO-*Gerecke* § 110b Rn. 11.

<sup>141</sup> *Singelstein/Derin*, Das Gesetz zur effektiveren und praxistauglicheren Ausgestaltung des Strafverfahrens, NJW 2017, 2467; *Roggan*, Die strafprozessuale Quellen-TKÜ und Online-Durchsuchung, StV 2017, 826; *Großmann*, Telekommunikationsüberwachung und Online-

オンライン検索の実務上の運用については、前述の通り、電気通信を用いた通話内容の傍受及び源泉テレコミュニケーション傍受が許容され、その実施件数もわが国と比べて著しく多く、これらの捜査手法を用いることによって、重要な情報・証拠がかなりの程度まで保全されており、比例原則との関係でも、あえて基本権侵害の態様が多きいオンライン検索を実施せずとも捜査目的を実現することができるかとされている。この現状に鑑みると、オンライン検索のわが国への導入の可否については、わが国の刑事訴訟法に特別の根拠規定を設けることは当然としても、基本権侵害の極めて大きい捜査手法を導入するよりも、安定した実務運用がなされている通信傍受の対象犯罪を拡大し、インターネット上の子供に対する性的搾取に対処する仕組みを構築することがより現実的ともいえよう。

なお、上記オンライン検索は、連邦及び州警察においては、法律上の根拠規定があれば、行政警察目的でも行うことは、前記連邦憲法裁判所の判決からも許容されており、例えば、それを許容する立法例もある<sup>142</sup>。また、連邦憲法裁判所は、2021年6月8日の判決で、ゼロ・デイ・セキュリティ（Zero Day Security）との関係を判示し、情報技術機器の製造業者等と連携を取りながらオンライン検索を行うことを許容しているところ、同判決は、個々の具体的事例の具体的事実関係に即した選択肢の一つを提供するものと受け止められている<sup>143</sup>。なお、連邦憲法裁判所は、2023年2月16日、ヘッセン州（Hessen）とハンブルク市（Hamburg）の犯罪防止を目的とした自動データ分析に関する行政警察規則をそれぞれ無効としており、行政目的によるオンライン検索も関係する旨の指摘がなされている<sup>144</sup>。

ドイツ刑事訴訟法 100 条 g は、通信データの収集を規律している。電気通信法（Telekommunikationsgesetz）3 条 70 号によれば、通信データとは、電気通信サービスの提供のために収集、処理、または使用に必要なデータをいうとされている。このデータは、自の技術手段かを講じるか、単に電気通信及び（または）テレメディアサービスのプロバイダーからデータを求めることができる同法 100 条 g は技術手段を用いて情報を収集することができるが、この技術手段には、例えば、IP トラッキング、IP キャッチング、セルデータ通信の照会、いわゆるサイレント SMS が含まれる。

電気通信サービスプロバイダーの通信通信データの保存は、電気通信法の規定に基づいている。同法 176 条 1 項は、データ保存義務の範囲及び期間を定めており、接続データと位置データを区別しており、電話及びインターネット接続サービスの接続データは、2 週間、位置情報は 4 週間である。

さらに、通信データの保存は、電気通信テレメディアデータ保護法（Telekommunikation-

---

Durchsuchung, JA 2019, 244.

<sup>142</sup> § 49 BKAG.

<sup>143</sup> BVerfGE 158, 170.

<sup>144</sup> BVerfG, 1 BvR 1547/19.

Telemedien-Datenschutz-Gesetz)に基づいており、通信データの保存には、厳格な最小保存期間はないが、通信データは、法的に規制された特定の目的でのみ保存できるとされている。

また、インターネット上の子供の性的搾取という犯罪類型については、それに対する情報・証拠の保全の対象には、行為者による被害者への接触とその後のメールや SNS 上でやり取り、被害者の姿態等が撮影された記録媒体の所持等が考えられるところ、いずれについても、クラウド・コンピューティングサービスの普及により、そのような情報・証拠が、被疑者の使用する情報端末ではなく、そことインターネットを通じて接続されたサーバ上に蔵置されるようになり、そのようなサービスを提供する事業者は世界規模で展開していることもあり、捜査機関がリモートアクセスを実施するに当たって、その対象となるサーバの所在地が不明なことがある。サイバー犯罪条約 (Convention on Cybercrime) 32 条は、リモートアクセスの実施にあたり対象となるサーバの所在国が不明な場合のリモートアクセス (いわゆる越境リモートアクセス) の可否について具体的な解決策を示していないところ、ドイツにおいては、いわゆるリモートアクセスは、押収物の通覧 (同法 110 条) の規定に基づき行われている<sup>145</sup>。とはいえ、リモートアクセスを同法 100 条 b に規定されているオンライン検索として実施できるかという問題もあるが、上記オンライン検索との関係では、理論上は可能であるものの、ドイツの捜査実務においては、オンライン検索それ自体の実施の要件が極めて厳格であることから、同条の規定に基づいては行われてはいないようである。押収物の通覧としてのリモートアクセスについては、対象となる情報・証拠が国外のサーバに蔵置されていることが判明していれば、サーバ存置国の主権を侵害しないように配慮し、その実施を差し控えているようである。従って、そのサーバ存置国が EU 構成国であれば、EU の捜査共助手続、とりわけ、ヨーロッパ捜査命令 (European Investigation Order, EIO) が活用されており、サーバ存置国が EU 構成国以外の外国であり、サイバー犯罪条約 32 条に該当しないのであれば、一般的な捜査共助手続によると理解されている。アメリカ合衆国における新たな枠組みとして注目を集めているいわゆるクラウド法 (Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act, CLOUD Act) との関係については、明確な態度が示されなかった。ドイツの捜査実務上は、当該外国の主権を尊重する観点から、外国に存置されているサーバ及びサーバ所在国が不明なサーバに対するリモートアクセス及びオンライン検索は行ってはいないといえよう。

さらに、現在、世界規模で問題となっているものに、指紋認証、顔認証あるいはパスワードでロックされている携帯電話、スマートフォンといった情報端末機器に蔵置されている情報をどのように保全するかという問題がある。指紋認証及び顔認証は、わが国の刑事訴訟法 218 条 3 項に類似するドイツ刑事訴訟法 81 条 b の規定により、被疑者の意に反して認証のロックを解除することができるとされ、例えば、取調室で被疑者に対して指紋認証、顔認証あるいはパスワードでロックされ

---

<sup>145</sup> ドイツにおけるリモートアクセスについては、川出敏裕「コンピュータ・ネットワークと越境捜査」酒巻匡ほか編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2021) 421 頁以下。

ている携帯電話やスマートフォンといった情報端末機器を操作するように求め、被疑者がそれに応じなければ、捜査官が上記規定に基づき、被疑者の顔面にそれらの機器を持ってきたり、その指をそれらの機器に押し当てることで、ロックを解除することができる。ただし、パスワードについては、被疑者の意に反して、その唇から暗証番号という供述を得ることは黙秘権を侵害することになるから、実施することはできないと考えられているとのことである。なお、ドイツの捜査法の理解としては、差押えの対象はわが国と同様に有体物であると理解されてきたが、捜査実務においては、電磁的記録であるデジタルコンテンツも有体物と同様に扱うことを内容とする刑法典 11 条 3 項の規定により、情報またはコミュニケーション技術により送受信される無体物も含むものと理解されている。

### (3) サイバー犯罪捜査と国際協力

ドイツでは、2021 年に、国際協力に基づいてサイバー空間における広範な捜査が行われ、これはトロヤの盾作戦と言われ、この点について大々的な報道がなされた。この捜査は、インターネット上の子供に対する性的搾取に限られるものではないが、その種の犯罪も含むものであり、かつ、将来諸外国と協力して行う捜査の在り方を示すものとして意義があるので、ここで紹介する。

連邦刑事庁は、アメリカ合衆国の捜査当局からの情報に基づき、2021 年 3 月から犯罪組織により行われた重大な犯罪に対する捜査を行った。この捜査の端緒は、国際捜査共助手続に基づいてドイツに提供された暗号化された携帯電話プロバイダーの ANOM を利用している 2,700 人ほどの利用者のデータに基づいている。ANOM は、国際的な麻薬や銃火器の密売から殺人の依頼に至るまで、情報チャンネルとして活用されていた。ANOM のチャットにおいては、犯罪計画と実行についてオープンな連絡がなされており、捜査当局は、地域、価格協定、手口及び取引された商品の多数の写真に関する情報を入手していた。シャットダウンがなされる前までは、アジア、南アメリカ、ヨーロッパ等の 90 ヶ国以上で約 12,000 台のデバイスがアクティブであった。

捜査における課題は、膨大なデータの評価及びその処理であり、ドイツ連邦警察との緊密な協力により、約 1,000 人のユーザーが特定され、280 件以上の調査が開始され、ANOM からの情報を利用して 130 件以上の既存の捜査が補助されている。その結果、ドイツにおいては、90 件を超える事案において、警察が被疑者の逮捕、搜索・差押え等を実施した結果、140 件の逮捕状の執行が行われ、1,300kg の大麻、1,500kg を超える合成麻薬、4kg のヘロイン、20kg のコカインが差し押さえられ、また、5 か所の麻薬製造所が差し押さえられた。また、約 55 丁の銃火器及び 2,400 発以上の弾丸も発見され、180 万ユーロを超える資産が保全された。

なお、2022 年 10 月には、欧州評議会において、デジタルサービス法 (Digital Services Act) が採択され、2024 年 2 月から施行されることとなった。同法は、EU のデジタル戦略の一環として位置付けられ、ここでは、プラットフォームに対して有害コンテンツの除去等を義務付けており、ドイツにおいてもその国内法の整備が行われているとのことである。今後、同法の施行後のドイツにおける子供に対する有害環境の在り方に注視する必要がある。

### 3 韓国<sup>146</sup>

韓国では、デジタル性犯罪について捜査特例が設けられ、身分を秘匿して捜査を行う「身分秘匿(非公開)捜査(신분비공개수사)」と身分を偽装して捜査を行う「身分偽装捜査(신분위장수사)」に関する明文規定が置かれた<sup>147</sup>。これは、児童に対するデジタル性犯罪について、いわゆるおとり捜査を認めるものであり、特にダークウェブなど、通常の見つけ方では真相の解明が困難な閉鎖空間での捜査を実効的なものとするための捜査手法といえる。以下、身分秘匿捜査及び身分偽装捜査の概要を紹介する。

#### (1) 要件と手続

##### ア 身分秘匿捜査

青少年性保護法 25 条の 2 第 1 項は、児童に対するデジタル性犯罪の身分秘匿捜査について、以下のように規定している。

司法警察官吏は、……デジタル性犯罪……に対して、身分を秘匿し、犯罪現場(情報通信網を含む。)又は犯人と思料される者に接近し、犯罪行為の証拠及び資料等を収集……することができる。

---

<sup>146</sup> 本報告書は、中村真利子・裴相均「韓国におけるサイバー犯罪捜査の動向—児童に対するデジタル性犯罪の捜査に関する特例を中心に—」比較法雑誌 56 卷 2 号 127 頁(2022 年)の一部を適宜修正し、本助成に基づいて調査した結果を加筆したものである。

<sup>147</sup> 제 25 조의 2(아동·청소년대상 디지털 성범죄의 수사 특례)

① 사법경찰관리는 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 범죄(이하 “디지털 성범죄”라 한다)에 대하여 신분을 비공개하고 범죄현장(정보통신망을 포함한다) 또는 범인으로 추정되는 자들에게 접근하여 범죄행위의 증거 및 자료 등을 수집(이하 “신분비공개수사”라 한다)할 수 있다.

1. 제 11 조 및 제 15 조의 2 의 죄

2. 아동·청소년에 대한 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법」 제 14 조제 2 항 및 제 3 항의 죄

② 사법경찰관리는 디지털 성범죄를 계획 또는 실행하고 있거나 실행하였다고 의심할 만한 충분한 이유가 있고, 다른 방법으로는 그 범죄의 실행을 저지하거나 범인의 체포 또는 증거의 수집이 어려운 경우에 한정하여 수사 목적을 달성하기 위하여 부득이한 때에는 다음 각 호의 행위(이하 “신분위장수사”라 한다)를 할 수 있다.

1. 신분을 위장하기 위한 문서, 도화 및 전자기록 등의 작성, 변경 또는 행사

2. 위장 신분을 사용한 계약·거래

3. 아동·청소년성착취물 또는 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법」 제 14 조제 2 항의 촬영물 또는 복제물(복제물의 복제물을 포함한다)의 소지, 판매 또는 광고

③ 제 1 항에 따른 수사의 방법 등에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.

「デジタル性犯罪」として挙げられている犯罪は、①青少年性保護法 11 条（児童・青少年性搾取物の製作・配布等）及び 15 条の 2（オンライングルーミング行為）の罪、②児童・青少年に対する「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」14 条 2 項（性的撮影物又は複製物の頒布等）及び 3 項（2 項の罪が営利目的で情報通信網を利用して行われた場合）の罪である。身分秘匿捜査を行うにあたっては、事前に、上級警察官署捜査部署の長の承認を得る必要があり、その捜査期間は 3 か月を超えることができない（青少年性保護法 25 条の 3 第 1 項）<sup>148</sup>。

身分秘匿捜査の方法等に必要な事項については、大統領令に委ねられており（青少年性保護法 25 条の 2 第 3 項）、これを受けて、児童・青少年の性保護に関する法律施行令（原文「아동·청소년의 성보호에 관한 법률 시행령」。以下、「施行令」という。）では、身分の「秘匿」とは、警察官であることを明らかにせず、又は否認（身分偽装捜査における「身分を偽装するための文書、図画及び電子記録等の作成、変更又は行使」に至らない行為であって、警察官以外の身分を告知する方式を含む。）する方法とされている（施行令 5 条の 3 第 1 項）。身分秘匿捜査において認められている犯罪現場（情報通信網を含む。）又は犯人と思料される者への「接近」は、会話の構成員として観察するなど会話に参加したり、児童・青少年性搾取物等を購入したり、無償で提供を受けるなどの方法による（施行令 5 条の 3 第 2 項）。

身分秘匿捜査の承認手続及び方法等についても施行令で定められており（青少年性保護法 25 条の 3 第 2 項）、上級警察官署捜査部署の長の承認を受けるにあたっては、書面で承認要請を行い（施行令 5 条の 4 第 1 項）、その場合、身分秘匿捜査の必要性・対象・範囲・期間・場所及び方法を疎明する必要がある（施行令 5 条の 4 第 2 項）。身分秘匿捜査を終了したときは、終了日時及び終了事由等を直ちに上級警察官署捜査部署の長に報告しなければならない（施行令 5 条の 4 第 3 項）。

#### イ 身分偽装捜査

青少年性保護法 25 条の 2 第 2 項は、児童に対するデジタル性犯罪の身分偽装捜査について、以下のように規定している。

司法警察官吏は、デジタル性犯罪を計画若しくは実行し、又は実行したと疑うに足りる十分な理由があり、他の方法ではその犯罪の実行を阻止し、又は犯人を逮捕し、若しくは証拠を収集することが困難である場合であって、捜査目的を達成するためにやむを得ないときは、次の各号に掲げる行為……を行うことができる。

---

<sup>148</sup> 제 25 조의 3(아동·청소년대상 디지털 성범죄 수사 특례의 절차)

① 사법경찰관리가 신분비공개수사를 진행하고자 할 때에는 사전에 상급 경찰관서 수사부서의 장의 승인을 받아야 한다. 이 경우 그 수사기간은 3 개월을 초과할 수 없다.

② 제 1 항에 따른 승인의 절차 및 방법 등에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.

- 1 身分を偽装するための文書、図画及び電子記録等の作成、変更又は行使
- 2 偽装身分を使用した契約・取引
- 3 児童・青少年性搾取物又は「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 14 条第 2 項の撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む。）の所持、販売又は広告

身分偽装捜査を行うにあたっては、司法警察官吏は、検事に対して許可を申請しなければならない、申請を受けた検事は、裁判所に許可を請求することとなっている（青少年性保護法 25 条の 3 第 3 項）。司法警察官吏による申請は、必要な身分偽装捜査の種類・目的・対象・範囲・期間・場所・方法、及び当該身分偽装捜査が要件を満たすと思料する事由等の申請事由を記載した書面で行い、申請事由に対する疎明資料を添付しなければならない（青少年性保護法 25 条の 3 第 4 項）。裁判所は、この申請に理由があると認めるときは、身分偽装捜査に関する許可書を発付し（青少年性保護法 25 条の 3 第 5 項）、この許可書では、身分偽装捜査の種類・目的・対象・範囲・期間・場所・方法等が特定される（青少年性保護法 25 条の 3 第 6 項）。その期間は原則として 3 か月を超えることができず、捜査期間中に捜査の目的が達成されたときは、直ちに終了しなければならない（青少年性保護法 25 条の 3 第 7 項）。もっとも、身分偽装捜査の要件が存続し、捜査期間を延長する必要があるときは、司法警察官吏から検事に対して、疎明資料を添付して 3 か月の範囲で延長を申請し、検事が裁判所に延長を請求するが、身分偽装捜査は、通じて 1 年を超えることができない（青少年性保護法 25 条の 3 第 8 項）<sup>149</sup>。

---

<sup>149</sup> 제 25 조의 3(아동·청소년대상 디지털 성범죄 수사 특례의 절차)

- ③ 사법경찰관리는 신분위장수사를 하려는 경우에는 검사에게 신분위장수사에 대한 허가를 신청하고, 검사는 법원에 그 허가를 청구한다.
- ④ 제 3 항의 신청은 필요한 신분위장수사의 종류·목적·대상·범위·기간·장소·방법 및 해당 신분위장수사가 제 25 조의 2 제 2 항의 요건을 충족하는 사유 등의 신청사유를 기재한 서면으로 하여야 하며, 신청사유에 대한 소명자료를 첨부하여야 한다.
- ⑤ 법원은 제 3 항의 신청이 이유 있다고 인정하는 경우에는 신분위장수사를 허가하고, 이를 증명하는 서류(이하 “허가서”라 한다)를 신청인에게 발부한다.
- ⑥ 허가서에는 신분위장수사의 종류·목적·대상·범위·기간·장소·방법 등을 특정하여 기재하여야 한다.
- ⑦ 신분위장수사의 기간은 3 개월을 초과할 수 없으며, 그 수사기간 중 수사의 목적이 달성되었을 경우에는 즉시 종료하여야 한다.
- ⑧ 제 7 항에도 불구하고 제 25 조의 2 제 2 항의 요건이 존속하여 그 수사기간을 연장할 필요가 있는 경우에는 사법경찰관리는 소명자료를 첨부하여 3 개월의 범위에서 수사기간의 연장을 검사에게 신청하고, 검사는 법원에 그 연장을 청구한다. 이 경우 신분위장수사의 총 기간은



身分偽装捜査については、緊急身分偽装捜査も認められている<sup>150</sup>。身分偽装捜査の要件を備えている場合であって、急速を要し、上記の経路を経ることができないときは、裁判所の許可なく身分偽装捜査をすることができる（青少年性保護法 25 条の 4 第 1 項）。この場合には、遅滞なく検事に許可を申請しなければならないが、48 時間以内に裁判所の許可を受けなかったときは、直ちに身分偽装捜査を中止しなければならない（青少年性保護法 25 条の 4 第 2 項）。その期間については通常の身分偽装捜査と同様である（青少年性保護法 25 条の 4 第 3 項）。

身分偽装捜査は、申請書及び許可書においてある程度特定できる段階で行われることになるので、既に検挙された者の余罪について実施されることも多いようである。基本的に長期にわたって実施することはなく、犯人が長期的に児童・青少年と信頼関係を形成するようなオンライングルーミング罪についても、ある程度具体化され、既に犯罪と認定できるような段階で介入する。したがって、被疑者が、身分偽装捜査によって検挙された事実を知らない場合もあるようである。身分偽装捜査においては、既存の性搾取物を利用したり、これを単純複製して転送する方法が認められているが、実際の事件では、収集された証拠のうち性搾取物がどれほどあるのか確認できないこともあり、被害者の告訴や被害申告によって特定可能であれば、削除措置をしたり、被害者の同意を得て捜査に活用する。身分偽装捜査自体は、被害者の同意なく実施することができるが、多くの被害者が、犯人の迅速な検挙のために同意するといひ、検挙後、性搾取物の削除を要請することになる。

既存の性搾取物については、実在の被害者が存在することから、施行令 5 条の 2 第 2 号では、「被害児童・青少年に追加の被害が発生しないように注意すること」、同 3 号では「性暴力被害者に関する資料が流布しないようにすること」が求められている。もっとも、新たに撮影・製作・加工するような行為ではないとはいえ、このような捜査手法は、既存の性搾取物を拡散させることに繋がりがねないことから、人工知能（AI）技術を利用して、実在する児童が登場しない性搾取物を利用することの是非に関する議論がある<sup>151</sup>。これについては、保護法益に対する侵害の側面を考慮すると、

---

1 년을 초과할 수 없다.

<sup>150</sup> 제 25 조의 4(아동·청소년대상 디지털 성범죄에 대한 긴급 신분위장수사)

① 사법경찰관리는 제 25 조의 2 제 2 항의 요건을 구비하고, 제 25 조의 3 제 3 항부터 제 8 항까지에 따른 절차를 거칠 수 없는 긴급을 요하는 때에는 법원의 허가 없이 신분위장수사를 할 수 있다.

② 사법경찰관리는 제 1 항에 따른 신분위장수사 개시 후 지체 없이 검사에게 허가를 신청하여야 하고, 사법경찰관리는 48 시간 이내에 법원의 허가를 받지 못한 때에는 즉시 신분위장수사를 중지하여야 한다.

③ 제 1 항 및 제 2 항에 따른 신분위장수사 기간에 대해서는 제 25 조의 3 제 7 항 및 제 8 항을 준용한다.

<sup>151</sup> 신상현, *supra*, 136-137 면; 최준혁, 「청소년성보호법 개정을 통한 그루밍처벌에서의 쟁점」,

実在の児童・青少年の性搾取物を広告・販売することによる二次被害を防止するためにも、青少年性保護法で禁じられている撮影・製作・加工は実在の人物に関するものに限定されるべきで、架空の人物の性搾取物を製作して広告・販売することを否定する理由はないとの見解もある<sup>152</sup>。

韓国では、規制対象となる「児童・青少年性搾取物」の定義として、「児童・青少年又は児童・青少年として明白に認識され得る人物や表現物が登場し、第4号各目のいずれかに該当する行為をしたり、その他の性的行為をする内容を表現するものであって、フィルム・ビデオ物・ゲーム物又はコンピュータやその他の通信媒体を通じて画像・映像等の形態になったものをいう。」とされている（青少年性保護法2条5号）。ここでいう「表現物」にはアニメのような創造物も含まれる。その該当性の判断基準として、韓国の大法院は、「社会平均人の視点から客観的に見て、明白に青少年として認識することができる表現物を意味し、個別的な事案で表現物が示している人物の外見と身体発育に対する描写、音声又は話し方、服装、状況設定、映像物の背景やストーリーなど、複数の事情を総合的に考慮して慎重に判断しなければならない。」とした<sup>153</sup>。

創作物であっても「児童・青少年性搾取物」に該当し得るのであれば、捜査機関が既存の創作物を所持・販売・広告した際に、その相手方の購入行為等について犯罪の成否が問題となることは考えにくい。したがって、機会の提供を待つ相手方に対して、例えば、実在する児童が登場しない性搾取物を「製作」して、これを身分偽装捜査に利用できるようにすることは、さらなる被害の拡大を防止するためにも有効な捜査手法なのではないかと思われる。

## （2）その他の規定

### ア 証拠及び資料等の使用制限

身分秘匿捜査又は身分偽装捜査によって収集された証拠及び資料等については、使用制限に関する規定が置かれている<sup>154</sup>。使用できる場合として挙げられているのは、①その目的となったデジタ

---

比較 형사법 연구 제 23 권 제 2 호 (2021. 7.) 177 면, 202 면.

<sup>152</sup> 오상지, 「아동·청소년의 성보호에 관한 법률상 위장수사의 문제점에 관한 연구」, 경찰학연구 제 21 권 제 3 호 (2021. 9.), 161 면.

<sup>153</sup> 대법원 2019. 5. 30. 선고 2015 도 863 판결.

<sup>154</sup> 제 25 조의 5(아동·청소년대상 디지털 성범죄에 대한 신분비공개수사 또는 신분위장수사로 수집한 증거 및 자료 등의 사용제한)

사법경찰관리가 제 25 조의 2 부터 제 25 조의 4 까지에 따라 수집한 증거 및 자료 등은 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 경우 외에는 사용할 수 없다.

1. 신분비공개수사 또는 신분위장수사의 목적이 된 디지털 성범죄나 이와 관련되는 범죄를 수사·소추하거나 그 범죄를 예방하기 위하여 사용하는 경우
2. 신분비공개수사 또는 신분위장수사의 목적이 된 디지털 성범죄나 이와 관련되는 범죄로 인한 징계절차에 사용하는 경우

ル性犯罪、若しくはこれに関連する犯罪を捜査・訴追し、又はその犯罪を予防するために使用する  
場合、②その目的となったデジタル性犯罪又はこれに関連する犯罪による懲戒手続に使用する  
場合、③証拠及び資料収集の対象者が提起する損害賠償請求訴訟で使用する場合、④その他、他の法律の  
規定により使用する場合である（青少年性保護法 25 条の 5）。

#### イ 国家警察委員会と国会の統制

韓国警察庁の国家捜査本部長は、身分秘匿捜査が終了した直後に国家警察委員会に捜査関連資料  
を報告するとともに、半期ごとに、国会の所管常任委員会に身分秘匿捜査関連資料を報告すること  
となっている（青少年性保護法 25 条の 6）<sup>155</sup>。

身分秘匿捜査のみに関する規定であるが、このような報告義務は、身分秘匿捜査が、身分偽装捜  
査とは異なり、裁判所の許可を受けることなく行われることに鑑みて、事後的な統制手段として設  
けられたのである<sup>156</sup>。

国家警察委員会に対して報告するよう求められている事項は、終了した身分秘匿捜査の承認要請  
警察官署、承認期間、終了日時、終了事由、捜査対象、捜査方法、事件の要旨及び必要性であり（施  
行令 5 条の 5 第 1 項）、国会の所管常任委員会に対して報告する事項は、終了した身分秘匿捜査の承  
認要請警察官署、承認期間、終了日時、終了事由及び承認件数である（施行令 5 条の 5 第 2 項）。こ  
れらの報告は、電子的ファイルを情報通信網を利用して転送するか、その内容を記録・保管・出力  
することのできる電子的情報保存媒体に記録して提出することもできる（施行令 5 条の 5 第 3 項）。

このような統制手段が設けられているが、身分秘匿捜査及び身分偽装捜査いずれの場合にも、そ  
の対象となった被疑者への事後通知、獲得した証拠の廃棄義務、不服申立ての手続に関して規定さ  
れていないことから、この点を疑問視する見解もある<sup>157</sup>。身分偽装捜査においては、裁判所の許可

---

3. 증거 및 자료 수집의 대상자가 제기하는 손해배상청구소송에서 사용하는 경우

4. 그 밖에 다른 법률의 규정에 의하여 사용하는 경우

<sup>155</sup> 제 25 조의 6(국가경찰위원회와 국회의 통제)

① 「국가경찰과 자치경찰의 조직 및 운영에 관한 법률」 제 16 조제 1 항에 따른  
국가수사본부장(이하 “국가수사본부장”이라 한다)은 신분비공개수사가 종료된 즉시  
대통령령으로 정하는 바에 따라 같은 법 제 7 조제 1 항에 따른 국가경찰위원회에 수사 관련  
자료를 보고하여야 한다.

② 국가수사본부장은 대통령령으로 정하는 바에 따라 국회 소관 상임위원회에 신분비공개수사  
관련 자료를 반기별로 보고하여야 한다.

<sup>156</sup> 신상현, 「새로 도입된 신분비공개수사 및 신분위장수사 특례 규정에 대한 검토 -  
아동·청소년의 성보호에 관한 법률 제 25 조의 2 부터 제 25 조의 9 를 중심으로-」, 형사소송  
이론과 실무 제 13 권 제 2 호 (2021. 6.), 113 면, 119 면.

<sup>157</sup> 신상현, *supra*, 133 면.

書が手続要件として求められるとはいえ、身分を偽装して証拠を獲得し、さらには相手方のデジタル性犯罪行為を助長する側面も否めないことからすると、改正法の趣旨を考慮すれば、少なくとも、身分偽装捜査に支障のない範囲で、身分秘匿捜査と同様、事後的な統制手段としての報告義務を課すことも考え得るのではないと思われる。また、日本の通信傍受における対象者への事後通知(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 30 条)や、一定の処分について認められている不服申立て手続(刑事訴訟法 430 条等)も参考になろう。

#### ウ 守秘(秘密遵守)義務

身分秘匿捜査又は身分偽装捜査に対する承認・執行・報告及び各種書類作成等に関与した公務員又はその職にあった者は、職務上知った身分秘匿捜査又は身分偽装捜査に関する事項を外部に公開し、又は漏洩してはならず(青少年性保護法 25 条の 7 第 1 項)<sup>158</sup>、罰則規定もある。

全く関連性のない犯罪に流用されることのないよう証拠及び資料等の使用を制限しても、身分秘匿捜査又は身分偽装捜査に関する事項が開示されると、このような制限規定の効果がなくなるためであると説明されるが<sup>159</sup>、身分秘匿捜査又は身分偽装捜査の実効性を確保するためにも、このような措置は必要であると思われる。

#### エ 免責規定

司法警察官吏が、身分秘匿捜査又は身分偽装捜査中、やむを得ない事由で違法行為をした場合であっても、その行為に故意又は重大な過失がないときは処罰されない(青少年性保護法 25 条の 8 第 1 項)。この違法行為が国家公務員法に定める懲戒事由に該当する場合や、これにより他人に損害が発生した場合であっても、故意又は重大な過失がないときは、行政上の懲戒処分を受けず(青少年性保護法 25 条の 8 第 2 項)、その損害に対する民事上の責任を負わない(青少年性保護法 25 条の 8 第 3 項)<sup>160</sup>。

---

<sup>158</sup> 제 25 조의 7(비밀준수의 의무)

① 제 25 조의 2 부터 제 25 조의 6 까지 에 따른 신분비공개수사 또는 신분위장수사에 대한 승인·집행·보고 및 각종 서류작성 등에 관여한 공무원 또는 그 직에 있었던 자는 직무상 알게 된 신분비공개수사 또는 신분위장수사에 관한 사항을 외부에 공개하거나 누설하여서는 아니 된다.

② 제 1 항의 비밀유지에 관하여 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.

<sup>159</sup> 신상현, *supra*, 120-121 면.

<sup>160</sup> 제 25 조의 8(면책)

① 사법경찰관리가 신분비공개수사 또는 신분위장수사 중 부득이한 사유로 위법행위를 한 경우 그 행위에 고의나 중대한 과실이 없는 경우에는 벌하지 아니한다.

② 제 1 항에 따른 위법행위가 「국가공무원법」 제 78 조제 1 항에 따른 징계 사유에 해당하더라도 그 행위에 고의나 중대한 과실이 없는 경우에는 징계 요구 또는 문책 요구 등

これは、「n番部屋事件」等の捜査過程においてみられた現実的な捜査上の困難を考慮して規定されたものである<sup>161</sup>。特に、身分偽装捜査に関しては、必然的に付随すると思われる違法行為を行うことが認められ、その刑事処罰が免除されている。しかし、例えば、青少年性保護法 25 条の 2 第 2 項 3 号では、既存の性搾取物の「所持、販売又は広告」のみが挙げられており、捜査の必要があったとしても、新たに撮影・製作・加工するような行為まで行うことはできないという点は注目される<sup>162</sup>。もっとも、身分偽装捜査は裁判所の許可書を得て行われることから、実務上、その範囲を超えて捜査を実施して限界事例が発生するような事態は考えにくいという。

#### オ 捜査支援及び教育

上級警察官署捜査部署の長は、身分秘匿捜査又は身分偽装捜査が承認され、又はその報告を受けたときは、司法警察官吏に対して捜査に必要な人的・物的支援を行い、専門知識並びに被害者保護のための捜査方法及び捜査手続等に関する教育を実施しなければならない（青少年性保護法 25 条の 9）<sup>163</sup>。

#### (3) 身分秘匿捜査及び身分偽装捜査の実施状況

これらの捜査特例に関する準備は、施行の 3 か月前から進められたようである。施行 7 日前に、「草原部屋」というテレグラムチャットルームの運営陣を他の犯罪で逮捕することになり、このチャットルームが児童ポルノのやり取りをするものであることを確認し、被疑者の同意及び協力を得て、サイトを 7 日間維持した（改正後の身分秘匿捜査に該当する段階である）。施行後、裁判所の許可書を得て、運営陣に偽装して身分偽装捜査を行うことになり、利用者に対して、「偽装捜査官が活動するようになるので、このテレグラムも安全のために身元を確認できない利用者は退出させ、新しいチャットルームのアドレスを教えない」という趣旨で、個人情報に要求してこれを取得し、この情報から利用者の検挙に繋がった。デジタル性犯罪の捜査において、SNS などの運営会社は基本的には顧客の個人情報を提供せず、テレグラムも匿名性とセキュリティ性が高いことから、このように、個人情報の取得や関連証拠の確保が容易になったことは、大きな意義があると思われる。施

---

책임을 묻지 아니한다.

③ 신분비공개수사 또는 신분위장수사 행위로 타인에게 손해가 발생한 경우라도 사법경찰관리는 그 행위에 고의나 중대한 과실이 없는 경우에는 그 손해에 대한 책임을 지지 아니한다.

<sup>161</sup> 오상지, *supra*, 161 면.

<sup>162</sup> See, 신상현, *supra*, 117-118 면.

<sup>163</sup> 제 25 조의 9(수사 지원 및 교육)

상급 경찰관서 수사부서의 장은 신분비공개수사 또는 신분위장수사를 승인하거나 보고받은 경우 사법경찰관리에게 수사에 필요한 인적·물적 지원을 하고, 전문지식과 피해자 보호를 위한 수사방법 및 수사절차 등에 관한 교육을 실시하여야 한다.

行日に合わせてメディアで大々的に報道されたことで、当初は、運営陣や利用者が警戒し、捜査活動に大きな支障が生じたものの、その後は落ち着いてスムーズに進み始めたようである。

施行から約1か月が経過した2021年10月26日、韓国の警察庁は、この間、全国で計35件の身分泌匿捜査及び身分偽装捜査が行われ、58人の被疑者を検挙したことを報道資料で明らかにした<sup>164</sup>。身分泌匿捜査については、38件の申請件数のうち32件が承認され、承認されなかった6件のうち、5件は重複捜査であること、1件は対象犯罪に関する疎明不足が理由であったとのことであり、身分偽装捜査については、4件の申請件数のうち3件に対して裁判所の許可を受け、1件については検事が裁判所の許可を請求せず協議中とのことであった<sup>165</sup>。対象犯罪の類型は、身分泌匿捜査については、性搾取物の製作が5件、性搾取物の販売・配布が26件、グルーミング行為が1件（計32件）であり、身分偽装捜査については、性搾取物の製作が1件、性搾取物の所持・視聴が1件、グルーミング行為が1件（計3件）であった<sup>166</sup>。

この報道の際、サイバー捜査局サイバー捜査課内に、①身分泌匿捜査の承認、②身分偽装捜査の許可申請の適切性に関する検討、③身分泌匿捜査及び身分偽装捜査の指導・指揮・支援、④被害者の救出・保護といった業務を専門的に担当するサイバー性暴力捜査係を新設する予定であること（執筆時点で設置済み）、また、身分泌匿捜査及び身分偽装捜査の点検団により、全国の警察官署で実施されたこれらの捜査の適法性を点検し、その結果を各市・道の警察庁に通知するとともに、改善のための措置を講じる方針であることを明らかにした<sup>167</sup>。

その後の実施状況であるが、あまり多くは実施されていないようである。身分泌匿捜査及び身分偽装捜査を担当するサイバー捜査隊は、通常のサイバー課のように他の一般事件の補助も行うことから、常に身分泌匿捜査又は身分偽装捜査に従事するほどの余力はなく、サイバー捜査隊の支援と環境改善、専門捜査官の人材確保が求められている。児童・青少年性搾取物の確認とその削除のための捜査活動は、捜査官を精神的にも過度に疲労させることになったが、この点についての支援と配慮も必要である。

## V おわりに

コロナの中、計画していた聞き取り調査をすべて進めることができなかった点は残念だが、本研究でも現時点での各国の到達状況を調査の限度で示すことができているのではないかと思う。

今後は、本研究で示した成果を踏まえて、さらに、各国での対応状況、捜査手法などを継続的に

---

<sup>164</sup> 대한민국 정책브리핑, 「위장수사 시행 1 개월, 총 35 건 진행」, <https://www.korea.kr/news/pressReleaseView.do?newsId=156477415>, last accessed Sep. 12, 2022.

<sup>165</sup> *Ibid.*

<sup>166</sup> *Ibid.*

<sup>167</sup> *Ibid.*

研究し、変化する犯罪に対応するための基礎的視点と最新の情報の提供につなげていく必要があると思う。サイバー犯罪は変化が早く、定点観測のように、捜査手法の調査研究が必要とされよう。

本研究は、従来の有体物を中心とする犯罪捜査と証拠の搜索と押収という捜査手法では対処することが難しい、デジタル技術を利用した、児童の性的搾取に関係する犯罪にいかにして対処するか、を中心として考察したものだが、デジタル化に対応するべく大変革を迫られている制度全般の検討にも重要な示唆を与えるものであろう。

調査研究をコロナによる影響などの困難な状況がある中で、迅速に進めていただいた各先生方に感謝するとともに、この研究が現実の犯罪を解決し予防するために、少しでも有益な示唆を提供する研究となることを祈念する次第である。

## 付録：ウェブサイト上のアンケート調査結果

### SNS に起因する被害の実態 ～SNS を通じたサイバー犯罪に関する青少年の Web 調査から～

#### 1. はじめに

インターネットとスマートフォンの普及により、誰もが手軽に情報を発信・受信できるようになった。ただし Twitter や Instagram をはじめ多くの SNS は、表 1 に示すように、13 歳未満は利用できないよう規制されている。つまり、アカウントを作れるのは 13 歳以上、という年齢制限が設けられているが、現実的には、年齢確認や本人確認も厳格ではないため、13 歳未満の子どもが年齢を偽って登録・利用することも可能といえる。

LINE	なし（18 歳未満は利用できない機能がある）
Facebook	13 歳未満
Instagram	13 歳未満
Twitter	13 歳未満
YouTube	13 歳未満（親または保護者の許可があれば、13 歳未満の子どもは利用できる）
TikTok	13 歳未満

現在では多くの子どもが日常的に保護者の目の届かない場所でネット上の投稿やコミュニケーションツールとして SNS を利用しており、それに伴い、SNS をきっかけとしたトラブルや問題に遭遇し、ときには犯罪に巻き込まれてしまうこともある。

警察庁の令和 3 年の統計によると、「SNS に起因する」事件の被害児童数は 1,812 人だった。この 1,812 人という数字は氷山の一角といえるだろう。SNS には、危険性のあるサイトやサービスが含まれていることへの認識の希薄さゆえに、子どもが SNS で大人とつながり、児童ポルノなどの性被害や、誘拐などの事件に巻きこまれるケースが跡を絶たない。

インターネット上には、不特定多数の人と繋がることのできるメリットもある一方で、使い方によっては性被害などのトラブルに巻き込まれる可能性のあるサイトが多数存在している。

潜在的被害者の実態を顕在化させる調査が少ない中で、櫻井鼓氏の「SNS を介した子どもの性被害の実態」の調査結果が、公表された（下図参照）。

櫻井鼓氏によれば、自画撮り画像の送信掲載行動に至る要因として、児童の背景にあるのは「孤独感」で、「孤独感が増すほど、リアルな世界よりもネット上での対人関係を希求する傾向がある」としている。

また、櫻井鼓氏は、図に示しているように、18 歳未満での性的な自画撮り画像の送信経験（赤）

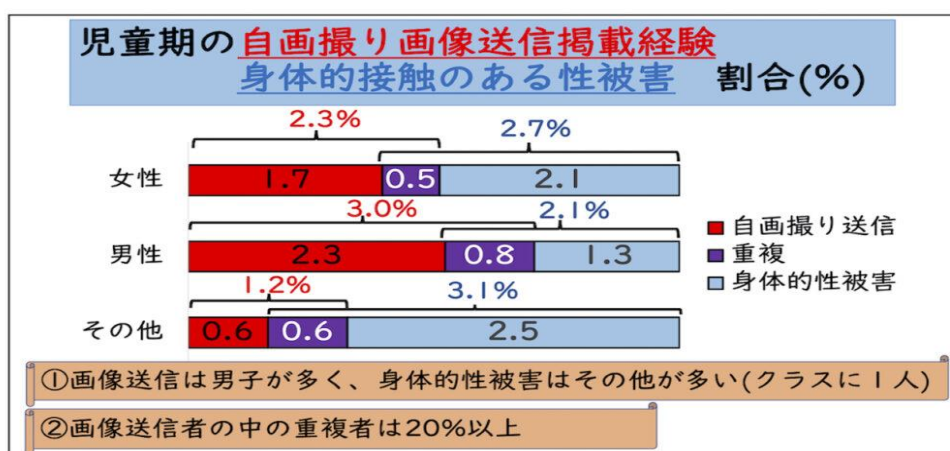


と身体的接触のある性被害（青）の割合を性別ごとに分析した結果について、「性別を問わず性的な自撮り送信掲載経験者がいること。特に、男性の割合の方が高い」結果が示され、「性被害者というイメージが強いかも知れませんが、性差に関わらず注意が必要である」こと強調していた。

\*研究者代表：櫻井鼓 JSPS 科研費 21K03118 日本学術振興会 基盤研究(C)「自撮り被害における児童の送信行動に影響を与える要因と被害予防教育の指標の検討」

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-21K03118/>（閲覧日 2023年3月1日）

\*追手門学院大学 HP (2023.01.24) OTEMON VIEW 編集部「SNS で深刻化するグルーミング。調査から見た児童の性被害の実態と背景」より(閲覧日 2023年3月1日)



出典：櫻井 鼓「性犯罪・性暴力被害の実態と課題 ～ネットを介した性被害調査～」に関する報告資料より抜粋（「全国犯罪被害者支援フォーラム 2022」 2022年10月17日報告）

ただし、今回の我々の調査結果では、性別でいえば女性の方が安易にネット上に個人情報を流しトラブルに巻き込まれていることが示されおり、結局、性差にかかわらず注意が必要と言える。

今後の調査次第では、文部科学省は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、学校におけるネット環境の整備と、自分用のパソコンやタブレットを持つ児童、生徒も増えたているので、状況は大きくかわっていることが予想されることには留意が必要である。

## 2. 調査について

### 2-1 調査目的

本調査目的は、調査結果から得られた被害者の特性を明らかにするとともに、サイバー非行解明の糸口を発見することを目的としている。

### 2-2 質問項目と先行研究から

質問項目については、以下の先行研究に基づき質問紙を作成した。

理論的観点としては、「日常活動理論 (routine activity theory)」と「社会的学習理論 (social learning theory)」を理論的基礎として、今回の調査の質問項目を検討し実施した。日常活動理論は、Cohen & Felson によって提唱されたもので、「犯罪は、動機も持った犯罪者、適当な被害者、監視者の不在という 3 要件が満たされた場合に成立するとし」・・・「加害者も被害者もリスクの高いウェブサイト等を利用する機会が多いので、インターネット上の非行と被害者の相関関係は高いとされる」(四方、pp.21-22)。

また、「社会的学習理論からは、犯罪者・非行少年は、インターネット上の非行仲間からサイバー犯罪の方法を習得することがみとめられる」(Lenkfeldt.2017,Holt.2012,Shinner.1997,四方、p.17)。

インターネットの利用時間の長さや、特定のウェブサイトの利用がサイバー犯罪被害に影響することが認められている (holt & Bossler.2013,Bossler.2012,四方、p.22)。さらに、ネット上の情報掲示板から得た情報を利用して、独学で習得していく者が多い。

### 2-3 調査対象・調査方法

年間 1 万 4~5 千件を超える投稿 (青少年からの投稿数が延べ 1 日、未成年者だけで 40 件程度) がある SMS サイトの管理者から協力を得て、Web 調査を実施した。オンラインアンケートの性質上、18 歳未満の者の保護者の同意をえることが困難であることから、対象者は 18 歳から 23 歳までとした。なお、回答者に対しては、A 団体のサポーター 1 年分を謝礼とした。

2021 年 1 月 1 日から 2021 年 4 月末日までの間、同サイトにおいて Web 調査を実施した結果、138 名 (男性 24.4%、女性 65.2%、その他 9.4%) からの回答を得た。

### 2-4 分析方法

分析方法としては、単純集計、 $\chi^2$  検定、及び Fisher の正確性確率検定を行い、残差分析の結果は、値が -1.96 より小さいか 1.96 より大きいのであれば、5% $P < 0.05$  未満水準で有意で、また、-2.58 より小さいか 2.58 より大きいのであれば 1% $P < 0.01$  未満水準で有意とする。

### 2-4 研究倫理

調査当時、調査者が所属する中央大学には全学的な倫理委員会が存在していなかったため倫理委員会の承認を受けていないが、標準的な研究倫理の観点から倫理的な配慮を行った。

#### (1) 対象者に与える影響について

Web アンケート調査は、対象者の非行経験や被害経験など、重要なプライバシーに関する調査であり、対象者に心理的影響を与える可能性があり得るものといえる。そこで、①保護者の同意を得ることが困難で、これを求めることとすると調査の実施が不可能となることから、本アンケートの対象を 18 歳以上とし、未成年であった時の状況を問うこととした。また、②Web を通じて行うものであり、対面調査ではないことから、対象者は心理的影響を受けにくいとも考えられ、③調査に当たっては、回答したくない質問に対しては回答する必要がないことを明記することにより、心理的影響を受ける可能性のある者からの回答を避けるようにし、④対象者の心の深層に及ぶような質問は含まれないように質問を作成した。

## (2) プライバシーの保護について

Web 調査を実施するに当たり、本アンケート調査は、対象者の非行経験や被害経験など、重要なプライバシーに関する調査であることから、調査結果の秘密保持には万全を期すため、①研究者において情報の管理を徹底するとともに、②アンケートの委託業者との間では、契約において秘密保持条項を設定すること。③アンケートの結果は、利用目的である研究目的以外には使用しないこととして、その旨をアンケートの質問の冒頭に示した。

## 3. 結果

### 3-1 性別とインターネット利用方法の傾向

#### (1) インターネット利用方法（パソコン）と「性別」の関連性とその傾向

インターネット利用方法については、スマホ、パソコン、ゲーム機、タブレットでパソコンでの利用（自分・家族共用・使用していない）の有無と性別の関連についてみた。

特に、パソコンでのネット利用と性別の関連性について、 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(4)=15.511, p<0.01, p=0.002, V=0.233$ )、及び Fisher の正確性確率検定を実施した。関連度を表す連関係数は  $V=0.233$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.01$  だった。

		パソコン			合計
		自分	家族共用	使用なし	
性別 男	人数	29	4	2	35
	性別の %	82.9%	11.4%	5.7%	100.0%
	パソコンの %	37.2%	14.8%	6.1%	25.4%
	調整済み残差	3.6	-1.4	-2.9	
女	人数	41	21	28	90
	性別の %	45.6%	23.3%	31.1%	100.0%
	パソコンの %	52.6%	77.8%	84.8%	65.2%
	調整済み残差	-3.6	1.5	2.7	
その他	人数	8	2	3	13
	性別の %	61.5%	15.4%	23.1%	100.0%
	パソコンの %	10.3%	7.4%	9.1%	9.4%
	調整済み残差	.4	-.4	-.1	
合計	人数	78	27	33	138
	性別の %	56.5%	19.6%	23.9%	100.0%
	パソコンの %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

「パソコン」でのネット利用については、「男子」は「自分」のを利用するが有意に多く、「女子」は、「自分」のを「利用する」が有意に少なかった。

とくに、「女子」は男子に比べ「パソコンを使用していない」と回答する人が有意に多かったことから、スマホ等での SNS 利用が中心となっていて、保護者のチェックの目が届きにくくなるといえる。

### 3-2 性別とインターネット上の書き込み(自分の写真)の有無との関連性の傾向

インターネット上の書き込み(自分の写真)の有無と性別の関連性の関連についての分析は、 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(2)= 6.833, p<0.05, p=0.033, V=0.223$ )、および Fisher の正確性確率検定 ( $p=0.31$ ) を実施した。関連度を表す連関係数は、 $V=0.223$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.05$  あった。

ネット上に自分の写真の書き込みをしたことの「ある」「男子」は、有意に少なく、「ない」が有意に多かった。「女子」は、書き込みをしたことが「ある」が有意に多く、「ない」は有意に少なかった。したがって、「女子」は、「男子」及び「その他」に比べて、ネット上に「自分の写真」を書き込む頻度が有意に多いことから、知らない間に他の全く関係ないサイトや、勝手にアダルトサイトなどに登録されて載せられてしまうなど無断掲載の危険性につながりかねないことが示された。

			自分の写真の書き込みの有無		合計
			ある	なし	
性別	男	人数	4	31	35
		性別の %	11.4%	88.6%	100.0%
		自分の写真の %	10.5%	31.0%	25.4%
		調整済み残差	-2.5	2.5	
	女	人数	31	59	90
		性別の %	34.4%	65.6%	100.0%
		自分の写真の %	81.6%	59.0%	65.2%
		調整済み残差	2.5	-2.5	
	その他	人数	3	10	13
		性別の %	23.1%	76.9%	100.0%
		自分の写真の %	7.9%	10.0%	9.4%
		調整済み残差	-.4	.4	

合計	人数	38	100	138
	性別の %	27.5%	72.5%	100.0%
	自分の写真の %	100.0%	100.0%	100.0%

3-3 性別とネット上での個人情報・プライバシーの流失トラブルの有無との関連性とその傾向  
性別とインターネット上で「個人情報・プライバシーの流失のトラブル」の有無との関連性について分析を行った。 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(2)= 6.269, p<0.05, p=0.044$ )、および Fisher の正確性確率検定 ( $p=0.031$ ) でおこなった。

			9-5 : プライバシー流出		合計
			ある	ない	
性別	男	人数	1	34	35
		性別の %	2.9%	97.1%	100.0%
		プライバシー流出の %	4.5%	29.3%	25.4%
		調整済み残差	-2.4	2.4	
	女	人数	19	71	90
		性別の %	21.1%	78.9%	100.0%
		プライバシー流出の %	86.4%	61.2%	65.2%
		調整済み残差	2.3	-2.3	
	その他	人数	2	11	13
		性別の %	15.4%	84.6%	100.0%
		9-5 : プライバシー流出の %	9.1%	9.5%	9.4%
		調整済み残差	-.1	.1	
合計		人数	22	116	138
		性別の %	15.9%	84.1%	100.0%
		プライバシー流出の %	100.0%	100.0%	100.0%

関連度を表す連関係数は、 $V=0.213$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.05$  あった。

「個人情報・プライバシーの流失トラブル」は、「男子」は「ある」が有意に少なく、「ない」が有意に多かった。女子は、「個人情報・プライバシーの流失トラブル」が「ある」が有意に多く、「ない」は有意に少なかった。「その他」は、調整済み残差による頻度の差も見られなかった。

したがって、「女子」は、「個人情報・プライバシーの流失」のトラブル巻き込まれやすいことが示された。

### 3-4 ネット上での書き込み（名前）・（学校名）・（自分の写真）とプライバシーの流失トラブルの有無の関連性と傾向について

#### （1） ネット上での書き込み（名前）とプライバシーの流失トラブルの関連性

表5 ネット上での書き込み（名前）とプライバシーの流失トラブルとの関連性

		9-5：プライバシー流出			
		ある	ない	合計	
名前のない 書き込みの有無	人数	10	85	95	
	名前の %	10.5%	89.5%	100.0%	
	プライバシー流出の %	45.5%	73.3%	68.8%	
	調整済み残差	-2.6	2.6		
	ある	人数	12	31	43
	名前の %	27.9%	72.1%	100.0%	
	プライバシー流出の %	54.5%	26.7%	31.2%	
	調整済み残差	2.6	-2.6		
合計	人数	22	116	138	
	名前の %	15.9%	84.1%	100.0%	
	プライバシー流出の %	100.0%	100.0%	100.0%	

ネット上に「名前の書き込み」とインターネット上で「個人情報・プライバシーの流失のトラブル」の有無との関連性について分析を行った。 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(1)=6.673, p<0.05, p=0.01$ )、および Fisher の正確性確率検定 ( $p=0.022$ ) でおこなった。

関連度を表す連関係数は、 $V=0.220$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.05$  あった。

「名前の書き込み」が「ある」人は、「プライバシーの流失トラブル」が有意に多く、ネット上に「名前の書き込み」が「ない」人は、有意に少なかった。

したがって、ネット上に「名前の書き込みしたことがある」人は、「プライバシーの流失」のトラブルに巻き込まれやすいことが示された。

#### （2） ネット上での書き込み（学校名）とプライバシーの流失トラブルの関連性

ネット上に「学校名の書き込み」とインターネット上で「プライバシーの流失のトラブル」の有無との関連性について分析を行った。 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(1)=4.545, p<0.05, p=0.049$ )、および Fisher の正確性確率検定 ( $p=0.049$ ) でおこなった。

関連度を表す連関係数は、 $V=0.181$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.05$  あった。「学校名の書き込み」が「ある」人は、「プライバシーの流出トラブル」が有意に多く、ネット上に「学校名の書き込み」が「ない」人は、有意に少なかった。

したがって、ネット上に「学校名の書き込みしたことがある」人は、「プライバシーの流出」のトラブルに巻き込まれやすいことが示された。

表6 ネット上での書き込み（学校名）とプライバシーの流出トラブルの関連性

		プライバシー流出トラブルの有無		
		ある	ない	合計
学校名ない の書き 込み	人数	17	107	124
	学校名の %	13.7%	86.3%	100.0%
	プライバシー流出の %	77.3%	92.2%	89.9%
	調整済み残差	-2.1	2.1	
ある	人数	5	9	14
	学校名の %	35.7%	64.3%	100.0%
	プライバシー流出の %	22.7%	7.8%	10.1%
	調整済み残差	2.1	-2.1	
合計	人数	22	116	138
	学校名の %	15.9%	84.1%	100.0%
	プライバシー流出の %	100.0%	100.0%	100.0%

### (3) ネット上での書き込み（自分の写真）とプライバシーの流出トラブルとの関連性

ネット上に「自分の写真の書き込み」とインターネット上で「プライバシーの流出のトラブル」の有無との関連性について分析を行った。 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(1)=9.568, p<0.01, p=0.002$ )、および Fisher の正確性確率検定 ( $p=0.004$ ) でおこなった。

関連度を表す連関係数は、 $V=0.263$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.01$  あった。「自分の写真の書き込み」が「ある」人は、「プライバシーの流出トラブル」が有意に多く、ネット上に「学校名の書き込み」が「ない」人は、有意に少なかった。

したがって、ネット上に「学校名の書き込みしたことがある」人は、「プライバシーの流出」のトラブルに巻き込まれやすいことが示された。

表7 ネット上での書き込み（自分の写真）とプライバシーの流出トラブルとの関連性

			プライバシー流出トラブルの有無		合計
			ある	ない	
自分の写真の書き込み	ない	人数	10	90	100
		自分の写真の %	10.0%	90.0%	100.0%
		プライバシー流出の %	45.5%	77.6%	72.5%
		調整済み残差	-3.1	3.1	
	ある	人数	12	26	38
		自分の写真の %	31.6%	68.4%	100.0%
		プライバシー流出の %	54.5%	22.4%	27.5%
		調整済み残差	3.1	-3.1	
合計		人数	22	116	138
		自分の写真の %	15.9%	84.1%	100.0%
		プライバシー流出の %	100.0%	100.0%	100.0%

3-5 ネット上での書き込み（住所）と SNS で知り合った人とのトラブルとの関連性と傾向

表8 ネット上での書き込み（住所）と SNS で知り合った人とのトラブルとの関連性

		知り合った人とのトラブルの有無			
		ある	ない	合計	
住所のない書き込みの有無	ない	人数	16	106	122
		住所の %	13.1%	86.9%	100.0%
		知り合った人の %	72.7%	91.4%	88.4%
		調整済み残差	-2.5	2.5	
	ある	人数	6	10	16
		住所の %	37.5%	62.5%	100.0%
		知り合った人の %	27.3%	8.6%	11.6%
		調整済み残差	2.5	-2.5	
合計		人数	22	116	138
		住所の %	15.9%	84.1%	100.0%



知り合った人の %	100.0%	100.0%	100.0%
-----------	--------	--------	--------

ネット上に「住所の書き込み」と「SNS で知り合った人とのトラブル」の有無との関連性について分析を行った。 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(1)=6.277, p<0.05, p=0.023$ )、および Fisher の正確性確率検定 ( $p=0.004$ ) でおこなった。

関連度を表す連関係数は、 $V=0.213$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.05$  あった。

「住所の書き込み」が「ある」人は、「SNS で知り合った人とのトラブル」が有意に多く、ネット上に「住所の書き込み」が「ない」人は、有意に少なかった。

したがって、ネット上に「住所の書き込みしたことがある」人は、「SNS で知り合った人とのトラブル」に巻き込まれやすいことが示された。

### 3-6 Twitter のアカウント数 2 個以上と、中高生時に実際に会った有無の関連性と傾向について

「Twitter のアカウント数が 2 個以上の有無」と「中高の時に実際に会ったことの有無」の関連性について分析を行った。

$\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(1)=11.4839, p<0.001, p=0.001$ )、および Fisher の正確性確率検定 ( $p=0.001$ ) で行った。関連度を表す連関係数は、 $\phi=0.288$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.001$  あった。

			中高生のとき実際に会ったことの有無		合計
			ある	ない	
Twitterのアカウント2個以上の有無	はい	人数	27	43	70
		ツイッター2個以上の %	38.6%	61.4%	100.0%
		中高のとき実際に会ったの %	75.0%	42.2%	50.7%
		調整済み残差	3.4	-3.4	
	いいえ	人数	9	59	68
		ツイッター2個以上の %	13.2%	86.8%	100.0%
		中高のとき実際に会ったの %	25.0%	57.8%	49.3%
		調整済み残差	-3.4	3.4	
合計	人数	36	102	138	
	ツイッター2個以上の %	26.1%	73.9%	100.0%	
	中高のとき実際に会ったの %	100.0%	100.0%	100.0%	

Twitterのアカウント数2個以上のアカウント所持の有無で「はい」の人うち、中高の時に実際

に会ったことが「ある」人は有意に多く、「ない」と回答した人は有意に少なかった。

したがって、Twitterのアカウントを複数所持している人は、SNS上で知りあった人と、中高生時代に、様々な目的と興味関心から、実際に出会う機会へと繋がっていることが分かった。

### 3-5 Twitterのアカウント2個以上と平日の一日の利用時間との関連性とその傾向

			Twitterのアカウント2個以上の有無		合計
			はい	いいえ	
利用時間	3時間以内	人数	17	36	53
		利用時間分類の %	32.1%	67.9%	100.0%
		Twitterのアカウント2個以上の %	24.3%	52.9%	38.4%
		調整済み残差	-3.5	3.5	
	4時間以上	人数	53	32	85
		利用時間の %	62.4%	37.6%	100.0%
		Twitterのアカウント2個以上の %	75.7%	47.1%	61.6%
		調整済み残差	3.5	-3.5	
合計		人数	70	68	138
		利用時間の %	50.7%	49.3%	100.0%
		Twitterのアカウント2個以上の %	100.0%	100.0%	100.0%

Twitterのアカウント数2個以上と平日の一日の利用時間との関連性について分析を行った。 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(1)=11.973, p<0.01, p=0.001$ ) を実施。関連度を表す連関係数は、 $V=0.374$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.01$  であった。

平日のインターネット利用時間が、「3時間以内」の人のうち、Twitterのアカウントが2個以上「ある」は有意に少なかった。

また、利用時間が「4時間以上」の人のうち、Twitterのアカウントが2個以上「ある」人は有意に多く、アカウントを複数もって「ない」ひとは、長時間利用することは有意に少なかった。

したがって、ネットにつなげている時間が長い人ほど、Twitterのアカウントが2個以上もち、様々なSNSを利用しながら長時間ネット利用している傾向が強いことが分かった。

### 3-6 勝手に有料サイトに登録されたトラブルの有無と、危険性の認知の関連性とその傾向

インターネット上の「勝手に有料サイトに登録されてトラブルに巻き込まれた有無」と「危険性の認知」の関連性の分析は、 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(2)=8.403, p<0.05, p=0.015$ )、および Fisher の正確性確率検定 (8.743、 $p=0.014$ ) を実施した。関連度を表す連関係数は、 $V=0.247$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.05$  であった。

「勝手に有料サイトに登録されたトラブル」に巻き込まれたことが「ある」人のうち、インターネットの危険性について「よく知っている」人は有意に多く、「知っている」は有意に少なかった。

また、「有料サイトでトラブル」に巻き込まれたことが「ない」人のうち、ネット上の危険性を「よく知っている」が少なく、「知っている」は有意に多かった。

したがって、「勝手に有料サイトに登録されたトラブル」に巻きこまれた人のうち、危険性を「知っている」程度の人の方が、トラブルを回避している結果が示された。逆に、インターネットの危険性を「よく知っている」人の方が、トラブルに巻き込まれている結果となったおり、わかっているから自分は大丈夫と過信していることがうかがえた。

表12 勝手に有料サイトに登録されたトラブルの有無と、危険性の認知との関連性

			危険性の認知			合計
			よく知ってる	知ってる	知らない	
勝手に有料サイトに登録されたことの有無	ある	人数	8	1	1	10
		有料サイト登録の %	80.0%	10.0%	10.0%	100.0%
		危険性の認知の %	11.8%	1.5%	33.3%	7.2%
		調整済み残差	2.0	-2.5	1.8	
	ない	度数	60	66	2	128
		有料サイト登録の %	46.9%	51.6%	1.6%	100.0%
		危険性の認知の %	88.2%	98.5%	66.7%	92.8%
		調整済み残差	-2.0	2.5	-1.8	
合計		人数	68	67	3	138
		有料サイト登録の %	49.3%	48.6%	2.2%	100.0%
		危険性の認知の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 3-7 ネット上の書き込み（電話番号）・（メルアド）の有無と、危険性の認知との関連性とその傾向

#### (1) ネット上の書き込み（電話番号）の有無と、危険性の認知との関連性

表13 ネット上の書き込み（電話番号）の有無と、危険性の認知との関連性

		危険性の認知			合計
		よく知ってる	知ってる	知らない	
電話番号 ない	人数	66	67	2	135
	電話番号の %	48.9%	49.6%	1.5%	100.0%
	危険性の認知の %	97.1%	100.0%	66.7%	97.8%
	調整済み残差	-.6	1.7	-3.7	
ある	人数	2	0	1	3
	電話番号の %	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%
	危険性の認知の %	2.9%	0.0%	33.3%	2.2%
	調整済み残差	.6	-1.7	3.7	
合計	人数	68	67	3	138
	電話番号の %	49.3%	48.6%	2.2%	100.0%
	危険性の認知の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

ネット上に「電話番号」の書き込みしたことの有無と、危険性の認知の関連性の分析は、 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(2)=15.373, p<0.05, p=0.032$ )、および Fisher の正確性確率検定 (7.707、 $p=0.032$ ) だった。

関連度を表す連関係数は、 $V=0.334$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.05$  であった。

ネット上に「電話番号」の書き込めたことが「ある」人のうち、インターネットの危険性について「知らない」は有意に多かった。また、ネットに「電話番号」の書き込めたことが「ない」人は、危険性についてはある程度知っていた。

今回の調査結果から、危険性を認知しないまま安易に「電話番号」を書き込んでいる人が一定数いることが示された。電話番号の書き込みは、家の特定につながるなど、ストーカー被害や、盗撮被害など深刻な被害につながりかねない。危険性をしっかり伝えていく必要があるといえる結果となった。

## (2) ネット上の書き込み（メールアドレス）と、危険性の認知との関連性

ネット上に「メールアドレス」の書き込みの有無と、危険性の認知に関連性の分析は、 $\chi^2$ 検定 ( $\chi^2(2)=19.253, p<0.01, p=0.005$ )、および Fisher の正確性確率検定 (9.959、 $p=0.008$ ) だった。

関連度を表す連関係数は、 $V=0.374$  で有意で、残差分析の結果は  $p<0.01$  であった。

ネット上に「メールアドレス」の書き込めたことが「ある」人のうち、ネットの危険性について「知らない」は有意に多かった。書き込みがない人は、危険性の認識をしている。

## クロス表

		危険性の認知			合計	
		よく知ってる	知ってる	知らない		
メアド の書き 込みト ラブル の有無	ない	人数	63	65	1	129
		メアドの %	48.8%	50.4%	0.8%	100.0%
		危険性の認知 の %	92.6%	97.0%	33.3%	93.5%
		調整済み残差	-.4	1.6	-4.3	
	ある	人数	5	2	2	9
		メアドの %	55.6%	22.2%	22.2%	100.0%
		危険性の認知 の %	7.4%	3.0%	66.7%	6.5%
		調整済み残差	.4	-1.6	4.3	
合計		人数	68	67	3	138
		メアドの %	49.3%	48.6%	2.2%	100.0%
		危険性の認知の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

したがって、今回の調査結果から、危険性を認知しないまま安易に「メールアドレス」を書き込んでいる人が一定数いることが示された。メールアドレスの書き込みは、「電話番号書き込み」同様に、SNS に勝手に拡散された結果、架空請求やストーカー被害など深刻な被害につながりかねない。危険性をしっかり伝えていく必要があるといえる結果となった。

## 4. 考察

### 4-1 性別について

「女子」は男子に比べ、スマホ等での SNS 利用が中心で、保護者のチェックの目が届きにくいことが示された。保護者が、子どものネットリスクを防ぐために、どのような関わりをもつかがカギとなる。性別に関係なく、子ども世代は、新しいサービスをどんどん取り入れていく世代といえる。保護者世代もまた、デジタルネイティブ世代に入り、ネットの便利さもリスクも肌で感じてきた世代となってきた。ただし、子どもはリスクに気づきにくいことから、うまく先導する大人が必要となる。

だからといって、ネットの利用を保護者が一方的に禁止したりルールを押し付けるなどすれば、子どもは保護者に隠れて使ったり、トラブルがあったときに子どもから親に相談しづらくなってしまふ。

危険性への不安は保護者も子どももっており、「よく知ってる」、「知っている」と回答している。今や、複数のアカウントを使い分けながら新しいサービスつながっている子どもへの見守り機能となっている保護者が管理する未成年者保護機能の活用とともに、日ごろから、信頼関係の中での利

用について話し合い必要になるだろう。

#### 4-2 ネット上での書き込みとプライバシーの流失トラブル

ネット上での書き込み（名前）・（学校名）・（自分の写真）で、プライバシーの流失トラブルに巻き込まれていることが分かった。特に「女子」は、「男子」及び「その他」に比べて、ネット上に安易に「自撮りの写真」を送ってトラブルに巻き込まれている傾向にある事が示された。

危険性を認知しないまま「電話番号」、「メアド」を書き込んでいる人が一定数いることが調査結果でも示されている。こうした結果からも、無断掲載の危険性につながりかねないことが示された。コミュニティサイトを悪用した児童買春や児童ポルノやストーカー被害など、深刻な被害につながりかねない危険性をしっかり、子どもたちを取り巻く環境の中で大人たちが伝えていく必要があるだろう。

#### 4-3 SNS上から現実世界での出会いへ

今回調査から、Twitterのアカウントを2個以上所持している人は、SNS上で知りあった人と、中高生時代に、様々な目的と興味関心から、現実世界で実際に会う機会へと繋がっていることが分かった。知り合った人が、すべてではないが、中には、性被害にあっている可能性も十分考えられる。

櫻井氏の先行研究では、「男子への注視」も重要といった指摘が示されていたが、今回の本調査では、特に、女子にその傾向が強く示されていた。抵抗感が薄れていることが危惧される結果である。

趣味や関心から近づいてくる相手の存在を疑うことはあまりしないだろう。近づく相手の危険性を見抜くことは難しく、言われるがままに自撮り写真を送ったり、個人情報伝えるなど、トラブルに巻き込まれている結果が示されていることから、深刻な被害に発展し泣き寝入りしている潜在的被害者が増えているといえるだろう。

若年層であればあるほど、はじめは、いい人と思い、信頼関係があると思って、被害に遭っていることすら認識できないということがある。そのため、実際に性被害にあったのち訴えたくても、被害への希薄さから犯罪の証明を困難にさせている。立証を難しくさせることもある。

直接の出会いの危険性については、行政、警察、民間支援団体等が、SNSや、直接、街頭や学校などを通じて発信しているが、当事者が自分は大丈夫と思っている節がある以上、甘い言葉に誘われ、興味関心が優先された出会いを、阻む手立てや、食い止める方法は、なかなか難しいのが現状である。

#### 4-4 危険性の認識の希薄さ

今回の調査結果から、ネット上の書き込み（電話番号）・（メールアドレス）と、危険性との

関連にていては、認知しないまま安易に「電話番号」や「メールアドレス」を書き込んでいる人が一定数いることが示された。

その一方で、危険性を認知していながら、自分は大丈夫と思い有料サイトの中でトラベルに発展していることが示された。「過信している」傾向がみられるだけに、注意喚起が必要といえる。

見知らぬ不特定多数の人が目にする有害サイトは、限りなく広がり、思わぬ方向へと被害が拡大し、深刻さを増すトラブル被害へと発展しかねない。SNSに投稿した自撮り写真や、自宅住所、電話番号、メールアドレスなど、勝手に拡散されたり、自分の写真が加工されて出会い系サイトに写真が掲載されたり、アダルトサイトなどに登録されるなど、被害は後を絶たない。

優しい言葉で共感されたり、会ったことがな人でも、「良い人だから大丈夫」と安易に、信頼してしまい、ネットを通じて出会い人が、なりすまじだったりと、あとから、気づいても、既に、性的画像を送ってしまっていたということになりかねないことがある。

現在、学校教育の現場では、児童、生徒に1人1台の端末を配備する国のGIGAスクール構想や、オンライン授業の推進を背景に、すべての子どもがグルーミングのターゲットになりやすいという危惧感をもって、子どもたちが、ネットにつながっている状態だという危機感を持ってよいと考える。

「いいね」の数欲しさに、自分の写真や動画を公開する子どもが増える中、抵抗感もさほどない。

それだけに、SNSの楽しさと犯罪リスクは表裏一体であるということ、低学年のうちから危険性への認識を強く伝える必要があるだろう。

## おわりに

SNSでのつながりは、加害者にとっても、顔も名前も出さず（時には年齢や性別を偽って）子どもに近づくことができる便利なものになっており、実質、誰もが性犯罪の加害者にも被害者にもなり得る。

また、特定のSNSを利用した犯罪が増えると、そのサービスの運営が終了することもある。これまでも、消えてはまた新しい運営サービスが生まれている。例えば、被害児童数が2015年に2位の「ぎやるる」は2020年に、2019年に2位の「ひま部」は、同19年に、いずれもサービスを終了している。

さらに、近年で問題になっているのが、モデル・アイドル等の勧誘である。はじめはSNSで知り合って、友達つながりになって後に、紹介され、話を聞いてみようと思ったなど、安易に事務所にいき、性被害にあう相談も増えている。実態についても、把握できない場合もあることから、若年層の保護など直接支援する団体の報告と警察の連携が必要な場面が増えている。

こうした実態を踏まえた、我が国の犯罪学研究において、先行研究は、情報モラル教育の観点か

らのものがほとんどで、犯罪学の観点からの調査はほとんどなされていないため、青少年によるサイバー犯罪とその被害の実態は明らかになっていない。今後も、今回のアンケート調査結果を踏まえた聞き取り調査などを継続していく必要がある。

#### 参考文献

- ・ 四方光「第2章 サイバー犯罪の犯罪学」中野目善則・四方光編著『サイバー犯罪対策』成文堂、2021年、pp.16-35
- ・ Cohen.L.E. & Felson.M.. “Social change and crime rate trends: A routine activity approach”. *American Sociological Review* 44, 1979, pp.588-608.
- ・ Holt. T. J., Bossler. A. M. ,& May, D.C. 2012, Low self-control, deviant peer association, and juvenile cyberdeviance. *American Journal of Criminal Justice*, 37, pp.378-395.
- ・ Leukfeldt. E. R. Kleemans. E. R.,& Stol. W.P. 2017, Cybercriminal networks, social ties and online forums: Social ties versus digital ties within phishing and malware networks, *British Journal of Criminology*, 57, pp.704-722
- ・ Skinner. W.F., A.M. 1997, A social learning theory analysis of computer crime among college students. *Journal of Research in Crime and Delequency*. 34,pp.495-518



## 執筆者一覧

まえがき	中野目善則
目的・方法	四方 光
結果・考察	
I 問題の所在	四方 光
1 インターネット上の児童の性的被害の深刻性	
2 ある交流サイトにおける調査結果	
3 インターネット上の児童の性的被害発生の典型的過程	
II 児童への誘惑行為（グルーミング）の規制	
1 条約における関連規定	四方 光
2 アメリカ	四方 光
3 イギリス	四方 光
4 カナダ	四方 光
5 オーストラリア	四方 光
6 ドイツ	滝沢 誠
7 韓国	中村真利子
8 我が国における検討状況	四方 光
III SNS等による対策の義務付け	
1 EUのデジタルサービス法	四方 光
2 アメリカ	堤 和通
IV 諸外国における児童ポルノサイトの摘発	
1 アメリカ	川澄真樹
2 ドイツ	滝沢 誠
3 韓国	中村真利子
V おわりに	中野目善則
付録：ウェブサイト上のアンケート調査結果	矢作由美子

## 文献

本文中の脚注等参照